

令和 3 年

笛吹市議会
第 1 回定例会会議録

令和 3 年 2 月 1 9 日 開会

令和 3 年 3 月 2 3 日 閉会

山梨県笛吹市議会

笛吹市告示第18号

令和3年笛吹市議会第1回定例会を次のとおり招集する。

令和3年2月12日

笛吹市長 山下政樹

1. 期 日 令和3年2月19日 午後 1時30分

2. 場 所 笛吹市役所議場

○ 応招・不応招議員

応招議員（19名）

1番	岡	由	子	2番	落	合	俊	美		
3番	山	田	宏	司	4番	河	野	正	博	
5番	河	野	智	子	6番	武	川	則	幸	
7番	神	澤	敏	美	8番	神	宮	司	正	人
9番	荻	野	謙	一	10番	古	屋	始	芳	
11番	野	澤	今	朝	幸	12番	中	村	正	彦
13番	海	野	利	比	古	14番	渡	辺	清	美
15番	中	川	秀	哉	16番	前	島	敏	彦	
17番	小	林		始	18番	渡	辺	正	秀	
19番	保	坂	利	定						

不応招議員（なし）

令和 3 年

笛吹市議会第 1 回定例会

2 月 1 9 日

令和3年笛吹市議会第1回定例会

1. 議事日程(第1号)

令和3年2月19日
午後 1時30分開議
於 議 場

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議会関係諸般の報告
- 日程第 4 市長施政方針並びに提出議案要旨説明
- 日程第 5 承認第1号 令和2年度笛吹市一般会計補正予算(第10号)の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 6 議案第1号 笛吹市行政組織条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第2号 笛吹市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第3号 笛吹市地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第4号 笛吹市移住定住お試し住宅条例の一部改正について
- 日程第10 議案第5号 笛吹市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第11 議案第6号 笛吹市学童保育室条例の一部改正について
- 日程第12 議案第7号 笛吹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第13 議案第8号 笛吹市介護保険条例の一部改正について
- 日程第14 議案第9号 笛吹市指定居宅介護支援等の事業に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第15 議案第10号 笛吹市都市公園条例の一部改正について
- 日程第16 議案第11号 笛吹市水道事業の設置等に関する条例等の一部改正について
- 日程第17 議案第12号 令和2年度笛吹市一般会計補正予算(第11号)について
- 日程第18 議案第13号 令和2年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算(第5号)について
- 日程第19 議案第14号 令和2年度笛吹市介護保険特別会計補正予算(第4号)について
- 日程第20 議案第15号 令和2年度笛吹市水道事業会計補正予算(第4号)について
- 日程第21 議案第16号 令和2年度笛吹市公共下水道事業会計補正予算(第4号)について
- 日程第22 議案第17号 令和2年度笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計補正予算(第1号)について

日程第23	議案第18号	令和2年度笛吹市簡易水道事業会計補正予算（第1号）について
日程第24	議案第19号	令和3年度笛吹市一般会計予算について
日程第25	議案第20号	令和3年度笛吹市国民健康保険特別会計予算について
日程第26	議案第21号	令和3年度笛吹市介護保険特別会計予算について
日程第27	議案第22号	令和3年度笛吹市介護サービス特別会計予算について
日程第28	議案第23号	令和3年度笛吹市後期高齢者医療特別会計予算について
日程第29	議案第24号	令和3年度笛吹市農業集落排水特別会計予算について
日程第30	議案第25号	令和3年度笛吹市境川観光交流センター特別会計予算について
日程第31	議案第26号	令和3年度笛吹市森林経営管理特別会計予算について
日程第32	議案第27号	令和3年度笛吹市黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について
日程第33	議案第28号	令和3年度笛吹市大積寺山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について
日程第34	議案第29号	令和3年度笛吹市稲山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について
日程第35	議案第30号	令和3年度笛吹市牛ヶ額恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について
日程第36	議案第31号	令和3年度笛吹市大口山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について
日程第37	議案第32号	令和3年度笛吹市崩山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について
日程第38	議案第33号	令和3年度笛吹市名所山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について
日程第39	議案第34号	令和3年度笛吹市春日山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について
日程第40	議案第35号	令和3年度笛吹市兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について
日程第41	議案第36号	令和3年度笛吹市水道事業会計予算について
日程第42	議案第37号	令和3年度笛吹市宮春日居地区温泉給湯事業会計予算について
日程第43	議案第38号	令和3年度笛吹市公共下水道事業会計予算について
日程第44	議案第39号	令和3年度笛吹市簡易水道事業会計予算について
日程第45	議案第40号	変更契約の締結について（新道峠展望台整備工事（債務））
日程第46	議案第41号	市道廃止について
日程第47	議案第42号	市道認定について

2. 出席議員は次のとおりである。(19名)

1番	岡	由	子	2番	落	合	俊	美		
3番	山	田	宏	司	4番	河	野	正	博	
5番	河	野	智	子	6番	武	川	則	幸	
7番	神	澤	敏	美	8番	神	宮	司	正	人
9番	荻	野	謙	一	10番	古	屋	始	芳	
11番	野	澤	今	朝	幸	12番	中	村	正	彦
13番	海	野	利	比	古	14番	渡	辺	清	美
15番	中	川	秀	哉	16番	前	島	敏	彦	
17番	小	林		始	18番	渡	辺	正	秀	
19番	保	坂	利	定						

3. 欠席議員

(な し)

4. 会議録署名議員

5番	河	野	智	子	6番	武	川	則	幸
----	---	---	---	---	----	---	---	---	---

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（19名）

市 長	山 下 政 樹	副 市 長	小 澤 紀 元
教 育 長	望 月 栄 一	総 務 部 長	須 田 徹
総合政策部長	深 澤 和 仁	会 計 管 理 者	石 原 和 加 子
市民環境部長	雨 宮 昭 夫	保健福祉部長	飯 島 尚 美
福祉事務所長	赤 尾 好 彦	産業観光部長	小 宮 山 和 人
建 設 部 長	標 博 司	公営企業部長	西 海 好 治
教 育 部 長	宇 佐 美 正 博	総 務 課 長	雨 宮 和 博
政 策 課 長	水 谷 和 彦	財 政 課 長	返 田 典 雄
消 防 長	矢 崎 丈 司	代表監査委員	横 山 祥 子
農業委員会会長	三 枝 啓 一		

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3名）

議会事務局長	田 中 親 吾
議 会 書 記	霜 村 直 人
議 会 書 記	横 山 慶

○議長（保坂利定君）

ただいまの出席議員は19名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年笛吹市議会第1回定例会を開会いたします。

開会にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

2月も半ばを過ぎ、少しずつ春の訪れを感じる季節となつてまいりました。心配される新型コロナウイルス感染症については、いまだ収束が見えず、県内の累計感染者数は昨日の時点で延べ934人となっております。

ワクチン接種についても、医療従事者に対する先行接種が始まっております。市当局におかれましては、市民を対象とした接種の準備等で大変なご苦勞をいただいているところであります。市民の安全・安心を守るために、万全の対策をお願いいたします。

議会といたしましても、できる限り協力していきたいと思っております。

議員各位におかれましても、感染防止に努めていただき、体調管理には十分留意をお願いいたします。

演台の上には、境川の岩沢正敏さまの育てたハウス桃の花をご提供していただき、議場にも一足早く春の訪れを感じさせていただいております。

さて、今定例会には、市長より令和2年度補正予算、条例の一部改正などの各種案件および令和3年度当初予算が提案されます。

会期中、格別のご精勵を承り慎重にご審議くださいますようお願い申し上げ、開会に当たつてのあいさつとさせていただきます。

ただいまの出席議員は19名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年笛吹市議会第1回定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

なお、新型コロナウイルス感染防止のため、マスク着用のまま会議を行います。

発言する場合のマスク着用は個々の判断に委ねます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○議長（保坂利定君）

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議規則第79条の規定により

議席第5番 河野智子君および

議席第6番 武川則幸君

の両名を会議録署名議員に指名いたします。

○議長（保坂利定君）

日程第2 「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月23日までの33日間としたいと思います。

これに異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から3月23日までの33日間と決定をいたしました。

○議長（保坂利定君）

日程第3 「議会関係諸般の報告」を行います。

本日までに受理した請願は、お手元にお配りした請願文書表のとおり、総務常任委員会に付託をいたします。

続いて、監査委員から令和2年11月分、令和2年12月分の例月出納検査の結果について報告がありました。お手元に配布してあります報告書により、ご了承をお願いします。

次に地方自治法第121条の規定により、市長ならびに行政委員会の長および委員に出席を求めたところ、お手元の名簿のとおり説明員の出席の通知がありました。

なお、議会関係の出席状況については、お手元に配布した活動報告のとおりであります。

○議長（保坂利定君）

日程第4 市長より施政方針ならびに日程第5 承認第1号から日程第47 議案第42号までを一括議題とし、提出議案に対する要旨説明を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

令和3年笛吹市議会第1回定例会の開会に当たり、諸議案の提案に先立ちまして、今後の市政運営において柱となる方針について、所信を申し述べます。

新型コロナウイルス感染症は、今もなお世界中で猛威を振るっており、わが国においても、1月7日に第2回の緊急事態宣言が発令され、東京や大阪など10の都道府県は、現在も対象区域となるなど、依然として最大級の警戒が必要な状況が続いています。

一方、国内でのワクチン接種は、2月17日から医療従事者への先行接種が始まり、4月からは高齢者への接種が行われる見通しとなるなど、少しずつ希望の光が見えてきています。本市としても、国や県と緊密に連携をとり、安全かつ円滑に接種ができる体制が確保できるよう準備を進めていきます。

さらに、感染拡大は市民生活や地域経済へ大きな影響を及ぼしていることから、収束後における市民生活や地域経済の回復に向けた取り組みにも力を注いでいきます。

3月11日には、平成23年に発生した東日本大震災から10年となります。この震災をきっかけに、これまでの防災対策の考え方は大きく変化し、国を挙げて国土強靱化の取り組みが進められることとなりました。

本市においても、地震災害とともに、集中豪雨による水害や大雪など、あらゆる自然災害を見据え、「防災新時代、命を守るまちづくり」を掲げて、様々な防災対策に取り組み、自助、共助、公助の役割を明確にし、それぞれが機能する仕組みづくりを推進していきます。

さて、私は、第二次笛吹市総合計画に、目指すべき市の将来像として「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」を掲げ、これを実現するために3つの基本目標ごとに、施策展開

を図っています。令和3年度の施政運営に当たり、重点事業を中心に施策体系に沿ってご説明申し上げます。

基本目標の1つ目、「幸せ実感 ころ豊かに暮らせるまち」についてです。

安心して子どもを生み、子育てできる環境の充実を図るとともに、地域での支え合いを大切に、誰もが住み慣れた場所でいきいきと暮らせるよう、そして、市民一人ひとりが希望を持ち活躍できる環境を通して、心身ともに健全で、ころ豊かに暮らし、幸せを実感できるまちづくりを目標として、以下の重点事業を展開いたします。

まず、子育て支援については、病児・病後児保育事業を推進します。

これまで、市内には病気または病気回復時にある0歳から小学校6年生までの児童を一時的に預かり保育する、病児・病後児保育事業を実施している施設がありませんでしたが、保護者からの市内への施設の設置を求める声に応える形で、令和3年度に、市内に設置されることとなりました。

これにより、保護者が仕事等の都合で、病気または病気回復時にある児童を自宅で保育できない場合や保育所などでの集団保育が困難な場合にも、市内の施設で適切な保育が提供できることとなりますので、子育ての負担軽減が図られるものと期待しています。

「誰もが安心して暮らせるまちづくり」については、高齢者の保健事業・介護予防事業の一体化を推進します。

高齢者の心身の多様な課題に対応した、きめ細やかな支援を行うため、これまで個別に実施してきた国民健康保険や後期高齢者医療制度など、医療保険の保健事業と介護保険の介護予防事業を一体的に実施します。

保健事業と介護予防事業で保有する相互のデータを分析し、健康課題を明確化することにより、効果的に事業を実施することができるようになることから、さらなる健康寿命の延伸に向け取り組んでいきます。

次に、多目的芝生グラウンド整備検討事業についてです。

子どもから高齢者まで市民の皆さまが生涯にわたり様々なスポーツを楽しみ、心身ともに健康な生活を送れるよう、多目的芝生グラウンドの整備について検討していきます。

また、スポーツと観光を融合させ、地域経済への波及効果を目指す「スポーツツーリズム」にも活用していけるよう検討していきます。

次に、新型コロナウイルスのワクチン接種についてです。

ワクチン接種は、新型コロナウイルスの感染症対策の重要な柱として、全国的に実施する施策であることから、国が主導的な役割を担うこととされ、国の指示のもと、県の協力により、市が予防接種を実施するものとなっています。

本市では、4月からの高齢者の接種に向け、予約の受付や問い合わせに応じるためのコールセンターを設置することとしています。県や笛吹市医師会とも連携を図り、安全かつ円滑に接種ができるよう準備を進めていきます。

「人と文化を育むまちづくり」については、まず、令和5年4月からの新校舎の使用開始に向けて、浅川中学校の校舎等の改修事業を進めています。

今年度は、基本設計、実施設計、測量、地質調査を実施し、来年度は、仮設校舎を建設した後、冬休みを利用して引っ越しを行い、3学期から校舎の本体工事に着手する予定です。

次に、学校プール民間活用モデル事業についてです。

小中学校では、近年の異常気象に伴う熱中症対策として水泳授業が中止となることが多く、計画的な授業の実施に課題を抱えています。また、各学校に整備されているプールの老朽化も進んでいます。

民間の屋内プールの活用は、安全で天候に左右されず、計画的な水泳授業が実施できるとともに、専属インストラクターの効果的な指導により、児童の泳力向上などが期待されます。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で事業が実施できなかったことから、令和3年度において、石和南、石和東、石和北の3つの小学校を対象に、モデル事業を実施し、本格的な導入に向けて検証を行います。

基本目標の2つ目、「幸せ実感 にぎわいあふれるまち」についてです。

地域の資源を掘り起こし、磨き上げることにより、農業や観光業の活性化を図るとともに、企業誘致を推進し、雇用の確保、多様な働き方が展開されるまちづくりを目指します。

新型コロナウイルス感染症の収束後に、国内外の方々が盛んに行き交い、これまで以上に、本市の産業が活性化することで幸せを実感できるまちづくりを目標として、以下の重点事業を展開します。

再び訪れたいくなるまちづくりについては、まず、笛吹物語プロジェクト事業を展開します。

年間を通して笛吹市を目的地として、お越しいただき楽しんでいただいている「笛吹物語」の様々なイベントについては、新型コロナウイルス感染症の影響により、これまで、中止や規模縮小を余儀なくされてきました。

昨年、開催を予定していた第24回全国鶴飼サミット笛吹大会についても、やむを得ず開催を延期しましたが、全国鶴飼サミット実行委員会のご配慮により、7月8日、9日の両日に本市で開催されることとなりました。

伝統文化である「笛吹川石和鶴飼」特有の徒歩鶴を国内外に広くPRできる機会ですので、本市の夏の観光資源としてしっかり情報発信をしていきます。

今後は、国内の感染状況を注視し、感染拡大防止ガイドラインの遵守や感染防止対策を講じながら、「石和温泉花火大会」や「川中島合戦戦国絵巻」などの各イベントにおいても、工夫を凝らし、安心して楽しめるイベントとなるよう検討していきます。

また、収束後に向けたキャンペーン等の準備も行い、私が先頭に立ってトップセールスを実施していきます。

次に、新道峠展望台整備事業についてです。

新道峠展望台の整備については、7月下旬のオープンに向けて工事および運営方針の検討を進めています。

この展望デッキから臨む雄大な富士山の絶景を見るために、国内外の多くの方々が、観光の目的地として本市にお越しくださるよう整備を進めるため、「新道峠展望台運用計画策定等プロジェクトチーム」を庁内に発足しました。

展望台完成後における観光客の送迎車両の運行計画策定と併せ、展望台の中期的な運用計画の策定を進めていきます。

実りある豊かなブランド農林業づくりについては、まず、笛吹市農業塾推進事業を推進します。

笛吹市農業塾は、4月から、市役所本館1階農業委員会事務局の隣へ事務所の移転を行い、市と農業塾の連携を強固にし、農業に関わる様々な問題やニーズに対し、迅速に対応できる体

制を整えます。

今後も、農家の手伝いをしたい援農希望者や後継者が不在で経営が心配な高齢農家に係る相談支援、新たに農業を始めたい就農希望者や規模を拡大したい農業経営者への情報提供などを充実させ、利用者の利便性の向上を図っていきます。

次に、モモせん孔細菌病防除対策事業についてです。

令和2年のモモせん孔細菌病については、多くの農家の皆さまのご努力により、前年に比べ発生を大幅に抑えることができました。

市では、「桃・ぶどう日本一の郷」を維持していくため、農家、JA、関係機関が一丸となって3年間継続して徹底した防除を行うこととしており、3年目となる来年度においても、引き続き、せん孔細菌病撲滅に向け、地域ぐるみの一斉防除を呼び掛けていきます。

また、新たな試みとして、山梨大学と連携し、より効果的な防除対策が行えるよう、ドローンによる上空からの面的な被害状況の把握を行い、防除と発病の関係を検証していきます。

活力ある地域経済づくりについては、石橋工業団地基盤整備事業を推進します。

現在、石橋工業団地においては、エリア拡張に伴い、県の補助金を活用して、道路を新設しています。また、企業誘致を計画しているエリアに、令和3年度から4年計画で水道配水管および下水道管渠の布設工事を行います。

引き続き、優良企業の誘致を積極的に行うとともに、工業団地内の基盤整備を実施していきます。

移り暮らせる魅力あるまちづくりについては、まず、地域おこし企業人事業を推進します。

本市では、株式会社JTBと令和2年4月から3年間の協定を締結し、職員を派遣していただいています。

今年度は、Instagramを使い、本市で立ち寄りたくなる場所の情報を発信した結果、Instagramのフォロワー数も情報発信を行う前の3倍に増えています。

令和3年度は、情報発信のターゲットを20代から30代までの女性に絞り、その世代に影響力のあるインフルエンサーを活用し、「桃・ぶどう日本一の郷」をInstagramを使って若者に伝えていきます。

これにより、本市の知名度を高めるとともに、多くのファンを獲得し、何度も本市に訪れていただけるリピーターを創出し、将来的に子育て世代となる若年層の移住定住に結び付けていきます。

次に、ふるさと納税事業についてです。

今年度の本市へのふるさと納税による寄附額は、1月末現在では12億2千万円を超え、昨年度の年間寄附額と比較して5倍を超える寄附をいただいています。

主な要因としましては、返礼品として人気の高いシャインマスカットや桃の量の確保、年間を通して提供できるワイン、米、精肉などの返礼品を増加したことなどが挙げられます。

また、今年度は、新型コロナウイルスの影響により、売り上げが落ち込んだワイナリーを支援するためのクラウドファンディングの活用や、特集ページへの掲載など新たな取り組みをふるさと納税ポータルサイト上で実施しました。

今後は、新たな返礼品を開拓し、寄附額15億円を目指しながら、更なる地域産業の活性化を図っていきます。

基本目標の3つ目、「幸せ実感 100年続くまち」についてです。

市民による主体的な活動の促進と、それを行政が支える体制を構築する中で、市民、団体、事業者、行政がそれぞれの役割を自覚し、力を合わせ、ともに考え、ともに行動し、地域活動を持続させるため協働によるまちづくりを目指します。

市民ニーズに的確に応えるとともに、引き続き質の高い行政サービスを提供していくため、行財政改革に取り組みながら、市民と行政がお互いを補い合い、積極的に対話を行う中で、災害や犯罪等の不安なく、安全・安心に暮らし続けることができる環境を通して幸せを実感していただけるまちづくりを目標として、以下の重点事業を展開します。

安全・安心で災害に強いまちづくりについては、まず、「地区防災計画」および「わが家の災害時行動計画」の策定を支援する防災体制整備事業に取り組みます。

自助、共助、公助の役割を明確にし、それぞれが機能する仕組みをつくることを目指す中、共助力を強化するための「地区防災計画」の策定を支援します。

この計画は、地域の特性に応じて、予想される災害、避難行動要支援者の避難誘導、在宅避難者の支援、指定避難所の運営、具体的な防災対策、防災マップなどについて、行政区が自らまとめるもので、計画策定作業を通して、地域の住民が相互に連携、協力して地域の防災力を向上させる共助の仕組みをつくるものです。

この計画の中に、指定避難所の運営も含まれていることから、指定避難所を単位とするモデル行政区を選定し、計画の策定作業を支援し、そこで得たノウハウを他の行政区での計画策定につなげていきたいと考えています。

また、自助力の強化のため「わが家の災害時行動計画」の策定支援にも取り組みます。この計画は、あらかじめ世帯ごとに、災害種別に応じて、時間の経過に沿った行動計画を立てることで、災害時に迷わず避難ができるようにするもので、地区防災計画と併せて策定作業を支援をしていきます。

次に、指定避難所等に防災備蓄倉庫を整備する備蓄品整備事業についてです。

本市では、現在、南海トラフ地震や、東海地震等の大規模災害時における避難者数を想定し、市内の各町の拠点となる8カ所の防災備蓄倉庫に、アルファ米等の主食、毛布および災害用トイレなどを備蓄しています。

今後は、発災直後に、市職員や避難所運営委員が、避難所ごとに配備した物品等を使用して円滑に避難所の開設、運営ができるよう、令和3年度から令和5年度までを計画期間として、拠点となる防災備蓄倉庫から離れた場所にある、27カ所の指定避難所等に防災備蓄倉庫を設置いたします。

次に、本館電源装置改修事業についてです。

災害対策本部の設置場所となる市役所本館の電源装置については、停電の際に72時間継続した自家発電を可能とする改修を行うとともに、浸水対策として受変電設備のかさ上げを行い、災害に強い体制づくりを推進します。

次に、水道施設の耐震化計画の策定についてです。

地震被害に備え、令和3年度に、基幹施設である13カ所の配水池の耐震診断を実施し、令和4年度に、診断結果に基づき耐震化計画を策定します。災害時にも安定的に飲料水が供給できるよう、計画的に耐震工事を行っていきます。

次に、下水道施設の地震対策についてです。

本市の下水道管渠については、現在、管渠延長398キロメートルのうち335キロメー

ルが必要な耐震性を有しています。今後、耐震性が確認されていない残りの63キロについても耐震診断を行い、診断結果に基づき、計画的に耐震化を進めていきます。

また、市内の指定避難所へ災害用マンホールトイレの設置を進めており、令和3年度は富士見小学校への設置を計画しています。

将来を見据えた行財政づくりとして、行財政改革推進事業に取り組みます。

限られた財源、限られた職員数で、効率的に行政サービスを提供していくため、市役所の業務分析に取り組んでいます。今年度、業務や事務の手順、業務量の実態調査を完了し、来年度は、この調査結果をもとに、すでに実績のあるコンサルタントに委託をし、様々な角度から分析、評価を行った上で、現在の問題や課題を明確にします。

業務分析の評価結果を、新たな技術の導入や業務プロセスの見直し、職員配置の適正化、組織の見直しなどに生かしていきます。

以上の「第二次笛吹市総合計画」に基づいた施策を展開していくに当たり、現状に満足することなく、一步でも前に進むために、私は、今年の職員の行動テーマを「現状維持は衰退～チャレンジを求めます～」としました。与えられた仕事を今までどおり漫然と行うのでは、時代の変化や新たなニーズに応えていくことはできません。私も、これまで以上に積極果敢に市の課題に取り組んでまいりますので、議員各位をはじめ、市民の皆さまにおかれましては、ご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、本日、提出しました案件につきまして、概略をご説明申し上げます。

提出した案件は、専決処分の承認案件1件、条例案11件、令和2年度補正予算案7件、令和3年度当初予算案21件、その他の議案3件、合わせて43案件です。

はじめに、承認案件です。

「令和2年度笛吹市一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承認を求めることについて」は、国が年度内にも新型コロナウイルスのワクチン接種を開始することとしており、市がワクチン接種の実施主体となるため、ワクチンの接種費用および接種体制整備に必要な事務経費について、4億1,125万円を追加し、総額43億7,305万円とするものです。

本市でも、一日も早く市民の皆さまがワクチン接種できるよう、予防接種台帳システムの改修やコールセンターの設置などの接種体制を整備するため、緊急的な対応を必要としたものであり、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により承認をお願いするものであります。

続きまして、条例案です。

まず、「笛吹市行政組織条例の一部改正について」および「笛吹市水道事業の設置等に関する条例等の一部改正について」は、市の事務組織の見直しに伴い、条例の一部を改正するものです。

次に、「笛吹市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」は、市職員の心身の健康の維持および増進ならびに家庭生活の充実等を目的として、夏季休暇の日数を拡充するため、条例の一部を改正するものです。

次に、「笛吹市地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について」は、課税免除の申請期間に関する特例を規定で定めることに伴い、条例と規則で重複している規定を整理し、申請期間に関する規定を規則に委任するため、条例の一部を改

正するものです。

次に、「笛吹市移住定住お試し住宅条例の一部改正について」は、建物の老朽化により上芦川お試し住宅を解体することに伴い、条例の一部を改正するものです。

次に、「笛吹市学童保育室条例の一部改正について」は、富士見小学童保育クラブの学童保育室を増室することに伴い、条例の一部を改正するものです。

次に、「笛吹市介護保険条例の一部改正について」は、笛吹市第8期介護保険事業計画の策定および新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴い、条例の一部を改正するものであり、また「笛吹市国民健康保険条例の一部改正について」は、同じく新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

次に、「笛吹市都市公園条例の一部改正について」は、笛吹市みさか桃源郷公園および笛吹市八代ふるさと公園ならびに笛吹市境川寺尾緑地を、都市公園法第2条に定める都市公園として設置することに伴い、条例の一部を改正するものです。

次に、「笛吹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」および「笛吹市指定居宅介護支援等の事業に関する基準等を定める条例の一部改正について」の2案件は、いずれも関係上位法令の改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

続きまして、補正予算案についてです。

まず、「令和2年度笛吹市一般会計補正予算（第11号）について」は、既定の予算額から歳入歳出それぞれ2億312万円を減額し、総額を434億6,993万円とするものです。

歳入については、新型コロナウイルス感染症の影響などにより市税の減収が見込まれることから2億8,935万円を減額しました。また、市税の減収に伴い、市債である減収補填債を1億8,160万円発行することとしました。

歳出については、年度末における事業費の確定による減額が主なものですが、国の補正予算第3号を活用して児童福祉施設における新型コロナウイルス感染症対策経費として1,739万円、県営畑地帯総合整備事業に1億1,514万円、さらに小学校施設計画的改修事業に1,573万円を追加しました。

また、ふるさと納税寄附金が総額13億円となることが見込まれるため、まちづくり基金に1億501万円を積み立てることとしました。

次に、特別会計の補正予算案です。

国民健康保険特別会計など2会計について、合計で1,588万円の追加を行うものです。

次に、公営企業会計の補正予算案です。

水道事業、温泉給湯事業、公共下水道事業および簡易水道事業の4会計において、収益勘定・資本勘定合わせ8,080万円を減額し、企業会計の予算総額を66億1,818万円とするものです。

続きまして、「令和3年度当初予算案」についてですが、新型コロナウイルス感染症が収束しない状況下において、その対策をはじめとする多くの行政課題に引き続き取り組む必要があるとともに、第二次笛吹市総合計画で掲げる将来像「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」の実現に向けた取り組みを推進するため、重点事業や緊急的に対応しなければならない事業について、積極的に予算計上を行いました。

まず、「令和3年度一般会計予算案」についてです。

一般会計予算については、前年度から33億6,042万円増加し、総額355億5,511万円を計上しました。

歳入では、新型コロナウイルス感染症の影響により、多方面にわたり経済活動が抑制されたため、令和3年度の市税収入は大幅な落ち込みが予想されており、市税は前年度比8.1ポイント減の79億4,306万円としました。一般財源の確保が厳しい状況の中で、国県補助金の活用をはじめ、合併特例債、緊急・防災減災事業債および一般事業債など40億1,760万円の地方債の充当を行ったところです。

また、重点事業およびシステム構築経費などの臨時的経費に、財政調整基金をはじめ、公共施設整備等基金およびまちづくり基金などの特定目的基金も積極的に活用するとともに、新型コロナウイルス感染症対策関連経費の財源を捻出するため減債基金の活用も行い、基金繰入金を32億110万円としています。

歳出では、スクラップ・アンド・ビルドの考え方を職員に周知徹底を図る中、事務事業の徹底的な見直しや廃止を行ったところです。

重点事業の中で予算額の大きなものとしては、新山梨環状道路関連道路整備事業に9億2,157万円、浅川中学校校舎等改修事業に7億4,886万円、ふるさと納税事業に6億2,259万円、モモせん孔細菌病防除対策事業に2億6,391万円、内部情報系システム構築事業に2億1,147万円を計上しました。

また、ふるさと納税寄附額の大幅な増加に伴い、まちづくり基金積立金12億191万円を計上するとともに、新型コロナウイルス感染症対策関連経費として8億5,190万円を計上したところであります。

次に「令和3年度の特別会計予算」です。

それぞれ総額を申し上げますと「国民健康保険特別会計」は83億43万円、「介護保険特別会計」は66億6,999万円、「介護サービス特別会計」は1,202万円、「後期高齢者医療特別会計」は15億7,094万円、「農業集落排水特別会計」は4,725万円、「笛吹市境川観光交流センター特別会計」は1億182万円、「森林経営管理特別会計」は1,315万円とするものです。

また、「黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計」など9件の財産区特別会計につきましては、総額を5,644万円とするものです。

次に「令和3年度の企業会計予算」です。

「水道事業会計」は、収益的収入および支出をそれぞれ18億6,442万円に、資本的収入を5億5,696万円、同支出を11億9,269万円とするものです。

「春日居地区温泉給湯事業会計」は、収益的収入及び支出をそれぞれ6,247万円に、資本的支出を1,547万円とするものです。

「公共下水道事業会計」は、収益的収入及び支出をそれぞれ19億4,575万円に、資本的収入を10億486万円、同支出を16億7,011万円とするものです。

「簡易水道事業会計」は、収益的収入及び支出をそれぞれ2,515万円に、資本的収入を425万円、同支出を631万円とするものです。

続きまして、その他議案です。

まず「変更契約の締結について」は、令和2年第1回定例会において、契約の締結について議決いただき、工事が進められてきた、新道峠展望台整備工事の工事内容に変更が生じたこと

による契約金額の増額について、変更契約を締結するため、笛吹市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものです。

「市道の廃止について」および「市道の認定について」は、周辺地域の土地利用等の変化に伴い、市道4路線を廃止すること、また、市道5路線を新たに認定することについて、道路法第10条および第8条第2項の規定により、議会の議決をお願いするものです。

いずれの議案につきましても、その末尾に提案理由を付記していますので、詳しくは、それによりましてご確認をお願いいたします。

以上、今定例会に上程しました案件につきまして、提案理由をご説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（保坂利定君）

次に日程第5 承認第1号を議題とし、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

以上で質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております承認第1号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、承認第1号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより承認第1号について、討論・採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

承認第1号の討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結します。

これより、承認第1号の採決を行います。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員です。

よって、承認第1号は原案のとおり承認することに決しました。

以上で、本日の議事はすべて終了しました。

お諮りします。

明日2月20日から3月1日までは、議案調査のため休会といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、明日２月２０日から３月１日までは休会とすることに決定をいたしました。

次の本会議は３月２日、午前１０時から再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会　午後　２時１７分

令和 3 年

笛吹市議会第 1 回定例会

3 月 2 日

令和3年笛吹市議会第1回定例会

1. 議事日程(第2号)

令和3年3月2日
午前10時00分開議
於 議 場

- 日程第 1 市長提出議案 議案第1号―議案第42号(一括上程)
上程議案に対する質疑
日程第 2 市政一般についての質問(代表質問)

2. 出席議員は次のとおりである。(19名)

1番	岡 由 子	2番	落 合 俊 美
3番	山 田 宏 司	4番	河 野 正 博
5番	河 野 智 子	6番	武 川 則 幸
7番	神 澤 敏 美	8番	神 宮 司 正 人
9番	荻 野 謙 一	10番	古 屋 始 芳
11番	野 澤 今 朝 幸	12番	中 村 正 彦
13番	海 野 利 比 古	14番	渡 辺 清 美
15番	中 川 秀 哉	16番	前 島 敏 彦
17番	小 林 始	18番	渡 辺 正 秀
19番	保 坂 利 定		

3. 欠席議員

(な し)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（18名）

市 長	山 下 政 樹	副 市 長	小 澤 紀 元
教 育 長	望 月 栄 一	総 務 部 長	須 田 徹
総合政策部長	深 澤 和 仁	会 計 管 理 者	石 原 和 加 子
市民環境部長	雨 宮 昭 夫	保健福祉部長	飯 島 尚 美
福祉事務所長	赤 尾 好 彦	産業観光部長	小 宮 山 和 人
建 設 部 長	標 博 司	公営企業部長	西 海 好 治
教 育 部 長	宇 佐 美 正 博	総 務 課 長	雨 宮 和 博
財 政 課 長	返 田 典 雄	消 防 長	矢 崎 丈 司
代表監査委員	横 山 祥 子	農業委員会会長	三 枝 啓 一

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3名）

議会事務局長	田 中 親 吾
議 会 書 記	霜 村 直 人
議 会 書 記	横 山 慶

○議長（保坂利定君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は19名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日、傍聴と撮影の申請があり、これを許可しましたので報告いたします。

傍聴人に申し上げます。

傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので静粛に願います。

また携帯電話の電源は切るか、マナーモードに設定していただくようお願いいたします。

なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法の規定により退場を命じますので念のため申し添えます。

本日の会議においても新型コロナウイルス感染防止のため、マスク着用のまま会議を行います。

発言する場合のマスク着用は、個々の判断に委ねます。

なお、換気を行うため、代表質問1人終了ごとに暫時休憩をいたします。

直ちに日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

報告事項を申し上げます。

政策課長 水谷和彦君より欠席届が提出され、これを受理しましたので報告いたします。

○議長（保坂利定君）

日程第1 市長提出議案「議案第1号」から「議案第42号」までを一括議題とし、上程議案に対する質疑および日程第2 市政一般についての「代表質問」を行います。

議案に対する質疑および代表質問は、配布しました一覧の順番とおりに行います。

申し合わせ事項を順守され、簡単明瞭に願います。

なお、当局の答弁も簡明率直にされまして議事進行にご協力をお願いをいたします。

まずはじめに笛新会、神宮司正人君の質疑および質問を許可します。

なお、パネルの使用について申し出があり、これを許可しましたので報告をいたします。

神宮司正人君。

○8番議員（神宮司正人君）

笛新会の神宮司正人です。

ただいま議長のご許可をいただきましたので、通告に基づきまして笛新会を代表して質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

2月22日、世界中にあるコメントが配信をされました。「この優勝をコロナと闘っているすべての世界中の人と、また先日、地震が日本で起きた日本の方々に捧げます。コロナや地震など暗いニュースが続いておりますが、今はみなが助け合うことが必要です」。これは先月、テニスの全豪女子オープンを見事制しました大阪なおみ選手の優勝後のコメントでございます。

世界を制しても決して浮かれることなく、世界や日本の人々に思いをはせる素晴らしいアス

リートに改めて感激をいたしました。心からこのたびの優勝を祝福したいと思います。

さて、昨年1月中旬、わが国日本で初めて確認をされました新型コロナウイルス感染症から早1年が経過をいたしました。12月初めから本年1月にかけての第3波の新型コロナウイルス感染症の急激な感染拡大から、首都圏ほかに発出されました二度目の緊急事態宣言は、2月7日ですべて解除されることはなく、10都府県で3月7日まで延長され、社会生活や日常生活行動に大きな影響を及ぼしております。

ここにきて、関西、中部および福岡県の6府県が2月末で解除となりましたが、多くの専門家の皆さんや国、県のご努力および国民の協力で、このところ全国の感染者数は減少に転じたとはいえ、いまだ予断の許されない状況が続いております。

改めまして、これまで新型コロナウイルス感染症により、お亡くなりになりましたすべての方々の御霊に対し、心からの哀悼の意を捧げ、ウイルスとの闘いの最前線で日夜立ち続ける医療現場、介護現場の皆さまをはじめ多くの方々の献身的なご努力のおかげで、今の私たちの暮らしがあることに對しまして、深い敬意とともに心からの感謝の意を表したいと思います。

私たち一人ひとりが状況に見合った新しい生活様式を取り入れ、より一層の感染拡大防止に努め、今なお不安や悲しみを抱える人々に一日も早く安寧の日が訪れますようお祈りをいたしたいと思います。

さて、市長としまして2期目、本年の第1回目の定例会を迎えるのに当たりまして、これまでこの1年間、大変なコロナ禍にありまして、国・県と連携をし、市政に取り組んでこられました山下市政の成果と評価、また今後の課題についてお尋ねをいたしたいと思います。

まず1問目といたしまして、令和3年度に向けて新年度予算案が本会議に提出されましたが、令和3年度予算と令和2年度の財政運営について、お伺いをいたします。

市長再就任後、コロナ禍でのこの1年を検証する中、令和2年度は総合的に見てどのような状況であったのか。また、決算を見通す中で令和3年度予算編成に腐心をしたところ、あるいは昨年との違いはどのようなところであるのか、お尋ねをいたしたいと思います。

次に2問目としまして、新型コロナウイルス感染症対策についてお伺いをしたいと思います。

国民の多くが期待と不安を抱く中、いよいよコロナワクチンの接種が2月12日、日本に1便が空輸され到着をいたし、14日承認をされ、17日より医療従事者から先行接種が開始されました。21日には第2便も到着をいたしまして、また昨日、第3便が入ってまいりました。国の接種に向けての指針や県の方針等がなかなか不確定の中ではありますが、本市としましても、その対応にはこの間、関係部局では大変なご苦勞をいただいているところと承知しておりますが、新型コロナウイルス感染症の感染防止と撲滅に向けて大きな第一歩と捉え、大いに期待をしているところでございます。

そこで、新型コロナウイルス感染症対策の諸事業のこれまでの検証と今後の取り組みについてお尋ねをいたします。

まず1点目、市内個人事業主に対する支援金の活用実績はどうであったのか伺います。

2点目、コロナウイルスに対するワクチン接種が本市でも開始されますが、高齢者等への接種の予定と体制整備の状況、またすべての接種予定市民に対する終了予定はどうであるのかお尋ねをしたいと思います。

まずアとしまして、接種場所についてです。ワクチン接種は、2月12日の全員協議会の折では、本市での接種は、「医療機関での個別接種を中心として実施予定であるが、短期間に大勢

に接種するためには、集団接種も検討中である」との説明でありましたが、現時点となりまして、日々、状況が変化する中ではありますが、どのような予定なのかお尋ねをいたします。

イとしまして、本市に入ってくる予定のワクチンはどのようなもので、いつから高齢者への接種が始まり、医師・看護体制の確保、手配、ワクチン接種体制がとられ、すべての市民に接種が終了となる予定なのか、お尋ねをいたします。

ウとしまして、高齢者の移動支援はどうされるのか、あるいは自宅からの移動困難者への接種はどう対応されるのか、お尋ねをいたします。

エとしまして、妊婦さんへの接種対応は本市ではどうされるのかお尋ねをいたします。

次に、今後の観光対策について伺います。

アとしまして、G o T o トラベルキャンペーン終了後の取り組みは、何か考えておられるのか、お尋ねをいたします。

イとしまして、信玄公生誕500年イベントに対する具体策・支援、またPRは考えているのかお伺いをいたします。

4 点目、地域支援・振興策について伺います。

ア. 地域振興券（1人につき1万円など）の発行を希望する声が市民の中にはたくさんあるようですが、市民の要望に応えるべきではと思いますがいかがでしょうか。

次にイとしまして、甲府市で行っている消費喚起キャンペーンの電子決済を本市でも採用し消費者、店舗等を支援する考えはおありになるのか伺います。

ウとしまして、新たに第4の感染ピークが来た場合に備えての市民を支える方策は、どのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

次に、防災対策について伺います。

さて思い起こすだけでも実に悲惨な、あの東日本大震災から間もなく10年を迎えますが、つい先日、2月13日、深夜、突然の揺れでびっくりした方もおられたと思いますが、福島県東方沖を震源とする東日本大震災の余震であると思われる震度6強の地震が発生をいたしました。

10年前の大震災から一昔経過するというのに、復興いまだ道半ばに加え、新型コロナウイルス感染症の最中での新たな発災で、被害にあわれました皆さま方に心からお見舞いを申し上げます。

また、1人の死者もなかったようですが、このたび1人亡くなっていたということが報告がありました。お亡くなりになりました方にご冥福を祈りたいと思います。

10年前の発災後、国においては東日本大震災の教訓から平成25年、国土強靱化基本法が公布施行されました。また、山梨県でも平成27年末、今後想定されるであろう大規模自然災害に対し、県土の強靱化を図るためとして山梨県強靱化計画が策定されたところです。

本市においても、このたび大規模自然災害から致命的なダメージを回避するとともに被害からいち早く回復するとし、笛吹市国土強靱化地域計画がようやく策定をされました。その案が議会にも提示され、市民のパブリックコメントが間もなく終了するところと相成りました。

作成に当たりまして、担当課ではコンサルタントを入れずに自前で他市等の事例を参考とし、作成をしたとお聞きしましたが、このたびのことは実に素晴らしい模範的実務であると笛新会一同も心から感謝、感激をしております。

担当されました皆さま方に心から敬意を払いたいと思います。ご苦労さまでございました。

私ども笛新会では、豪雨災害ほか、日本各地で予期せぬ災害が発生をしている状況に鑑み、かねがねから本市でも早く国土強靱化地域計画の策定を願い、常総市の鬼怒川決壊箇所の現地視察研修および昨年夏には全国でもいち早く国土強靱化地域計画に取り組み、私たちと同じように自前で作成をされました静岡県の島田市に研修を行ってまいりましたので、今回の作成のことは本当に喜ばしい限りであると思いますが、しかし喜んでばかりはおられません。以前は災害は忘れたところとか言っておりましたが、災害は忘れなくてもやってきてしまうのが今日の現状です。コロナがあってもなくても災害は待ってはくれません。

そこで、本市の防災対策についてお伺いをいたします。

地震災害ばかりでなく、毎年のように発生している豪雨災害、台風、日本各地で予期せぬ災害が毎年発生をしています。国の指針を活用し、本市における災害に強い市を目指すとする本市の対策について伺います。

1 点目、笛吹市国土強靱化地域計画で、市は地震や水害の際に迅速な避難行動を取れるよう地区の実情に応じた防災計画策定を支援する。また、市が指定したモデル地区においては、計画を策定してもらおうとしておりますが、具体的なモデル地区指定先および計画予定はどのようにおありになるのか、お尋ねをいたします。

2 点目、市内全体の行政区への周知および地区の防災計画策定の支援等はいつごろどのように行う予定であるのか。またその結果、作成されました地区の防災計画については、どのように取り扱うのか、お尋ねをいたします。

最後に3 点目、防災計画策定のために設置する地方防災会議で女性の意見を取り入れ、計画策定に資するための女性委員の比率向上、国の目標ですと30%ですが、本市はたしか15%ぐらいだと思います。女性の活用に向けた対応を取るおつもりはおありになるのか、お尋ねをいたします。

次に、道路網整備計画全般の検討状況についてお伺いをいたします。

1 点目、鵜飼橋通り遠妙寺三叉路から労報橋に向かう都市計画道路の見直し作業の進捗状況はいかがでしょうか。

2 点目、通称石和郵便局通り、市道1－8号線ですが、ここの道路の拡幅整備は市長公約でもあります。これに対する取り組みはどうされるのかお尋ねをいたします。

3 点目、山梨県から国道137号の新たな御坂トンネルルート案がコロナ禍ではありましたが、昨年の春、3月25日発表をされました。地元2行政区に説明がされましたが、今後の市としての対応はどうされるのか、お尋ねをいたします。

4 点目、御坂町地内の市道（1－28号線）（下金川原交差点から八千蔵交差点間）ですが、この道路について県道格上げが検討されているようですが、その進捗状況、県との協議はどのようなされているのか、お伺いをいたします。

次に、市内主幹産業であります桃・ぶどう等の農業対策について伺います。

一昨年、市内の圃場に蔓延しましたモモせん孔細菌病は、農業生産者の大変なご努力はもとよりJA指導員、また市の対策会議等でのご指導によりまして、心配はされましたが昨年はそこそこの良い成果であったと伺っておりますが、このモモせん孔細菌病はコロナウイルスと同様に生産者にとりましては、非常に厄介かつ地道な努力を迫られます。

そこで伺います。

1 点目、モモせん孔細菌病の根絶に向けて対応と今年の見通し、また、ぶどうの晚腐病等の

本年の見通しについて伺いをいたします。

次に２点目、桃・ぶどうの生産量日本一を誇る、市内産農産物の輸出拡大についての市の考え方はいかがでしょうか。山梨県では先般、桃、シャイン等の県内フルーツ農家をユーチューブにアップして海外にPRすることを開始するとしております。

続いて、学校教育環境について伺います。

GIGAスクール構想ICT機器活用による教育環境が大きく変わろうとしている中、本年度から国の指針に基づき、その取り組み、進捗状況。また、25人学級に向けての取り組み、非接触型自動水栓の整備の状況について、お尋ねをいたします。

１点目、GIGAスクール構想ICT機器活用による整備の進捗状況はいかがでしょう。

２点目、県は来年度から25人学級導入に向けて取り組むとしておりますが、本市の取り組みでは、教員の確保、教室の問題等の課題はあるのか、あるとしたら何なのかお尋ねをいたします。

３点目、市内小中学校に整備される、あるいはされた非接触型自動水栓の整備・設置状況は、すべて完了されたのかお尋ねをいたします。

次に、八千蔵・高家地区の残された課題の進捗状況についてです。

地域から出されておりました防災備蓄倉庫の設置ほか地域の集出荷所の建設等、八千蔵地区から出されておりました要望は、ほとんど解決されてきておりますが、最後の残された課題、地区要望、課題の開発等整備計画はどのように進捗し、完了予定であるのかお尋ねをいたします。

最後に、リニアトンネル湧水の活用を提案したいと思います。

御坂町上黒駒地内のリニアトンネルからの湧出水は、過去のデータからも飲料水としても活用できるほどの良質な水でございます。今は堰を通して金川に放流されておりますが、渇水期には金川河川の途中で浸透してしまい、下流域の水がほしい地域の堰にはまったく活用されず、地下浸透している現状に鑑みて、非常にもったいないと思いますので、ぜひとも活用を検討されたいと考えます。

そこで、お尋ねをいたします。

１点目、御坂町上黒駒地内リニアトンネルからの湧水について、その後の湧水量の変化と、また水利権はどのようなになっておられるのか、お尋ねします。

最後に２点目、豊富な湧水を活用して、市として自然エネルギーのマイクロ水力発電を行うことをぜひ考えていただきたいが、いかがでしょうか。

以上、質問とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

笛新会、神宮司正人議員の代表質問にお答えをいたします。

はじめに、令和3年度当初予算案についてのご質問のうち、まずコロナ禍における令和2年度の財政運営の状況についてです。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症関連経費の計上などにより、計11回の補正予算を編成し、予算総額は前年度繰越額を含め457億6,673万円と過去最高額となっていま

す。

コロナ対策に係る経費は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金をはじめとし、多くを国庫支出金で賄っている状況ですが、財政調整基金からの繰入金５億９、２５１万円を予定しており、例年になく厳しい財政運営となっています。

次に令和３年度予算編成に腐心したところ、昨年度との比較についてです。

令和３年度の一般会計当初予算は３５５億５、５１１万円、本年度と比較し３３億６、０４２万円、１０．４％増となりました。

主な増額要因としては、ふるさと納税寄附金の増額によるまちづくり基金積立金が１２億１９１万円、新山梨環状道路関連整備事業に９億２、１５７万円、浅川中学校校舎等改修事業に７億４、８８６万円を計上するほか、新型コロナウイルス感染症関連経費として８億５、１９０万円を計上したところです。

増加しました歳出における財源確保については、国庫支出金の積極的な活用をはじめとし、市債も前年度以上に発行することとしました。

重点事業における財源については、財政調整基金の活用だけに偏ることなく、公共施設整備等基金や、まちづくり基金などの特定目的基金も積極的に活用をしました。

また、新型コロナウイルス感染症対策関連経費における一般財源を捻出するために、減債基金も活用し予算編成を行ったところです。

続きまして、新型コロナウイルス感染症対策についてです。

まず、市内個人事業主に対する支援金の活用実績についてです。

新型コロナウイルスの感染症拡大により、経済に大きな影響を受けている小規模事業者等事業継続を支援するため、令和２年１２月２１日から申請を受け付け、令和３年２月２８日現在１、８６２件の給付手続きを完了したところです。

次に、高齢者等へのワクチン接種の予定および体制整備、ならびにすべての対象者に対する終了予定についてです。

接種場所については、個別接種と集団接種の併用を予定しており、個別接種については、実施可能な病院や診療所を笛吹市医師会と調整しています。

集団接種については、市内の病院施設を借り上げるほか、市の公共施設の利用も検討しています。

供給されるワクチンの種類および接種体制等については、ファイザー社のワクチンが、まず供給される予定です。その後、時期は未定ですが、アストラゼネカ社と武田・モデルナ社のワクチンも供給される予定です。

医師や看護師などの手配や確保およびワクチン接種体制については、現在、笛吹市医師会と接種開始に向け協議を重ねています。

４月以降に高齢者への接種を開始し、国が示す令和４年２月２８日には、すべての市民へ接種を完了する計画としています。

ワクチン接種に係る高齢者の移動支援等については、自宅から接種会場までの交通手段のない高齢者や障害者については、タクシーの初乗り料金４回分のタクシー券の交付を検討しています。

また、自宅からの移動が困難な方については、かかりつけ医による訪問での接種を笛吹市医師会と検討をしています。

妊婦のワクチン接種については、国の方針に従い、主治医と相談の上、希望する方は接種できることになっています。

次に、今後の観光対策についてです。

G o T o トラベルキャンペーン終了後の取り組みについて、コロナ禍における石和・春日居温泉郷など本市への誘客施策については、いち早く実施した「ふえふき宿泊お得キャンペーン」や国におけるG o T o トラベル事業により、一定の効果が得られたところであります。

特にG o T o トラベル事業においては、東京都の追加認定後には、多くの観光客がお越しくださり、宿泊者数も一時的に回復したところです。

国の第3次補正では、新型コロナウイルス感染拡大の収束後におけるG o T o トラベル事業に多くの予算が計上されていることから、本市としましては、今後、G o T o トラベル事業にいち早く対応できるよう観光キャンペーン等の準備を進めていき、状況を分析する中で、対応を検討していきます。

信玄公生誕500年イベントに対する具体策、PRおよび支援についてですが、信玄公生誕500年イベントについては、3月20日に甲府駅北口広場を会場にキックオフイベントが開催されます。当日、本市では会場内にブースを設置し、観光宣伝、特に川中島合戦戦国絵巻のPRを行うとともに、メインステージでは、石和温泉郷の芸妓の舞踊と三味線演奏が披露されます。

また、山梨県全体で取り組むイベントであることから、イベントへの支援として負担金60万円を支出し、本市の観光回復に寄与するよう取り組んでいきます。

次に、地域支援・振興策についてです。

地域振興券の発行について、本市における新型コロナウイルス感染拡大に伴う支援の基本方針は、国や県の支援策を整理する中で、単なる上乗せするのではなく、基礎的自治体としてなすべき、きめ細やかな支援を行うこととしています。

地域振興券発行の目的は、新型コロナウイルス感染拡大により影響を受けている家計支援と地域経済対策の2つだと考えます。

家計支援の観点では、昨年4月から行われた国の特別定額給付金において、1人一律10万円が給付されています。

また、市の独自支援策として、未来の笛吹市を担う若い世代には、大学生学業継続支援事業、高校生等共にながらう応援事業を実施しました。

子育て世帯には、国の特別定額給付金事業の支援対象とならない新生児に対する新生児特別定額給付金事業を行うとともに、令和2年6月から11月までの6カ月間、市内の小中学校全児童生徒を対象にした給食費の無償化、学童保育利用料の無料化、保育所等の保育利用料や副食費を無償化しています。また、ひとり親家庭には、児童扶養手当の受給者を対象にした給付金の支給を行いました。

地域経済対策の観点では、市の独自支援策として、小規模事業者の事業継続を支援するため、一律10万円を給付する小規模事業者支援金支給事業のほか、国の制度の対象とならない創業者には創業持続化支援事業、観光業にはふえふき宿泊お得キャンペーン、飲食業には飲食店支援クーポン事業などを行っています。

また、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、買い物をした際における会計時の現金や振興券の受け渡しに感染の不安を感じる方も少なからずいるようです。

このようなことから、現時点で、地域振興券の発行は考えていません。

電子決済を活用した消費喚起キャンペーンの実施については、厚生労働省が示す、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」の実践例において、電子マネーやQRコード決済など、いわゆるキャッシュレス決済は、会計時における現金の受け渡しなどの接触機会が低減されるため、感染拡大防止につながるものとして推奨されています。また、その種類や扱う小売店、飲食店などが急速に増加しているとともに、利用の機会や年代も幅広くなっています。

これらを踏まえ、市内消費を積極的に喚起するとともに新型コロナウイルス感染拡大の収束後における地域経済の回復に向け、キャッシュレス決済の導入を促進するため、決済額の一部をポイントとして還元する消費喚起キャンペーンの実施を検討しています。

新たな感染の波に備えた市民生活の支援については、本市では、先ほど申し上げました基本方針に基づき支援を行ってきました。

今後も、市民の命と暮らしを守ることを最優先に、感染拡大防止を図りながら、必要に応じて、市民生活の支援に取り組んでいきます。

続きまして、防災対策についてのご質問のうち、まず地区防災計画策定支援のモデル地区指定先および計画予定についてです。

地区防災計画の策定を支援するモデル地区の選定については、指定避難所を単位とした行政区を対象として選定することを考えています。

地震災害については、市内全域ほぼ共通の被害が想定されますが、風水害については、一般区域、浸水想定区域、土砂災害警戒区域の3種類の被害想定区域に分類されますので、地域特性に応じた対応策を計画する必要があります。

このことから、今後3年間かけて、一般区域、浸水想定区域、土砂災害警戒区域の順に、各年度1つの指定避難所を選定し、そこが避難先となっているすべての行政区をモデルとして計画を策定します。

まず、モデル地区での計画策定のノウハウを同じ被害が想定される他の行政区における策定作業につなげるため、計画のひな型を各年度中に作成いたします。

次に、地区防災計画策定に係る行政区への周知および支援、ならびに策定後の計画の取り扱いについてです。

市内の各行政区への地区防災計画策定支援についての周知は、3種類の区域において計画のひな型を作成した以降、区長会でお知らせをし、出前講座などを活用しながら要望のあった行政区に出向き、計画のひな型の内容をお示ししながら、策定作業の支援を行う計画です。

また、各行政区で策定された計画は、行政区の防災訓練等において実践をしていただき、計画内容を検証の上、修正をしていただくといったサイクルを継続しながら、計画をより実践的なものにしていきたいと考えています。

なお、行政区は、地区防災計画を策定する中で、上位計画である笛吹市地域防災計画に対して提案すべき事項がある場合は、笛吹市防災会議に付議し、笛吹市地域防災計画に反映することができます。

次に、地方防災会議の女性委員の比率向上に向けた対応についてです。

現在、笛吹市防災会議の委員26人のうち女性委員は4人で、その割合は15.4%です。

防災会議における女性委員の比率向上は、市の防災対策に、今以上に女性の視点を取り入れるためにも重要であることから、対応を検討しています。

続きまして、道路網整備計画の検討状況についてのご質問のうち、まず都市計画道路の見直しについてです。

遠妙寺交差点から北側の都市計画道路の鶴飼橋松本線を含め、長期間整備が行われていない都市計画道路の見直しは大きな課題です。

現在策定中の、笛吹市都市計画マスタープラン改訂版において、これらの路線の見直しを進め、必要性や妥当性の検証を行う方針を記載しています。

これを受け、令和3年度から都市計画道路の未整備路線について廃止を含む見直しを進めます。

次に、市道1－8号線拡幅整備についてです。

市道1－8号線は地域の皆さまの生活道路としてばかりではなく、国道140号と市部本通りを結ぶ道路として重要な路線であり、交通量が多い道路であるにもかかわらず、幅員が十分でないと感じています。

また今後、笛吹みんなの広場が利用できるようになると更なる交通量の増加が予測されます。

このため、先の市長選挙の際に市道1－8号線の拡幅をお約束したところです。

令和3年度から始めます都市計画道路の見直しに併せ、具体的な計画を立案していきます。

次に、国道137号新たな御坂トンネルに係る市の対応についてです。

老朽化した現在のトンネルを高規格道路に準じる高い規格で整備していくことにより、観光路線としての利便性や災害時における避難路としての機能性が大きく向上します。

市としても、大きなメリットがありますので、地元の皆さまのご協力をお願いしながら、県にできる限りの協力をしていきます。

次に、市道1－28号線の県道移管についてです。

市道1－28号線の県道への移管については、市の骨格をなす県道の道路網構築に寄与することから要望しており、今後も継続して強く要望していきます。

続きまして、市内主幹産業である農業についてのご質問のうち、まずモモせん孔細菌病の対応と今後の見通し、ぶどうの晩腐病等の本年の見通しについてです。

モモせん孔細菌病の根絶に向けての防除対策については、全農家に対してボルドー液による秋・春防除に加え、生育期に有効な防除薬剤の散布を呼び掛けるとともに、地域ぐるみによる一斉防除のお願いをしています。

本年度の発生状況は、生産者のご努力により前年度に比べ抑え込むことができ、出荷量も回復傾向にあります。根絶には複数年の防除が必要なことから、3年目となる来年度についても生産者、JA、行政が一丸となり徹底防除を進めていきます。

ぶどうの晩腐病等の発生については、天候に左右されることから、本年の発生について見通すことはできませんが、菌は雨天が続くと発生しますので、雨天が続く場合にはJAと連携して早めに栽培者に対して、消毒等の防除作業の周知を徹底していきます。

次に、桃・ぶどうの生産量日本一を誇る、市内産農産物の輸出拡大についてです。

本市では、JAふえふきと連携し、平成20年度から香港をはじめとする経済成長の著しい東南アジアの国に対して、海外トップセールスを行ってきました。

定着市場とされる香港、台湾、シンガポール、また、有望市場とされるタイ、マレーシアには富裕層が多く、日本の桃・ぶどうは人気があり高値で販売されています。

また、輸出単価が国内単価を引き上げる影響もありますので、今後も状況を見ながら、本市

の桃・ぶどうの輸出拡大に向けた取り組みを行っていきます。

続きまして、学校教育環境についてのご質問のうち、まずGIGAスクール構想によるICT機器整備の進捗状況についてです。

すでに、小中学校の各教室に大型提示装置を整備し、2学期から教師用タブレット、デジタル教科書を活用した授業を実施しています。

一人一台端末4,235台の納入、各教室への校内無線LANの設置については、2月中にすべての小中学校で完了しました。

次に、25人学級導入における課題についてです。

新年度から、25人学級が小学校1年生に導入されます。これに伴う教員については、県が必要な数を確保することとなっています。教室については、現時点では影響ありませんが、今後25人学級が2年生以上に導入された場合、教室の不足が懸念をされます。

次に、非接触型自動水栓の整備状況についてです。

小中学校の緊急自動水栓化事業については、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策として、早期に利用できるようにするため、5工区に分けて工事を実施し、2月中に設置を完了しています。

校舎改修予定の浅川中学校を除く、市内18校の校舎や屋内運動場の手洗い場、トイレなど、児童生徒が使用する水道の蛇口1,033カ所を自動水栓に交換をしました。

続きまして、八千蔵・高家地区の残された課題の進捗状況についてです。

八千蔵地域要望事業については、平成29年3月19日に甲府市、山梨市、甲州市、笛吹市の4市で締結した、要望事業に関する基本協定書に基づき事業を進めており、集出荷所整備などの地域整備事業は完了しています。

要望事業のうち5.5ヘクタールの農地基盤整備事業については、令和2年4月13日に県営畑地帯総合整備事業が採択され事業着手をし、工期は令和2年度から令和9年度までを予定しています。

農道のうち1路線および用排水路の整備については、今年度、実施設計を行っており、来年度の工事着手を予定しています。

また、農道2路線および畑地かんがい未加入地の整備については、今年度、基本設計を行っています。

ため池については、昨年度中に埋め立て工事が完了し、ため池跡地の利用については、現在八千蔵区で検討を行っています。

続きまして、リニアトンネル湧水の活用についてのご質問のうち、リニアトンネルからの湧水量の変化と活用策および水利権および湧水を活用したマイクロ水力発電についてです。

平成25年3月20日に測定したところ、湧水量は毎分12.6立方メートルでした。その後、湧水量の測定は行っていないませんが、目視では、湧水量に変化はないと感じています。

また、JR東海との協議の結果、水利権は市にあると認識しています。

一方、リニアトンネル湧水の活用については、平成21年度に笛吹市リニア水資源有効活用協議会を設置して、検討を行いました。

協議会においては、8項目の利用案が協議され、その中の一つとして小水力発電としての利用についても検討しましたが、落差が少なく利用は難しい上に、放流している河川が砂防指定地にあり、構造物の設置が制限されることから、河川から離れた場所に発電所を建設しなけれ

ばならず、構造物、配管等に莫大な費用がかかるため、小水力発電については有効活用とならないとの結果でした。

その後、10年が経過していますが、施設建設に係る現場の条件に変動はないため、現時点では当該地における小水力発電を行う予定はありません。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

神宮司正人君。

○8番議員（神宮司正人君）

丁寧なご答弁をいただきまして、誠にありがとうございます。

まず、当初予算案についてご答弁をいただきました。今、市内のあらゆる事業者、また市民の方は長引くコロナ不況でアップアップしており、毎日のように救済支援を求める声が国、県、市にも届けられております。市民の生活を第一に考えていただき、しっかり、かつしなやかに対応し、必要に応じては市民を助ける追加予算措置をあげる等の対応をよろしくお願いをしたいと思います。

次に、新型コロナウイルス感染症対策についてお答えをいただきました。

昨春の緊急事態宣言の発令、夏場のコロナ第2波、11月からの第3波によるさらなる感染拡大から年明けの首都圏ほかに発出されました二度目の緊急事態宣言と、この1年、市民の皆さんは必死で耐えぬいてまいりました。

この間、国や県、あるいは先ほど市長が説明されましたような、いろんな、次々と国民を支える、市民を支える救済する方策を打ち出してはいただいておりますけども、コロナの収束をみない限り人は動かず、人が動かなければなかなか経済がまわらない現実が突き付けられたような気がいたしております。

ここに来まして、この時期ではなんと思われる不思議な現象が起きてきました。30年数年ぶりに3万円を突破する株価の高騰です。しかし、株価は上がったが景気がよくなったという実感はまったくないというのが大方の感想のようです。異常ともいえるこの状態の中で、今、市民の皆さんは大変な思いで必死に頑張っていることは市長も、執行側の皆さん方も重々ご承知のこととは思いますが、ワクチンが接種をされ、その効果が表れ、感染者が減衰し、緊急事態宣言が解除され、ある程度、国民、市民が自由に出掛けられるようになるまで、支援の輪は続けるべきであると考えます。

先ほど、市長の答弁によりますと、地域振興券はあまり考えていない。キャッシュレス決済は感染防止につながる、またポイント還元にもなるので実施を検討しますというふうな回答でございました。

たしかに、そのことも大変結構だと思いますが、スマホを持たない高齢者等および電子決済ができない店舗、商店ではなかなか活用が難しいです。支援の輪は、市民に公平に及ぶことも一番であると思います。

市内のほとんどの市民に公平に行き渡り、ほとんどの事業者のところでも使える地域振興券、1人につき1万円などの発行を再度希望いたしますが、いかがでございましょうか、よろしくお願いします。

○議長（保坂利定君）

答弁を求めます。

深澤総合政策部長。

○総合政策部長（深澤和仁君）

神宮司正人議員の再質問にお答えします。

地域経済対策を含みます新型コロナウイルス感染症対策につきましては、感染拡大の影響を注視しながら必要に応じて適切な対策を講じていきたいと考えます。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

神宮司正人君。

○8番議員（神宮司正人君）

ぜひ状況を見ましてですね、ぜひ対応をしていってあげてほしいというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

次に防災対策についてお答えをいただきましたが、2月13日、夜中に発災をしました福島県東方沖の地震の折、メディアの発表によりますと福島県の相馬市ですが、発災後からわずか53分後の14日、日曜日、零時ごろには公の避難所が開設され、コロナウイルス対策の消毒液および3密にならないようなプライベートテント等が設置されたの報道がありました。

議長の許可をいただきましてパネルを用意しましたので、ちょっと飾らせてもらいます。

遠くの方はあまり見えないかもしれませんが、これがそのときの様子です。相馬市長の指示よりも先に担当職員だけでなく、被害の少なかった他の職員および市民有志等で避難所が開設されたとのことで、普通の一般常識ではなかなか考えられないような出来事でありました。

自助、共助、公助の公の支援がわずか1時間足らずでできるのって、なかなかあまりあり得ないのですが、人ってやればできることがよく分かりました。

相馬市に限らず近隣の他地域でも甚大な、悲惨なあの体験からこの10年間の間、相当の行政と地域での防災対策がなされたことの証しではないでしょうか。心から敬服をいたしました。

そこでお尋ねをいたします。

本市でも21年度は防災対策に力を入れるとして、地区の防災計画策定の支援、防災備蓄倉庫の設置等、予算計上が今議会でもされておりますが、備蓄倉庫の具体的設置はどのようにされるのか。また、今後は3密にならないプライベートテントの備蓄も考慮されたいと思いますが、いかがでしょうか。プライベートテントはコロナが解決されたのちでも、いざというときには屋内の広場でも活用できる優れものであると考えます。ぜひとも今後、造設してまいる公の防災備蓄倉庫にも少しずつでも備蓄を考慮願いたいと思いますが、地区の防災計画策定の支援の折でも、行政区にも備蓄を願う等の指導をいたしたらいかがでしょうか、お伺いをいたします。よろしくお願いします。

○議長（保坂利定君）

答弁を求めます。

須田総務部長。

○総務部長（須田徹君）

神宮司議員の再質問にお答えをいたします。

まず、備蓄倉庫の整備についてですが、現在、本市では各町に拠点となる備蓄倉庫8カ所備えております。しかしながら、昨今の新型コロナウイルス感染症への対応ということで、備蓄すべき備品とか資機材も増加しているということが1つ。それからもう1つ、避難所を開設する際にですね、迅速に避難所を開設して運営していくという観点から、避難所ごとにですね、備蓄倉庫を備えることが必要ではないかということを考えております。

このことから、具体的にはですね、令和3年度、来年度から3年間かけて市内27カ所にですね、備蓄倉庫を避難所ごとに設置をしていきたいという考えでおります。

それから議員ご提案のプライベートテントについてですけども、現在、本市ではこのプライベートテントは、備蓄はしておりません。ただですね、本市では段ボールの間仕切りをですね、県からの貸与という形で提供していただいたりですね、また企業版のふるさと納税制度を活用してですね、企業のほうからご寄附をいただいたりという形で、この段ボールの間仕切りというものの整備を今、進めているところでございます。

先ほど議員の話がありましたとおり、先ごろのですね、福島県沖の地震、6強の地震の際に相馬市においては、迅速に避難所を開設したというような報道も受けまして、それから、そのプライベートテントを活用したということの報道を受けましてですね、本市でも先ごろ1つだけちょっと試験的に購入をしてみまして、実は先週ですね、防災担当の職員を中心にですね、避難所へ1泊するという訓練を行いました。そのときに、1つ購入しましたプライベートテントを利用して使ってみました。その結果ですね、その職員からの感想として使い勝手もいいし、コンパクトに収納できるという利点もあるという話を聞いておりますので、今後のですね、備蓄品の整備をする中で、また検討をしていきたいというふうに考えております。

それからあと、行政区に対する配備といいますか、備蓄を進めたらということでございますけども、今後、地区の防災計画の策定の支援ということで、各地区とお話する機会もございますので、そういった折にですね、ぜひ各地区でも自主的にですね、こういったプライベートテントの整備をですね、進めていただけるようにご案内をしたいというふうに考えています。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

意見はありませんか。

神宮司正人君。

○8番議員（神宮司正人君）

総務部長、お答えをいただきましてありがとうございます。試験的にまた1台も購入して泊まってみたりしていただいたようですが、なかなかこれね、やっぱり避難所に入りますと、なかなかプライベートの問題も、今、これからは重視していかなきゃいけないのかなというふうに思っています。

簡単に、段ボールのテントもあるようですけども、簡単にこれも撤収、設置できると思いますので、私たちの会派でも現地のほうへ行きまして、今度研修もしていきたいなというふうにも考えています。

ぜひ、行政区のほうへも指導して、できるだけプライベートを守れるような形を取っていただければありがたいというふうに思っています。ありがとうございます。

また、地方防災会議における女性委員の比率向上についてのお答えもいただきました。

防災対策上、女性の視点は重要で比率向上には検討していくというふうな回答をいただきま

したが、誠にありがとうございます。良かれとは思っても女性でなければなかなか気が付かない部分は多々ありますので、本市では国の指針の30%以上、40%を目指して女性の委員さんの比率を上げていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

次に道路網整備計画の検討状況について、お答えをいただきました。

通称、石和郵便局通り拡幅についてですが、先日、私は夢を見ました。みんなの広場が完成したあと、コロナも収束していて、大型バスや他の車がたくさん出掛けてくる夢でした。ぜひ正夢になって、大勢の方がにぎわい溢れるみんなの広場になってほしいというふうに思っています。その折には、ぜひとも拡幅された道路は必要であると考えますが、難しい問題もあろうかとは思いますが、ぜひよろしく、市長、お願いしたいと思います。

次に、新たな御坂トンネルについての回答をいただきました。

答弁によりますと、観光や災害時の避難路等、大きなメリットがあり、地元の理解をいただきながら、県に協力していくというふうな答弁でありましたが、まだまだ10年ほど先の完成ではありますが、少なからず影響を受ける地元上黒駒地区の関係者の方々は、大変な不安を抱いておられる方がいらっしゃると思いますので、県の事業主体ではありますが、地区の要望をしっかり受け止めて、地域との橋渡しをよろしくお願いをしたいと思います。

続いて、御坂町地内の市道1-28号線、下金川原交差点から八千蔵間についてですが、県道格上げについてのお答えをいただきました。

この道路沿線は、御坂町の中心部に向かい市役所支所、農協支所、銀行、郵便局等が点在し、市民、町民が大勢使用する生活道路となっております。最近では高齢化が進み、高齢で免許を返納した方もシニアカーで用事を足す姿も大変多く目立ってまいりました。

また、あの道路は子どもたちの御坂西小学校への通学路にもなっており、歩道の整備等を含め、私も御坂町在住の4人の議員も折に触れ、あらゆる角度から県道格上げを切望し、たびたび市や県に陳情をしてまいりました経過もありますので、ぜひとも早急に県当局とも話を煮詰めていただき、一日も早く県道格上げと危険回避が実現されることを切望いたしております。よろしくお願いします。

次に、市内主幹産業である農業についてのお答えをいただきました。

モモせん孔細菌病の根絶、ならびにぶどうの晩腐病等もコロナウイルスと同じく、完全に抑え込むことはなかなか難しいわけですが、人気の桃、シャイン等、本年も待ち望んでいる消費者の方々が大量にいらっしゃいますので、より一層、JAともできるだけ協力体制を取っていただき、生産者を支えたいと思います。

それとともにコロナ後を見据えた中で、ユーチューブ等にアップをしていただき、国内はもとより海外に市としてもPRすることをぜひお願いをいたしたいと思います。

学校教育環境について、ご答弁もいただきました。

学校現場では、コロナ対応もしっかり取り組みながら、新たな教育環境への取り組みにも対応していかなければならず、先生方も大変ですが、市の教育委員会でもしっかりとフォローアップをして対応をしてあげていただきますよう、よろしくお願いをいたします。

なお、非接触型自動水栓、先ほどの市長の答弁の中では2月中で、設置が予定のところには全部完了したとのことで安心をいたしました。また、蛇口の消毒等、感染防止で非常に苦勞をされておりました先生方には非常に好評で、誠にありがたかったというふうなご意見もいただいているところです。市長、本当にありがとうございました。

次に、八千蔵・高家地区の残された課題の進捗状況について、ご答弁もいただきました。

残された課題、約5.5ヘクタールの農地基盤整備事業ですが、昨年の4月ですか、畑地帯総合整備事業で着手をいたして、令和2年から令和9年度までの予定で事業が行われるというふうな説明をいただきましたが、少しは安心をいたしたところでございます。引き続き、畑かん等の整備、よろしく願いをしたいと思います。

それから最後に、リニアトンネル湧水の活用についてお答えをいただきましたが、毎分12.6立米の湧水、これは時間に直しますと756立米となり、1日に換算しますと1万8,144立米にもなります。いずれ金川河川に浸透してしまうだけでは、実にもったいないと考えます。しかし、浸水してしまうこと自体は否定するものではございません。その前の段階で水を活用し、また河川に戻すことの提案でありますので、ぜひご理解をいただきますよう、最近、近県ではトンネルの水がほしくて困っているところもおありになるようです。どうかメリットもあると思いますので、よろしく活用方法をぜひお考えいただけますよう、お願いいたします。よろしく願いします。

いずれにいたしましても、コロナワクチン接種については、なかなか不確定な要素が多い中でのワクチン対応していかなければならない、われわれ実態でございます。議長が時に触れて発言しておるように、私ども議会としても人手が足りないときですとか、対応で協力を求めたいときには、誰しも協力を惜しむつもりは毛頭ないと思います。市長をはじめ、担当部局のほうでは遠慮なく協力要請をしていただきたいというふうに思います。

また、防災放送ですが、アナウンスするお兄さんの声が非常に分かりやすく、聞き取りやすくてよいというふうな市民の声もたくさんいただいております。ところが2月の15日、月曜日でした。午後4時ごろ、市の防災無線放送で今夜から明日にかけて大雪により路面の凍結等うんぬんの放送がありました。多くの市民は、「おや、そんな情報は少し変では」と首をかしげた方もいたはずですが。当日は暖かく穏やかな日でございました。数分後、「間違いでした」としての訂正の再放送がありましたが、これはセッティングの間違いだったようです。今回は笑話で過ごせましたが、いずれ発災等の際にはこのようなことが決してあってはいけません。基本的なヒューマンエラーを起こさないよう、特段のご配慮をお願いをしたいと思います。

市でも当然、取り組まれているとは思いますが、民間企業の向上、あるいは建設現場等ではヒヤリハットとして小さな間違いから大きな災害につながらないようにしよう対策対応をしていますので、担当課には、しつこいようですが、しっかり対応されますよう、力強く要望をしたいと思います。

以上で笛新会を代表しての代表質問を終了させていただきますが、市長をはじめ執行側の皆さま方には真摯な答弁をいただきましたこと、心から感謝を申し上げながらワクチン接種が予定どおりスムーズに行われ、期待以上に効果、成果が表れ、一日も早い日常がかえってまいりますことをお祈りしながら質問を終了させていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（保坂利定君）

以上で、笛新会の質疑および質問を終了します。

ここで暫時休憩いたします。

再開を11時20分といたします。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時19分

○議長（保坂利定君）

再開いたします。

次に新風会、落合俊美君の質疑および質問を許可します。

落合俊美君。

○2番議員（落合俊美君）

議長の許可をいただきましたので、新風会を代表いたしまして質問をさせていただきます。

新風会の落合俊美でございます。

質問に入る前に昨年1月より蔓延しておりますコロナ感染症につきまして、大変な状況が続いておりますが、ワクチン接種によりまして早期の収束と経済が活性化するようお願いしております。

それでは通告によりまして、質問させていただきます。

最初に、令和3年度当初予算編成について質問をいたします。

昨年1月に世界中に蔓延した、新型コロナウイルス感染症により企業の倒産、廃業、休業、時短営業および失業等により、地域産業は大きな打撃を受け、関係する皆さまのご心痛はいかばかりかと推察いたします。

令和3年度当初予算編成にあたって、地域産業の低迷に伴う税収減が予測される中、市当局は大変ご苦労したと推察いたします。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う、市民生活や地域経済への影響に対処するため、機動的に補正予算を編成し、今定例会に提案された補正予算案を含め2年度の予算は、かつてない予算となっております。大学生等学業継続支援事業、創業持続化給付金事業、飲食店支援クーポン事業、小規模事業者支援金交付事業等、数々の市単独事業が実施されました。今後も更なる支援事業の実施を期待しながら以下質問をいたします。

（1）歳入について。税収減の影響はどの程度見込んでいるのか。また、それにどのように対応するのか伺います。

（2）歳出について。コロナ禍の経済低迷は長期化するかもしれません。市として適時適切な対処が求められますが、どのような対策を予算計上しているのか伺います。

（3）コロナ感染拡大の終息を見据えた、地域経済の浮揚策も重要と考えますが、予算に反映されているのか伺います。

（4）令和2年度内に更なる経済対策支援を計画できるのか伺います。

続きまして2番、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種について質問をいたします。

昨年1月に発症した新型コロナウイルス感染症は、あっという間に拡大し感染者は日本全体で本日の新聞紙上により全国で43万人以上、県内で933人、また死者が全国で7,961人となりました。

市当局におかれましても、今日まで子どもから高齢者に至るまで市民の生命を守るため、市長みずから昨年暮れには防災無線を通じて感染防止の呼びかけをいたしました。職員におきましても日々大変なご苦労・ご尽力いただいておりますことに、大きく評価するところでございます。

新型コロナウイルス感染拡大の終息に向け、切り札としてワクチン接種が待ち望まれております。国では2月中旬より同意を得られた医療従事者から順次ワクチン接種を行い、4月からは65歳以上の高齢者に、それ以降基礎疾患のある方、一般の方と対象が拡大していきます。これらの人たちに、短期間に2回ずつ接種を行うことは非常に困難なことだと推察をいたします。

ワクチン接種支援につきましては、知事と市町村長とでWeb会議を実施しています。市ではワクチン接種に向けて体制強化を目的に、保健福祉部にチームを設けるとしております。市民の皆さまより、いろいろと心配な声を伺いますので、以下質問をさせていただきます。

(1) 接種を受けるための手続きは。また、その周知方法は。

(2) ワクチン接種の安全性調査に参加する医療従事者の確保は。

(3) 接種に関する様々な業務を円滑に実施するため、的確な体制を構築する必要があると思います。本市の計画の中で接種会場は。高齢者の接種希望者および基礎疾患のある方の確認は。また、持病のある人の確認はどのように行うのか伺います。

(4) 副反応による健康被害を心配する声を聞きますけれども、万一そのような事態が生じた場合、どのような対応がなされるのか伺います。

続きまして、農業振興および農業塾について質問いたします。

笛吹市の主産業は言うまでもなく農業です。果樹王国山梨の中でも笛吹市は桃・ぶどう日本一です。

笛吹農協からの資料によりますと、平成15年度桃の出荷量はハウス桃と路地桃で1万1,729トン、販売額58億400万円、令和元年度の出荷量5,316トン、販売額42億3,900万円です。出荷量については、16年で半分以上になっています。販売額については約27%の減少。また、ぶどうについては平成15年度ハウスぶどうと路地ぶどうで出荷量6,839トン、販売額43億4,600万円、令和元年度の出荷量4,451トン、販売額61億6,400万円、ぶどうについては16年で出荷量約35%の減、販売額は約30%増額しております。

ぶどうの販売額は、ここ数年シャインマスカットの増額が大きな要因になっていると思いますが、桃・ぶどうともに出荷量は激減をしております。また、他の果実および野菜についても激減をしております。激減の理由はほかにもあると思いますが、農業従事者の減少および高齢化が理由になっていることと思います。果樹王国山梨県の将来と笛吹市の農業将来に大変不安を持っております。あと数年後には、農業従事者も激減するのではないかと危惧しております。また、遊休農地も今以上になってしまうと思います。

そこで市としては笛吹市農業塾推進事業を導入し、平成30年度より実施しております。その目的は、地域農業の維持と発展を図るため関係機関と相互連携し、効果的・効率的な農業支援体制を整備し経営が難しくなる高齢農家等を把握し、新規就農、規模拡大を目指す農業者をマッチングする「第三者継承」を支援することとあります。主産業であります農業について市当局でも大変力を入れていることは十分承知しております。

笛吹市、山梨市、甲州市の峡東3市は盆地に適応した山梨の複合果樹システムが認められ、日本農業遺産の認定をいただきました。また今後、世界農業遺産の登録を目指すと伺っていますので農業振興および農業塾について伺います。

(1) 年々減少している農家の育成は、どのように対応するのか。

(2) ハートフルタウン笛吹実施計画書に活力に満ちた果樹農業地帯の創造とあるが具体的には。

(3) 世界農業遺産登録申請に向けて笛吹市としての対応は。

(4) 設置から3年経過している農業塾の実績と課題は。

(5) 設置目的を達成するためには、課題解決に向けて改善しなければならない点もあると思うがその対応は。

4番目、境川町大坪地区浸水対策について質問をいたします。

境川町大坪地区は、その昔、台風および大雨の際、地区の中ほどまで水につき田畑は水没し一面湖と化したと境川村誌に記載されております。また、私も境川村役場職員時代、何回も一面湖化したその光景を確認しています。浸水対策として大坪地区は、農林水産省の補助事業を導入し農地を1メートル前後客土し、水が冠水するのを防ぎ対応をしてきました。しかし、大坪地区は境川町の最下流地域に位置するため、上流地区からの雨水がまとまってくるので想像外の水量になります。農林水産省の事業導入後、台風大雨の際には客土した農地は冠水しなくても、道路等への冠水は続き住宅近くまで押し寄せ湖化しております。境川村時代には、国土交通省にお願いし、大坪尻川下流に大型排水ポンプを設置していただき、排水したこともあります。合併により大坪区の要望を受けて、笛吹市が浸水対策を本格的に検討していただき、事業実施のための地区説明会を数回開催後、平成21年度から22年度にかけ基本計画、詳細設計を行い、平成25年度から令和元年度まで工事を行い、1万9千トンの用水量が確保できる調整池と揚水機2機が設置されています。令和2年度には工事は実施されておりましたが、令和元年度の台風19号において調整池の近くの住宅では、床下浸水が確認されております。次の件について、お伺いをいたします。

(1) 大坪地区浸水対策事業の事業概要は。

(2) これまで浸水対策に要した費用の総額は。

(3) 令和3年度当初予算に、工事請負費等2億円を超える予算が計上されていますけれども、事業内容と工事の完成時期は。

続きまして、5番目、浅川中学校改修工事について質問をいたします。

昭和49年、八代中学校と境川中学校が統合され、八代町境川村学校組合立浅川中学校が誕生してから間もなく48年を迎えます。これまで7千人近い生徒が育った学び舎は建築後、耐震改修や大規模改修を施し大切に使用してきましたが、老朽化が著しく新築または改築の時期を迎えました。専門業者に調査を依頼した結果、既存躯体の状態が良好なことから、長寿命化改修により現在の学校の規模を保持しつつ、事業費の縮減を図るために解体新築でなく長寿命化改修に至ったと伺っております。

今年度設計や調査が行われ、令和3年度には、建設工事着工となります。生徒たちに安全・安心な教育環境づくりとともに、劣化した設備機器等更新に加え、できる限り快適な学習環境を提供するために、新しい学び舎が建設されることは望ましいことと思います。

早期の完成を期待しつつ、いくつか質問をいたします。

(1) 現在の建物を解体撤去し新たな建物を建築した場合と、現在の躯体を再利用する長寿命化改修とでは、どの程度経費削減となるのか伺います。

(2) 工事の概要、総事業費、工事のスケジュールは。

(3) 改築と長寿命化とでは、建物の耐用年数にどのくらい差があるのか伺います。

6. 病児病後児保育事業の実施について伺います。

働きながら子育てをする夫婦が多くなってきました。子どもを保育所に預け働いている保護者のご苦勞は、いかほどかと拝察いたします。子どもが病気になったとき、保育所等に預けることができず、困ったということは多くの保護者が経験しているのではないのでしょうか。そういったとき、病児病後児保育施設の存在は大きく寄与していることと思います。現在、県内には病児病後児対応型施設11カ所、病児対応施設3カ所、病後児対応型施設6カ所があり、広域利用により、いずれの施設も利用することができます。しかし、市内に病児病後児保育施設はなく、市外の施設を利用するしかない状況でございます。病児病後児保育施設の市内設置を求める声は多く、その切実な声を受け、山下市長は選挙公約に掲げたと思います。令和3年度 of 市内設置に向けて取り組んでいると伺っておりますけれども、その状況について伺います。

(1) これまでの病児病後児保育事業の市外施設の利用実績は。

(2) 市内に設置される病児病後児保育施設の場所および定員、また利用料金は。

(3) 開設時期と開設に向けたスケジュールは。

以上、質問をいたします。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

新風会、落合俊美議員の代表質問にお答えをいたします。

はじめに、令和3年度当初予算編成についてのご質問のうち、まず市税の減収見込みとその対応についてです。

市税については、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、すべての税目で減収を見込み、前年度比6億9,749万円減の79億4,306万円を計上しています。

市税の減収分については、普通交付税や地方特例交付金の増額および臨時財政対策債の発行により、補てんできるものと見込んでいます。

次にコロナ禍の長期化に伴い、支出予算に計上した対策についてです。

当初予算編成時においては、今後の新型コロナウイルスの感染拡大の状況や影響が不透明であることから、新型コロナウイルスワクチン接種をはじめとする感染症対策に必要な経費として8億5,190万円の予算計上を行ったところです。

経済対策については、当初予算には計上していませんが、今後、新型コロナウイルス感染拡大の影響を注視しつつ、必要に応じて補正予算を編成したいと考えています。

次に、コロナ感染拡大の終息を見据え、予算へ反映した地域経済浮揚策についてです。

新型コロナウイルス感染症収束後の反転攻勢に向けた事業としては、主に3つあります。

1つ目は、笛吹みんなの広場オープニングイベント開催事業です。令和3年11月の供用開始に合わせてオープニングイベントを開催する予定です。このイベント開催により、広場の利用方法の一例を市がお示しすることで、その後における観光事業者やイベント企画運営会社などによる集客イベントの開催につなげたいと考えております。

2つ目は、新道峠展望台整備事業です。新道峠展望台が、国内外の多くの観光客の目的地となり、送迎車両の運行計画と併せ展望台の中期的な運用計画の策定を進めていきます。

3つ目は、多目的芝生グラウンド整備検討事業です。多くの市民がスポーツを楽しみ、心身

ともに健康な生活が送れるよう多目的芝生グラウンドの整備について検討するとともに、スポーツと観光を融合させ、地域経済への波及効果を目指すスポーツツーリズムにも活用していけるように検討をいたします。

次に、令和２年度における更なる経済対策支援についてです。

地域経済対策として、現在、キャッシュレス決済額の一部をポイントとして還元する、消費喚起キャンペーンの実施について、検討しているところです。

続きまして、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種についてのご質問のうち、まず接種の手続きと周知方法についてです。

手続きとしましては、市から接種券と予診票を郵送しますので、接種を希望する方は、電話またはオンラインで接種日時を予約し、当日、必要事項を記入した予診券を持参して接種していただきます。

周知方法につきましては、接種券に案内を同封するとともに、広報紙、ホームページ、SNS、新聞折込チラシ、市独自のポスター等を予定しています。

次に、安全性調査に参加する医療従事者の確保についてです。

ワクチン接種後の健康観察などを行う安全性調査は、山梨県が実施しており、２月１９日から山梨病院で接種した医療従事者２００人を対象に行っています。

次に接種会場、ならびに高齢者および基礎疾患のある方などの確認についてです。

接種会場については、個別接種は病院および診療所で、集団接種は病院施設を借り上げるほか、市の公共施設の利用も検討しています。

接種の意思については、高齢者をはじめ、いずれの場合も予約の際に確認できます。

なお、基礎疾患や持病のある方は、事前にかかりつけ医に相談することをお勧めします。

次に、副反応による健康被害が生じた場合の対応についてです。

副反応は、接種後３０分以内に生じる確率が高いため接種会場にて、おおむね３０分、待機していただくことになります。この間に副反応が疑われる場合は、会場内の医療スタッフが対応します。

その後に副反応の症状があった場合は、接種した医療機関やかかりつけ医、または県のコールセンターが対応することになります。

なお、健康被害の報告があった場合は、法律に基づき、予防接種健康被害調査委員会を開催し、県を通じて厚生労働省に報告することになります。

続きまして、農業振興および農業塾についてのご質問のうち、まず年々減少している農家の育成についてです。

農業従事者は年々減少しており、本市にとっても大きな課題となっています。

本市では就農支援のため、新規就農者や後継者に対し、市独自の補助金を交付しており、現在の受給者数は２８人です。

また、農業塾では就農者支援として、経営相談を行うとともに、新規就農者や後継者に対して、農業塾からアプローチを行い、担い手の定着や育成を支援しています。

さらに、新たな就農対策として、定年退職者に就農の働きかけを行っています。

これからも県やＪＡと連携し、新規就農者に対する農業技術の習得や国、県、市の補助金の有効活用を案内するなど就農者の定着に向け支援していきます。

次に、第二次笛吹市総合計画実施計画にあげられた「活力に満ちた果樹農業地帯の創造」の

具体策についてです。

本市では、「桃・ぶどう日本一の郷」を維持、発展させるために、担い手の確保と育成に努めるとともに、仕事の効率化、生産性を高めるため、県営畑地帯総合整備事業および中山間地域総合整備事業による農業経営基盤整備を行っています。

具体的には市内8カ所で、農業用道水路および圃場の整備、ならびに農地の集積および集約化を進め、農家が生き生きと希望をもって、継続して経営ができる環境整備を進めています。

次に、世界農業遺産登録申請に向けての対応についてです。

世界農業遺産認定申請については、令和元年10月に国連食糧農業機関へ提出し書類審査は完了しています。

今後は、現地調査、最終審査を経たのちに認定となる予定です。

本市としては、山梨市、甲州市および県と連携して、現地調査の準備を行うとともに、認定後は、果樹農業システムの維持継続を図る活動を行うと同時に、本市の桃、ぶどうを国内外に強力にPRするなど農業遺産の維持と活用のための事業を進めていきます。

次に、農業塾の実績と課題および設置目的を達成するための対応についてです。

農業塾の実績については、開設前に比べ認定農業者や新規就農者の相談が多くなり、援農支援に伴う講習会参加者も増加しています。また、第三者継承については、高齢農家からの相談があり、新規就農者へ農地の紹介をするなどの支援ができました。

しかしながら、農業塾の存在や支援内容が多くの方にまだまだ知られていないことが、課題として挙げられるとともに、農業塾の設置場所が市役所から離れており、相談者が農業関連の補助金や農地貸借などの相談をする場合にご不便をかけている状況です。

課題の解決のための対応としては、3月22日から、農業塾の事務所を市役所本館1階の農業委員会の隣に移転します。

このことにより、農業塾の存在を知ってもらうとともに、適切な補助事業や農地利用手続きなどをワンストップでご案内でき、農業振興事業との連携強化が期待をできます。

これからも農業経営者から頼られる農業塾を目指していきます。

続きまして、境川町大坪地区浸水対策についてのうち、まず事業概要についてです。

大坪地区は浸水常襲地域であり、工業団地拡大も予定されているため浸水対策事業が計画されました。

事業の概要は、排水先である笛吹川の水位上昇によるバックウォーターに備え堤防と調整池を建設するとともに、流下能力の向上のために水路を改修するものです。

次に、浸水対策に要した費用の総額についてです。

設計費などの委託料と工事費で約7億1千万円、用地補償費を合わせると約7億9千万円です。

次に、令和3年度当初予算に計上された工事請負費の内容と完成時期についてです。

一昨年の台風19号の状況を踏まえ、事業の検証を行ったところ、効率的に排水できない箇所があるため工事請負費を計上しました。

内容は、調整池南側の大坪尻川への排水水路を新たに設置するもので、完成は出水期前を目指しています。

続きまして、浅川中学校改修工事についてのご質問のうち、まず長寿命化改修による経費削減の程度についてです。

長寿命化改修は、建物の構造躯体であるコンクリート部分を残す工事手法となるため、躯体の新築、解体に係る費用が発生せず、工期の短縮も可能になります。

このため一般的に新築工事と比較し、工事費を3割から4割程度削減できるとされています。

次に工事の概要、総事業費、スケジュールについてです。

校舎本体工事は、建物の耐震性を高めるためコンクリートの中性化対策、耐久性に優れた部材の使用および水道・電気等のライフラインの更新とともに、建物の機能や性能を向上させるための省エネルギー化やバリアフリー化および防災機能の強化などの改修を予定しています。

付帯施設は、屋内運動場のトイレ整備、技術科棟の断熱改修および部室棟改築などの各工事を実施します。

なお、基本設計段階での総事業費は、21億6,500万円を見込んでいます。

令和3年度は、夏休み期間を中心に付帯施設の工事を実施し、併せてグラウンド北側へ仮設校舎の建設を進めます。冬休み期間中に仮設校舎への引っ越しを行い、3学期から校舎本体の改修工事に着手する予定です。

新校舎の供用開始は令和5年4月からを予定しており、生徒の皆さんに快適な学習環境を提供できるよう努めていきます。

次に、改築と長寿命化における建物の耐用年数の差異についてです。

改築の目安となる、鉄筋コンクリート造校舎の法定耐用年数は、財務省令で47年と定められています。

一方、長寿命化改修は、建物の耐久性や機能、性能を向上させるための工事を行うことで、改修後30年以上、物理的な耐用年数を延ばし、建物の目標使用年数を80年とするものです。

続きまして、病児病後児保育事業の実施についてのご質問のうち、まず病児病後児保育事業における市外施設の利用実績についてです。

山梨県では、平成30年度から病児・病後児保育の広域利用が開始されています。市民による市外施設の利用実績は、平成30年度は延べ349人、令和元年度は延べ418人、令和2年度は11月末現在で延べ81人です。

次に、病児病後児保育施設の設置場所、定員および利用料金についてです。

設置場所は、一宮町坪井にあります医療法人桃花会一宮温泉病院です。利用定員は3人で、利用料金は市民の方は1日2千円、市外の方は1日2,500円となります。

なお、生活保護世帯および市町村民税非課税世帯は無料です。

次に、開設の時期と今後のスケジュールについてです。

開設時期は令和3年5月を目指しており、現在、開設準備にかかる協議等を行っています。

新年度予算成立後、4月以降、病院施設内の改修や使用する備品などの整備を行い、山梨県へ事業開始の届け出を行い、5月に運営を開始する予定です。

以上、答弁とします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

落合俊美君。

○2番議員（落合俊美君）

答弁をいただいた中より、農業振興および農業塾についてと境川町大坪地区浸水対策について再質問させていただきます。

最初に農業振興および農業塾の質問の中で、年々減少している農家の育成についてですが、農業従事者を確保していくことは本市にとって大きな課題ですという答弁でございました。

生産者、いわゆる農家の収入アップを目指すことが重要だと思います。市として農家の収入アップを目指すために販売促進をどのように考えているのか伺います。

○議長（保坂利定君）

答弁を求めます。

小宮山産業観光部長。

○産業観光部長（小宮山和人君）

再質問にお答えいたします。

本市の農産物の販売促進および農家の所得の向上についてということのご質問でございますが、まず販売促進につきましては、販路の拡大というようなことで、国内の主要市場および有名百貨店、そういったところへですね、トップセールスを実施しております。また、合わせて経済成長が著しい東南アジアの国をターゲットとした国外のトップセールス等も実施しているところでございます。

また、市場との信頼関係の構築ということも非常に重要な部分でございますので、トップセールスとともにですね、JAでは共撰所の統合による光センサーや、またカラーセンサーなどを導入しまして、高品質化、また高付加価値化、また出荷量の確保というようなところの取り組みをしておりますので、これについても市としても支援をしているところでございます。

一例としまして、一宮西統合共撰所においては、JA出荷量が増え、単価が上がったと聞いております。1月に完成した御坂統合共撰所においてもですね、同様な効果、成果は期待していきたいと考えております。

また、消費者からの食への安全性のニーズということについてもですね、答えていかなければならないということもありますので、これにつきましては、農業生産工程管理、いわゆるGAPの認証の促進をJA、また県、市も一緒になってですね、農家の皆さんのほうに促進をしているところでございます。

そういったことによってですね、消費者の信頼性、透明性の確保というところにつなげていきたいと考えております。

また、さらにですね、農業でございますので、自然災害、また気候に大きく左右されるというところでございますので、市としましては収入保険、また果樹共済への加入促進として加入促進の補助金を交付しているところでございます。

このような取り組みを行うことによってですね、本市農産物のブランディングにつなげ、さらに販売促進を図って農家の所得の向上、安定を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

落合俊美君。

○2番議員（落合俊美君）

それでは、続きまして大坪地区浸水対策について質問させていただきます。

調整池下流の大坪尻川は甲府市のエリアであり、甲府市が管理しておりますけれども、勾配がなく、土砂が堆積し、また草が繁茂していて水の流れがとても悪い状態にあります。調整池下流の大坪尻川の浚渫を実施しないと、浸水対策工事が完成したとしても、その効果は十分発揮できないばかりか、先ほど話がありましたが、増水時には笛吹川の水が逆流する恐れもあると思います。

甲府市に対して定期的に浚渫工事の実施を働きかけるべきだと思いますが、市の考え方を伺います。

○議長（保坂利定君）

答弁を求めます。

標建設部長。

○建設部長（標博司君）

新風会、落合俊美議員の再質問にお答えいたします。

流出先になります大坪尻川についてのご質問ですが、大坪地区の地形を考えますと、流下先は大坪尻川になります。大坪尻川の流下能力が下がりますと、影響は当然、上流の大坪地区に及びます。

大坪地区は議員ご指摘のとおり、大部分が甲府市の重要河川でございますので、維持管理や改修につきまして、甲府市に要望しております。

今年度につきましても、小澤副市長とともに甲府市に要望に伺いまして、維持管理につきまして要望を行いました。その結果、除草を実施していただきまして、浚渫についても計画しているとの回答をいただいております。

今後につきましても、維持改修や改修につきましては、要望を継続してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

意見はありませんか。

落合俊美君。

○2番議員（落合俊美君）

最後に、先ほど申しましたが、現在の経済状況はコロナ感染症により大変な状況が続いております。笛吹市の経済を立て直す意味からも、令和3年度中に思い切った予算対応を希望いたします。

また、大坪地区浸水対策事業につきまして、計画から今日まで大変な巨額な費用を投入していただきました。合併がなければ、この事業はできなかったことと思います。大坪地区住民に成り代わりまして、市当局、市議会に厚くお礼を申し上げます。計画からだとい長い月日が経っておりますので、大坪地区の皆さんが一日でも早く安心・安全な生活ができるようご尽力願いたいと思います。

また、笛吹市の主産業であります農業について、魅力ある農業経営が望まれております。魅力あるといえば、やはり単価です。トップセールスを含め、最大限の努力を求めます。

浅川中学校改修工事については、万全を期していただきたいと思います。

ワクチン接種については、各対象者を的確に把握し、一日でも早く無事に終了できるようご尽力いただきたいと思います。

また、病児病後児施設につきましても、市内の中心部および西部にも施設ができればいいなというふうに思いますので、努力いただきまして、新風会を代表しての私の質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（保坂利定君）

以上で、新風会の質疑および質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

再開を午後１時３０分といたします。

休憩 午後１２時０４分

再開 午後 １時２８分

○議長（保坂利定君）

再開いたします。

次に誠和会、小林始君の質疑および質問を許可いたします。

小林始君。

○１７番議員（小林始君）

誠和会の小林始です。

議長の許可をいただきましたので、誠和会の代表質問を行います。

昨年１０月に山下市長とともに、私ども市議会議員は市民のご支援をいただき、当選の栄を賜り、笛吹市の発展と住みよいまちづくりを負託されました。

市民はわれわれに大きな期待をしているとともに、議員としての行動にも厳しい目で注視しているものと考えております。

議員として改めて襟をただし、昨年からのコロナ禍で新しい生活様式とならざるを得ない中、笛吹市の発展と市民が幸せを感じるまちづくりに、全身全霊を傾注するものを誓うものであります。

誠和会も山下市長のスピーディな決断と行動力に応援すべく議論や研修を積極的に重ねていきたいと考えております。

それでは通告しました質問に入ります。

まずはじめに、令和３年度当初予算案についてであります。

山下市長就任２期目の出発ということで、１期目にまいた種をいよいよ育てていく段階となり、スピーディをモットーとしている市長ですので、政策であります「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」への実現に向けて、いち早い予算付けで施策実現をしていくと思っております。

その予算案として、今議会に提案された令和３年度の当初予算案は、歳入支出ともに３５５億５、５００万円と前年比３３億円、１０．４％の増額で過去最大の積極的な予算案となっております。

しかしながら、地方交付税が一本算定となり、コロナ禍における市税の大幅な落ち込み、合併特例債も残りわずかとなるなど、財源は非常に厳しい予算編成ではなかったかと思われます。

そこで、令和３年度の予算案についてお聞きします。

１点目、令和３年度の当初予算案は、前年と比べ３３億円の増額とした当初予算案は、繰入金３２億円と市債を４０億円で、歳入の２０％を充当する厳しい予算編成となっておりますが、

予算案作成で苦慮した点、また特に配慮した点は何か伺います。

2点目、新年度に新規事業として取り組む事業は何か、その事業の目的はどのようなものか伺います。

3点目、新年度予算編成方針で、新規事業導入については従来の事業のスクラップ・アンド・ビルドの徹底を図るとしておりましたが、スクラップ事業はどんな事業だったのか伺います。

4点目、定員適正化計画で職員が減少する中で、性別、性質別経費の人件費が3年前の当初予算より10億円の増加となり、前年度より1億3,900万円も増加するが、どうしてなのか。総職員の数の変動は、どのようになるのか伺います。

5点目、市職員の減少に伴い、各行政区の区長さんをはじめ役員さんの業務が増大して、役員の交代が難しい地域があると聞いております。そんな中で、今年度、行政区に対する予算が減額になると聞いていますが、どのような理由でどんな費用を減額するのか伺います。

次に、新型コロナ対策についてであります。

昨年1月から短期間で全世界中に蔓延し、感染者数も1億人をはるかに超え、日本においても二度の緊急事態宣言発令など、経済はもちろん国民の生活にも大きな影響を与えております。国・県・市においても、昨年度よりコロナ対策を最重点施策として対応してきましたが、依然として収束は見えてきません。そこで、コロナ対策についてお聞きいたします。

1点目、イギリスでは昨年12月上旬よりワクチン接種が始まり、いまや世界の93カ国地域で接種を行っております。日本では遅れていますが、2月12日にワクチンが到着し、2月中旬より医療従事者から接種が始まり、4月からは高齢者への接種が始まるとのことです。

早い市町村ではワクチンの接種の専門の課を設置したり、ワクチン接種のリハーサルや、すでに高齢者にワクチンのクーポン配布など準備を進めています。本市のワクチン接種に対する体制、対象者数、日程、接種場所、接種時期など対応はどのようになっているのか、お伺いいたします。

2点目、長引くコロナ対応で国民、市民も疲弊しており、失業者も2020年1月以降、右肩上がり、いまや全国では194万人もの失業者がいると言われております。このコロナにより企業も従業員も事業主も大変厳しい状況となっており、国・県・市で多様な支援対策を講じている中ですが、景気の回復は見られず、税収の落ち込みは免れない状況だと思われます。

市は税収の落ち込み額を、すべての税目で約7億円の減収としていますが、どんな業種の落ち込みをどのくらい見込んでいるのか伺います。

3点目、国・県では多様な経済対策を行っており、市でも小規模事業者支援金給付事業など様々な事業を行いましたが、長引くコロナの影響でいろいろな業種で厳しい状況であると思います。市でも厳しい業種を中心に更なる支援・補助をすることを考えているのか、伺います。

次に、児童生徒用タブレット整備事業についてであります。

文部科学省では、小中学校の児童生徒向けの1人1台端末、いわゆるタブレットの整備と、それを使うための高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された創造性を育む教育を全国の学校現場で持続的に実現するためのGIGAスクール構想を進めております。

当初は、令和元年度から5年計画で全児童生徒に整備する計画でしたが、コロナの蔓延と重なり、全国の学校が長期休校となるなど、リモート学習などの推進を図る必要があるため、国は令和2年度補正予算で前倒しし、全額の予算付けを行いました。

本市の児童生徒用タブレット整備事業の取り組みについて、お聞きいたします。

1点目、県内ではすでにタブレットをすべての児童生徒に配布された学校もありますが、市は6月補正予算で児童生徒用タブレット整備事業に4億7,422万円の予算計上を行っていますが、現在の進捗状況はどのようになっているのか伺います。

2点目、全児童生徒へのタブレット配布によるオンライン授業の導入による効果はどのように捉えているのか伺います。

3点目、オンライン事業が可能になるということで、タブレットを家に帰ってから使う場合には、各家庭でインターネット環境が必要となりますが、学校の調査では95%の家庭でWi-Fiなどの整備があるとのことですが、インターネット環境のない家庭の対応はどのようになっているのか伺います。

4点目、教職員もオンライン授業や新しい指導方法が求められてきますが、教材をはじめ、研修などの対応はすでにできているのか伺います。

次に、公金収納のキャッシュレス化の推進についてです。

世界ではキャッシュレス化が進んでおり、韓国では96.4%、中国でも65.8%となっており、日本では20%を超えたくらいでしたが、昨年からのコロナ禍の状況で現金の手渡しを嫌うなど、医療機関をはじめとして自動精算機を導入しているところも増えてきました。最近でもクレジットカードをはじめ、デビットカード、電子マネー、バーコードやQRコードでのスマートフォンから支払えるキャッシュレス支払いが増えてきております。

市では現在、公金の徴収方法としては口座振替、現金納付、コンビニ納付、YAHOO! JAPANの公金支払いサービスを利用したクレジットカード払いなどで収納しておりますが、市民の利便性など、収納率向上の点からも新しい公金収納方法の導入などはどのように考えているのか伺います。

以上で誠和会の代表質問といたします。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

誠和会、小林始議員の代表質問にお答えをいたします。

はじめに、令和3年度当初予算案についてのご質問のうち、まず当初予算編成で苦慮した点、配慮した点についてです。

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、市税の減収が見込まれるとともに、地方交付税の大幅な増額が見込めないことから財源確保に苦慮したところです。

財源確保のため、国県支出金の積極的な活用をはじめとし、市債も前年度以上に発行することとしました。

また、重点事業における財源については、財政調整基金の活用だけに偏ることなく、公共施設整備等基金や、まちづくり基金などの特定目的基金も積極的に活用をしました。さらに、新型コロナウイルス感染症対策関連経費における一般財源を捻出するために、減債基金も活用し予算編成を行ったところです。

次に、新規事業とその目的についてです。

主なものとしては、保護者の子育てと就労の両立を支援するための病児・病後児保育事業、

私立保育所等へ施設整備の支援を行う保育所施設整備管理事業、災害時において自助、共助の役割が重要と考えることから、「地区防災計画」および「わが家の災害時行動計画」の作成支援、適切な管理が行われていない空家等を解体するための空家等解体費支援事業、さらに、スポーツ活動に取り組む市民を増やし、市民の健康づくりを推進するために多目的芝生グラウンドの整備について検討する経費も計上しています。

次に、スクラップした事業についてです。

所期の目的を達成し事業の役割を終えた水辺活性化事業、県の出会いサポートセンターの活用による結婚相談および出会いイベント、参加者が少ないマタニティスクール、広告付き封筒の導入による現行の窓口用封筒を廃止する予定です。

このほかに、スクラップ・アンド・ビルドの考え方にに基づき34事業の見直しを行ったところです。

新たな行政ニーズの財源確保を図るため、今後さらに、この考え方を職員に理解してもらうよう努めていきます。

次に、人件費の増額理由および総職員数の変動についてです。

一般会計当初予算における人件費は、議員ご指摘のとおり、平成30年度と比較して約10億7千万円の増加となっています。

これは、いわゆる非正規職員の待遇改善を目的に地方公務員法が改正され、本年度から会計年度任用職員制度が導入されたことに伴い、これまで物件費に分類されていた賃金が、報酬や給料として人件費に分類されることになりました。

このことにより、約8億8千万円が物件費から人件費へ移行したことが主な増加の要因です。

また、令和3年度の当初予算では、フルタイム会計年度任用職員に退職手当負担金が生じることおよび教育現場への学力向上支援スタッフの配置、新型コロナウイルス感染拡大への対策としてのパートタイム会計年度任用職員の採用などにより、前年度の人件費と比較して約2億円の増加となっています。

総職員数については、年度当初で比較すると、平成30年度の職員数は正規職員595人、臨時職員400人の計995人、令和3年度は正規職員579人、会計年度任用職員474人の計1,053人となる予定であり、正規職員は16人の減、会計年度任用職員は74人増となっています。

今後は、65歳定年制導入の影響や事務事業の見直しおよび民間への業務委託等を考慮する中で、本年度から着手している業務分析の結果をもとに、定員適正化計画の考え方を抜本的に見直しをし、職員数についても、真に必要な部署へ必要な人員を配置するなど、より適切な定員管理を行っていきます。

次に、行政区の予算についてです。

各行政区に対しては、市民ニーズの多様化や地域における新たな課題に対応するため、行政と行政区の役割を分担する中で、笛吹市行政区運営交付金交付要綱に基づき、予算の範囲で行政区運営交付金を交付しています。

また、区長については、笛吹市行政区長等設置規則に基づき、地域と行政をつなぎ、市民協働によるまちづくりの一翼を担っていただくため、市の非常勤特別職として区長報酬をお支払いしています。

合併から16年が経過し、今般、県内各市の各自治会における状況を調査した結果、行政区

や区長の皆さまにお願いしている役割や職務内容等は、ほぼ同様である一方、本市の交付額および支給額については、他市と比較してかなり高額であることが分かりました。

この調査結果について、各地区の区長会を通じて、現状を報告するとともに、今後は、単に交付額および支給額の見直しということだけではなく、地域要望に則した新たな支援策の創設など、総合的な検討を進めながら理解を求めています。

続きまして、新型コロナ対策についてのご質問のうち、まずワクチン接種への対応についてです。

ワクチン接種の対象者は、16歳以上の市民としており、6万500人となります。

接種場所については、市内の医療機関を中心に実施し、個別接種と集団接種を併用して行う予定です。

日程については、現在、65歳以上の高齢者を対象としたワクチン接種に向けて、準備作業を行っており、3月中旬に予約や相談に応じるコールセンターを設置し、3月下旬には65歳以上の高齢者に対し、接種券と予診票の送付を予定しています。

接種時期については、4月以降に65歳以上の高齢者が接種を開始し、その後、64歳以下の市民のうち基礎疾患のある方、そのほかの方の順で接種を行い、令和4年2月28日までに接種を終了する予定です。

次に、税収見込みについてです。

令和3年度の税収について、まず、市民税では、新型コロナウイルス感染拡大による経済への影響等を踏まえた国の令和3年度地方財政計画において、地方税の減少を見込んでいることから、本市でも前年度比と比較して6.8%の減少を見込んだところです。

固定資産税では、売上高が減少した中小事業者に対する減免措置について、宿泊業、製造業、サービス業、建設業、卸売・小売をはじめ、多岐にわたる業種から減免に必要な申告が提出されていることから、評価替えによる影響も含め、全体として前年度当初予算と比較して約7%の減少を見込みました。

たばこ税は、禁煙者の増加や観光客の減少により、令和元年度決算と比較して約6%の減少を、入湯税は温泉宿泊施設を利用する観光客の大幅な減少を考慮し、前年度当初予算と比較して約60%の減少を見込んでいます。

次に、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた業種への更なる支援についてです。

本市においても、新型コロナウイルス感染拡大に伴う支援の基本方針は、国や県の支援策を整理する中で、単なる上乗せをするのではなく、基礎的自治体としてなすべき、きめ細やかな支援を行うこととしています。

新型コロナウイルス感染拡大の影響が長期化し、事業継続に深刻な打撃を受けている事業者への支援についても、この考え方に基づき、市独自の支援を行ってきました。

現在、市内消費を積極的に喚起するとともに新型コロナウイルスの感染拡大の収束後における地域経済の回復に向けて、キャッシュレス決済の導入を促進するため、決済額の一部をポイントとして還元する消費喚起キャンペーンの実施を検討しています。

続きまして、児童生徒用端末整備事業についてのご質問のうち、まず児童生徒用端末整備事業の進捗状況についてです。

1月下旬から一人一台端末4,235台の納入を開始し、2月中旬にはすべての小中学校で納入が完了しました。

納入を終えた学校から随時初期設定の作業等を行っており、設定が終わり次第、活用をしていきます。本格的な運用は、新年度当初からを予定しています。

次に、オンライン授業導入による効果についてです。

一人一台端末の導入により、臨時休業や分散登校の措置をとった際、自宅等において、デジタル教材やYouTubeによる動画を活用した学習や双方向型の授業が可能となることから、教育活動を継続させることができます。加えて、児童生徒の学習状況や健康状態を把握することもできます。

また、インターネットを通じて、在籍校に居ながら、学校間の交流や合同授業を実施することができます。

次に、インターネット環境のない家庭への対応についてです。

インターネット環境が整備されていない家庭に対しては、Wi-Fiルーターを192台購入し、それらを貸し出して対応します。

次に、教材や研修などの対応についてです。

各教室には大型提示装置を整備し、2学期から教師用タブレット、デジタル教科書を活用した授業を実施しています。また、研究指定校におけるデジタル教材を活用した授業公開や、大型提示装置によるオンライン始業式などを試行していきます。

校長会や教頭会および各校の代表者で構成する、市の学力向上研究委員会では、効果的な指導法や教材の開発について研究を進めており、これらの成果を小中学校に還元するとともに、各校の校内研究にICTの活用を位置付け、指導力の向上に努めていきます。

続きまして、公金収納のキャッシュレス化の推進についてです。

市税については、4月1日から新しい納付方法として、民間の電子決済サービスを使ったスマホ納付を導入する予定です。

これは、市税の納付書に印刷されたバーコードをスマートフォンやタブレット等で読み取ることで、支払窓口やコンビニへ出かけることなく、自宅で簡単に納付できるようにするものです。

さらに、介護保険などの保険料、保育所の保育料および上下水道の料金等についても、これまでの現金納付や口座振替等に加え、新たな納付方法の検討をしていきます。

これらの導入によって、市民の皆さまの利便性および収納率の向上につなげていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

小林始君。

○17番議員（小林始君）

厳しい業種を中心にですね、支援を行うという中で、キャッシュレス決済、それからポイント還元、消費喚起とかというような話が出たわけですが、これについて、もし話ができればポイント還元の率とか、それから市税、支援する予算費とか、そういうものはここで公表することはできますかね。

○議長（保坂利定君）

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

まだ、今、本当に検討している最中ということでございますけど、ただ現状だけちょっと今、お話しますと、やはり今、準備は進めておるんでございますけれど、検討を、やはり始めるまでに、やはり2カ月ぐらいは、どうしても、何かシステムのいろいろ関係でかかるというようなお話もございます。また、当然のごとくいきなり始めても、周知しませんと話になりませんので、このへんの周知の方法もですね、媒体を使って、いわゆる新聞を使うのか、またSNSを使うのか、いろんなものを使いながら、また広報紙も使いながらですね、進めなければなりませんので、こういうふうな全体のものもですね、動かしながらできるだけですね、速やかに検討を進めて、そしてまた導入していいものなのかどうなのか、最終的な結論を出していきたいというふうに考えておりますので、現状のところは、このあたりでご理解いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

小林始君。

○17番議員（小林始君）

ありがとうございます。このコロナ禍、100年に一度あるかないかの、これ、本当に大きな災害だと思っております。令和3年度は市長も、先ほどから何回も答弁されておりますけれども、コロナ対策が最優先課題だと。私も、もちろん議員も、市民もみんなそう思っております。そういう中で、昨年4月16日にですね、緊急事態宣言が発出されたわけなんですけども、山下市長、その前の去年の3月11日ですけども、すでに宿泊料金の割引事業と、また小規模事業者の小口融資の枠拡大というように、緊急事態宣言前から山下市長、大きくステップを踏んでいるわけでありまして、本当にわれわれも関心しているところですけども、昨年の3月11日から今日現在に至るまでに国、県、それから市長の裁量の中で、市のこのコロナ対策に対する事業が実に69事業が展開されております。その中で、ほとんどは、市民もみんな喜んでいるわけでありまして、まだまだこのコロナの先行きの収束の分からない中で、これから収束したあとにはアフターコロナとか、そういった部分で行政の支援等がものすごく大事になると思うわけですけども、まだまだ支援事業を積極的に進めていっていただきたいと思います。国からの支援もありますし、それから笛吹市にも合併以来から174億の基金もあります。先ほどから基金も活用してというような話もありますけども、積極的に基金を活用しながら山下市長のスピーディな決断力と決意のある市政を推し進めていっていただきたいと心から思います。

これは、もう質問が終わりましたので。もし、決意がありましたらよろしくお願いいたします。

○議長（保坂利定君）

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

大変、議員に69の事業ということで、すみません、私も知らなかったんですけど、ありがとうございます。そうですか。69も事業があったんですか。適時適材にですね、またいろんな皆様のご意見を聞きながら、事業を進めていかなければいけないというふうに思っておりますので、これからもそういうスタンスの中で進めていきたいなというふうに思っております。

先ほども申しているように、いずれにしましても税収が減りましたので、当然、その部分

を埋め合わせるために、国から来ているお金だけでは当然足りませんで、結局、基金を取り崩して、今回予算を組んでいるというのが現状でございます。財政調整基金のほうからも10億円ぐらいおろしますし、ほかのいろんな、減債基金から何からいろんな基金を使って、正直、今回の予算を組んでいるということでございますので、当然のごとく、ある基金はしっかり必要なら使っていくということでございますけども、そのへんもじっくり考えながらやっていきたいなというふうに思っていますし、それともう1つ、今回、先ほど議員からも言われたように、たぶん1年間、ワクチン接種をずっとやっていかなければいけないという状況に間違いなくあります。ざっくり本当に言えば、9月ぐらいを目指してですね、65歳以上の方々が終わればいいなと。そして3月31日、年度末までにですね、なんとか15歳以上の方々、64歳までの方々が2回目が終わればいいかなというような、本当にそんな状況でございます。

職員のほうに、すべてのシミュレーションをちょっと作っていただきました。2回接種して、しかも同じ会社の投与をしなければいけないということですから、最初からドーンと飛ばしていっちゃうと、3週間から5週間にはまたその波が来なければいけないということですから、そのときには今度、別の方々が1回目を打ってくるというふうな、そういう状況になるわけですね。ですから、あまり最初からゴンゴンいってしまいますと、もう本当に途中で2回目、1回目というふうな方々、もしかすると、途中でファイザーじゃなくなるかもしれないというふうな、そういうことも想定しながら、このワクチン作業をですね、進めなきゃなりませんので、当然のごとく、これに対しても、先ほどお話したように病院、特に笛吹市の場合には中核二次医療の病院が多数あって、大変ご協力いただいておりますし、医師会の方々にも先日の、副市長が中心でやっていただいておりますけれど、会員の中にもですね、大変ご協力いただけるということです。

ただ当然のごとく、要するに全部ボランティアというわけにはいきませんので、それなりの当然、土曜日、日曜日に来ていただければ対価も払わなければなりません。その予算はたぶん自前で出していかなければならないということもあります。ですので、経済を推し進める部分も必要ですし、このワクチン対策の費用というのも、決して国からはそんなに来ていませんので、はっきり言わせていただいて。かなり市の持ち出しを持っていかなければなりませんし、そこに行き着く、先ほど午前中にもご答弁させてもらいましたけれど、タクシー券なんかもたぶん、これも市独自でたぶん出さなければならぬことになると思います。ですので、こういう予算もしっかり組みながらですね、この事業に取り掛かっていきたいというふうに思いますので、またいろいろご指導いただければと思います。ありがとうございました。

○17番議員（小林始君）

ありがとうございました。

○議長（保坂利定君）

以上で、誠和会の質疑および質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

再開を2時15分といたします。

休憩 午後 2時05分

再開 午後 2時14分

○議長（保坂利定君）

再開いたします。

次に公明党、中川秀哉君の質疑および質問を許可します。

中川秀哉君。

○15番議員（中川秀哉君）

それでは、議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして、これより代表質問をさせていただきます。

公明党の中川秀哉でございます。

今定例会では、コロナ禍における笛吹市行政サービスの現状と課題を確認し、市民の安心・安全の早期実現を求め、以下のとおり山下市長のご所見を伺います。

はじめに、新型コロナウイルスワクチン接種対策について伺います。

政府は昨年末、閣議決定した2021年度当初予算案と20年度第3次補正予算案を一体の15カ月予算と位置付け、国民の命と暮らしを守る対策を強化しております。

本年は、新型コロナウイルス感染症への対策が最重要課題として、15カ月予算案のうち20年度第3次補正予算案で、コロナワクチン接種の体制整備や医療提供体制の確保、医療機関などへの支援、検査体制の充実をはじめとする同感染症の拡大防止策に4兆3,581億円を計上。また、21年度当初予算案では、予期せぬ状況変化に備えた予備費と20年度に確保した5兆円に加え、さらに5兆円の積み増しをするなど、対策の万全を期しております。

さて、令和2年12月18日付け、厚生労働省より新型コロナウイルスワクチンの接種体制の確保について自治体説明会があり、そのうち市町村が準備する主な事項として、1. 人的体制の整備、2. 予防接種台帳システム等のシステム改修、3. 接種実施体制の調整、または確保、4. 相談体制の確保などがあると伺いました。

これを踏まえて、市民が安心してワクチン接種に臨むため、以下のとおり市の取り組みについて質問をいたします。

- (1) 本市の人口に対するワクチンの接種目標は。
- (2) 国・県から提供されるワクチン配備状況は。
- (3) 今後ワクチンの2回接種完了するまでの行動スケジュールは。
- (4) ワクチン接種会場の準備状況は。
- (5) 市民へ相談・広報窓口の周知方法は。
- (6) 高齢者や障がい者を含む交通弱者への移動手段を確保する対応は。

続きまして、2番目の新年度当初予算における主な重点政策について伺います。

東京商工リサーチ調べでは、2月2日、新型コロナウイルスに関連した全国の企業倒産件数が昨年2月以降、1年で1千件に達したと報道がありました。業種別では飲食業が多く182件。また、アパレル関係が91件、次いで建設業が83件、そしてホテル・旅館業が62件と続きました。

この緊急事態宣言の延長もあり、関連倒産がさらに増える可能性がある。また、債務額1億円未満の倒産件数が半数超を占めており、倒産した企業の従業員数は判明した926件の合計で1万3,477人にのぼり、雇用面での打撃も大きいとの指摘があります。

このような国難とも呼べる緊急事態の中、コロナ終息に向けた笛吹市の新年度予算、一般会計355億5,500万円の見通しと支援事業の、どのように市民生活の基盤回復となるか、

また昨年末、国土強靱化計画の5カ年延長に伴い、中山間地域の住民の安全対策のため、市内全域の砂防堰堤や遊砂地など、河川を含むインフラ調査、整備にどのように取り組むのか。

さらに山下市長が強く訴えておられました、みんなの広場、また市道1－8号線拡幅事業など、駅前開発や企業誘致、雇用創出対策など重点政策の進捗状況など、以下、質問いたします。

(1) コロナ禍における市独自の重点支援事業のうち、ア．コロナ禍における経済再建の見通しは。

イ．市内小規模・個人事業者への重点支援事業は。

ウ．中間所得世帯向け重点支援事業は。

エ．子育て世帯、また高齢者世帯向け重点支援事業は。

オ．障がい者・介護世帯向けの重点支援事業は。

2番目として、国土強靱化計画延長に伴う地域の防災・減災対策について。

ア．大規模災害から市民を守る公共インフラの老朽化対策の進捗状況は。

イ．ゲリラ豪雨災害における砂防堰堤、遊砂地等の整備、また河道断面の拡大等の具体策は。

3として、県や周辺市町村との連携のまちづくり事業の進捗は。

ア．駅前開発の進捗状況は。

イ．企業誘致の進捗状況は。

ウ．雇用の創出へ具体策は。

最後に、市民のニーズに応える可燃ごみ収集対策について、お伺いいたします。

先進自治体の群馬県藤岡市、人口が6万4,353人、2万7,676世帯と、ほぼ本市と同じ規模といわれておりますが、そちらでは本年4月より行政区の費用負担を軽減しながら大型ごみ収集箱の設置を促進することで、生活環境の保全およびごみ収集の円滑化を図ることを目的として、ごみ収集所整備費補助金交付事業をスタートいたしました。この事業費の予算は500万円であります。補助金は上限10万円で、1事業区にあたり年度内1回、集積箱の購入や建て替え、修繕費などにも充てる、飛散防止用のネット購入費にも対象となり、行政区の維持管理費が大幅に負担軽減されると大変に喜ばれております。

私は議員活動や行政区役員の経験から近年、行政区離れする世帯が拡大する中、高齢者世帯や特に視聴覚障がい者世帯の皆さまから、いわゆる生活弱者の皆さまから可燃ごみ収集の方法についての見直しを求めるご意見やご要望を多くいただき、これまで可燃ごみを円滑に収集するために、公共施設に24時間リサイクルステーションの設置を訴えましたが、残念ながらいまだ実現に至っておりません。

このたびの先進自治体を参考にいただき、生活環境の保全およびごみ収集の円滑化を目的に市民の快適な暮らしを求め、以下のとおり質問をいたします。

(1) 笛吹市の全世帯および地域別の行政区未加入世帯数の状況は。

(2) 可燃ごみ保管場所の増設および終日収集するよう曜日・時間の延長は。

(3) 有料指定ごみ袋代金の見直し、特に価格の設定や開始時期等のスケジュールは。

以上、質問とさせていただきます。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

公明党、中川秀哉議員の代表質問にお答えをいたします。

はじめに、新型コロナウイルスワクチン接種対策についてのご質問のうち、まず本市の人口に対する接種目標についてです。

ワクチン接種は、16歳以上の市民6万500人が対象となります。集団免疫を獲得するためには、70%の接種率が必要と言われています。本市の今年度のインフルエンザ予防接種の接種率が70%であったことから、より多くの方に接種していただけるよう対象人数の80%を目標としております。

次に、国・県から供給されるワクチンについてです。

3月下旬に医療従事者用のファイザー社のワクチンが供給される予定となっており、アストラゼネカ社と武田・モデルナ社のワクチンについては、国の承認が済んでいないため、いつどのくらい供給されるかは決まっていません。

次に、ワクチン接種2回終了までの行動スケジュールについてです。

対象者には、市から接種券と予診券を郵送します。接種を希望する方は、電話やオンラインで予約をしていただき、1回目の接種を受け、3週間後に同じ医療機関で2回目を接種していただきます。

次に、ワクチン接種会場の準備状況についてです。

本市においては、個別接種と集団接種の併用を予定しており、個別接種については、実施可能な病院や診療所を笛吹市医師会と調整をしております。

集団接種については、市内の病院施設を借り上げるほか、市の公共施設の利用も検討をしております。

集団接種1日当たり接種の人数は、市内病院の場合約480人、公共施設の場合約180人と計画をしています。

現在想定しているスタッフのうち、医療従事者については、病院や開業医に依頼する予定です。駐車場や会場案内等については、市の職員および雇上げによる確保を予定しています。

市民からの相談窓口および、その周知方法についてです。

市民からの相談のうち、ワクチンに関しては、ワクチンメーカーや国の専用窓口、副作用に関しては、県のコールセンターが対応することになります。

また、市でもコールセンターを設置しますので、予約、接種場所および接種券に関する相談を受け付けます。

相談窓口の周知方法については、接種券に同封する案内のほか、広報紙、ホームページ、SNS、新聞折込チラシ、市独自のポスター等を予定しています。

交通弱者に対する移動手段の確保についてです。

自宅から接種会場までの交通手段のない高齢者や障がい者については、タクシーの初乗り料金4回分のタクシー券の交付を検討しております。

続きまして、新年度当初予算における主な重点政策についてのご質問のうち、コロナ禍における市独自の重点支援事業についてです。

コロナ禍における経済再建の見通しについて、これは新型コロナウイルスワクチンの接種が始まり、接種者が増加することにより、経済活動も順次、活性化されるものと考えています。

小規模・個人事業者、中間所得世帯、子育て世帯、高齢者世帯、障害者および介護世帯への

重点支援事業について、当初予算編成時においては、今後の新型コロナウイルス感染拡大の影響が不透明であることから、新型コロナウイルスワクチン接種をはじめとする感染対策に必要な経費として8億5,190万円の予算計上を行ったところです。

経済対策につきましては、当初予算には計上をしていませんが、今後、必要に応じて補正予算を編成したいと考えています。

次に、国土強靱化計画の延長に伴う地域の防災・減災対策についてです。

公共インフラの老朽化対策の推進状況についてですが、橋梁については、市内の2メートル以上の橋梁を笛吹市橋梁長寿命化計画に基づき、5年に1回、専門家による点検を実施しています。点検の中で健全度を評価し、評価の低い橋梁について、順次、改修を行っています。

また、100メートル以上の橋梁など重要度の高い橋梁についても、順次、改修をしており、昨年度から万年橋の耐震補修工事を実施しています。

道路については、舗装の計画的修繕事業として、市道1-20号線「広域農道」の舗装修繕工事費を計上しています。

水道施設については、配水管等の老朽化対策として、耐震管への移行を行っています。現在、管路延長718キロメートルのうち81キロメートルが耐震管であり、耐震化率は11.2%です。

今後は、現在策定中の笛吹市水道事業ビジョンに基づき管路耐震化計画を策定し、計画的かつ効果的に耐震化を進めていきます。

また、令和3年度に、基幹施設である13カ所の配水施設の耐震診断を実施します。診断結果をもとに耐震化計画を策定し、災害時にも安定的に飲料水が供給できるよう計画的に耐震工事を行っています。

下水道施設については、老朽化対策として、定期的に管路やマンホールポンプの点検を実施し、施設の状況と耐用年数を確認しながら計画的に更新を行っています。

現在、管路延長398キロメートルのうち335キロメートルが耐震化されており、耐震化率は84.2%です。今後も下水道長寿命化計画に基づき、耐震診断および耐震化工事を行います。

また、市内の指定避難所へ災害用マンホールトイレの設置を進めており、令和3年度は富士見小学校への設置を計画しています。

ゲリラ豪雨に対する砂防堰堤、遊砂地等の整備、河道断面の拡大等の具体策についてですが、国、県が管理する1級河川については、伐木、河道整備および堤防強化を積極的に要望しており、着実に推進されています。

また、市の管理する河川についても、浚渫により河川断面の確保に努めています。

急峻な山地を流下する土砂については、山梨県において砂防施設の整備を順次行っており、令和3年度には、新たに春日居町下岩下地内ほか3カ所で砂防施設の整備が予定されています。

次に、県や周辺市町村と連携のまちづくり事業の進捗についてです。

駅前開発の進捗状況について、議員からは、駅前における公共施設の整備について、かねてからご提案をいただいておりますが、市の公共施設については、平成29年2月に策定した笛吹市公共施設等総合管理計画により、総合的かつ計画的な管理を行うこととしています。また、個別の施設に係る、個別施設計画および長寿命化計画を令和3年3月末に策定する予定です。

将来的には、既存施設の老朽化や市民ニーズを踏まえ、新たな施設整備について検討していきます。

なお、笛吹みんなの広場を「様々なイベントが開催できる緑豊かな公園」として整備を進めており、令和3年11月に供用開始の予定です。

企業誘致の進捗状況については、現在、市内には9カ所の産業導入地区があり、そのうち8カ所については、すべて入居済みの状況です。

残る境川町の石橋産業導入地区については、令和元年10月に約10ヘクタールのエリア拡大を行い、優良企業の誘致を進めているところです。なお、現在、3社が操業に向けて準備を行っているところです。

雇用創出の具体策についてですが、雇用創出の具体策としては、誘致企業が地元雇用を行った場合、山梨県産業集積促進助成金に笛吹市独自の加算を行い、地元雇用を生みやすい環境づくりを推進しています。

また、平成30年度から、地元の笛吹高校において、市内の企業者が直接出向いた就職説明会を実施しています。この説明会は全国でも例のない就職説明会として、企業からも評価をいただいております。昨年度は14人の内定につながったところです。

今年度は、更なる地域雇用と地域定住につなげるよう峡東地域の高校に範囲を拡大して開催します。

続きまして、市民ニーズに応える可燃ごみ収集対策についてのご質問のうち、まず世帯数と行政区未加入世帯の状況についてです。

令和3年1月1日時点で、住民基本台帳に記載されている市内の世帯数は2万9,779世帯です。

行政区については、同じ地域に居住する方々が、生活上の様々な事柄に共同して取り組み、運営する自主的な団体であるため、市として行政区への加入世帯数の把握は行っておりません。

このことから、行政区を通じた市の広報紙の配布世帯数で行政区未加入世帯の割合を類推すると、令和3年1月号の配布世帯数は2万3,723世帯ですので、未加入世帯数は6,056世帯、未加入率は20.3%となります。

なお、この方法で比較すると、平成28年4月時点では2万8,795世帯のうち2万3,657世帯に行政区をとおして広報紙を配布しましたので、未加入率は17.8%となり、世帯数は増加傾向にあるものの、行政区への加入率は、減少傾向にあると類推されます。

次に、可燃ごみ保管場所の増設および終日回収できる曜日の設定、または時間の延長についてです。

可燃ごみの集積場所については、至るところに設置することを避けるため、必要最小限の設置を原則としています。

行政区から新設の要望があった場合には、職員が現地を調査し、必要性を確認した上で許可をしています。

終日回収できる曜日の設定または時間の延長について、現在、本市では、一週間のうち4日が可燃ごみの収集、それ以外の3日はミックスペーパー・その他プラスチック・資源物・粗大ごみの収集を行っています。

また、ごみの収集運搬業者は、午前8時30分から収集作業を開始し、甲府・峡東クリーンセンターの受け入れ時間の午後5時までにごみの搬入を行っているほか、道路で死亡した動物

の回収等、緊急対応を行い、業務終了後に日々の車両点検や清掃を行っています。

終日回収できる曜日の設定や時間を延長することは、各行政区の区長や環境指導委員の負担の増加にもつながりますので、現在の状況から判断し難しいと考えております。

次に、有料指定ごみ袋代金の見直しスケジュールについてです。

令和3年2月4日に、ごみ処理に関する手数料の全体的な見直しについて、廃棄物減量等推進審議会へ諮問をしました。有料指定ごみ袋の価格の見直しについては、この中で審議を進めています。

今後、審議会から答申を受けたのち、速やかに議会への説明をしていく中で、見直し後の価格や時期について市として方針をお示ししたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

中川秀哉君。

○15番議員（中川秀哉君）

ありがとうございました。1問目、また2問目につきまして再質問をさせていただきます。

まず1問目といたしましてでございますが、ワクチンの接種に対しましては現在、アメリカの1社からの供給だというふうになっております。今現在、国内でも製品、また開発・研究もされていると聞いております。また、欧州からの供給も、国内での生産も入ってくると。それぞれの状況の中で、またさらに変わってくる可能性がありますので、これについては追ってまたご提示をいただければと思っております。よろしく願いいたします。

その中で、新型コロナウイルスの感染対策を加速する2020年度の第3次補正予算の中で、1月28日の参議院本会議で自民・公明の両党の賛成多数で可決成立をいたしました。その中で、全国民が無料でワクチン接種を受けられる体制整備や接種の実施には約5,736億円を計上。PCR検査や抗原検査の充実も進められております。また、時短営業に応じた飲食店への協力金など充てられる地方創生臨時交付金には、1兆5千億円を積みましておられます。

さて笛吹市におきましては、先ほどでも答弁にもありました笛吹市小規模事業者支援給付金事業が昨日ですね、3月1日までの申請受付が終了ということになりました。先ほどの答弁の中では約1,862件の採用があったというふうに伺っております。これを含めまして、この終了に伴いまして、残りの事業費とともに、先ほど申されました地方創生臨時交付金、これにつきましても、今後の見通しも含めまして、この活用を含めて、この交通弱者に対するタクシーの補助券、先ほどは市の単独だということでのご答弁でしたけれども、これにも地方創生臨時交付金が充てられるというふうにも聞いておりますので、また追ってそういう段階も含めるとなりますと、今、ご答弁の中には、全体感でありましたけれども、やはりこれから一般の皆さまの負担はやっぱりまだまだ続くものですから、このタクシー券を含めて、やはり市民の皆さまに地域活性化のための起爆剤となる地域振興券の発行なんていうのもやっぱり必要なんじゃないかというふうに思われますけれども、これについて1点、ご質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（保坂利定君）

答弁を求めます。

深澤総合政策部長。

○総合政策部長（深澤和仁君）

中川秀哉議員の再質問にお答えします。

地域経済対策としまして、幅広い業種で利用可能なキャッシュレス決済を活用した消費喚起キャンペーンについて、その実施について現在、検討をしているところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

中川秀哉君。

○15番議員（中川秀哉君）

ありがとうございました。そうですね、形はそれぞれ様々で、可能だと思いますので、ぜひともそういった部分での市民の安心感をですね、早急にお願いしたいと思います。

続きまして、新年度予算の中におきましては、特に防災減災の国土強靱化のための5カ年加速化計画が決定をいたしました。この国土交通省は、河川の流域全体で取り組む流域治水の考えに基づきまして、堤防強化などのハード面と住民避難を含むソフト面を一帯にした事前の防災に取り組む河川、ダムや道路、鉄道など、重要インフラの老朽化対策を進め、修繕を集中的に実施をしています。

また、昨年9月に市民から通報を受けまして、市内の浅川の支流の八幡橋付近を視察させていただきましたところ、やはり河川の状況が大変厳しいということで、市役所の担当部課に調査を依頼しましたところ、同河川の中でやっぱり護岸の破損やクラック等が見られたとの報告をいただきました。これは当然、氷山の一角であると思います。この中山間地域の流域治水への調査が急務と考えますけれども、早急な河川管理者との協議の上、市内に流れます市管轄の河川の実態調査および早期の整備計画を求めますけれども、当局のご見解を伺います。

○議長（保坂利定君）

答弁を求めます。

標建設部長。

○建設部長（標博司君）

公明党、中川秀哉議員の再質問にお答えいたします。

ご質問の中で出ておりました流域治水の考え方につきましては、笛吹川などを含む富士川水系におきましても、ハード面のことを言いますと、例えば今まで国、県、市、それぞれで管理していた河川につきまして、共通の情報のもと、一体的な管理ができるよう協議を行っているところでございます。

また、現在、例えば県管理の河川につきましては、県においてパトロールを実施していただいております。そのパトロールで見つかった劣化箇所やクラックに加え、市でのパトロールで見つかったもの、さらには市民の皆さまからご連絡をいただいた情報などを合わせる中で検討してまいりますが、その中でも早急に対応が必要なもののなか、整備計画を策定して長期的な視点で整備していく必要があるものかなどの対応には、多岐にわたっておりますことから、それぞれの管理者と、また先ほどの流域治水の考え方の中で協議や検討を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

意見はありませんか。

中川秀哉君。

○15番議員（中川秀哉君）

るる質問に対しまして、ご答弁をいただきまして誠にありがとうございました。

最後に可燃ごみ収集の件につきましても、今後また議会議員活動の中でしっかりまた政策を展開してまいりたいと思いますが、本当に小さな声にも耳を傾けていかなければならないというところにつきましては、可燃ごみ収集につきましては、本当に今、高齢者の方は特に大変な状況だということがありますので、それについてもまたぜひ、区長をはじめ市の行政の皆さまにもご協力をお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（保坂利定君）

以上で、公明党の質疑および質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

再開を3時といたします。

休憩 午後 2時47分

再開 午後 3時01分

○議長（保坂利定君）

再開いたします。

次に笛政クラブ、前島敏彦君の質疑および質問を許可します。

前島敏彦君。

○16番議員（前島敏彦君）

笛政クラブの前島敏彦でございます。

笛政クラブを代表しまして質問するわけでございますけれども、朝からの質問で重複した点多々あるかと思っておりますけれども、どうか、通告してございますので答弁のほうをよろしく願いたいと思います。

新型コロナウイルスが猛威を振るって早1年を過ぎましたが、振り返ってみますと生活様式が一変し、通常の年とは違い、人々の暮らしに大きな影響がありました。感染者が拡大した昨年前半には、新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づく緊急事態宣言が出されました。特に人が多く集まるイベントの中止や飲食店の時短営業、そして東京オリンピック・パラリンピックが近代オリンピックの歴史上初めて延期となるなど、日本経済にも大きな打撃となりました。

笛吹市におかれましても、お祭りやスポーツイベントなどの中止や外出の自粛による観光客の激減など、市民の生活だけでなく市の財政にも影響がありました。

このような社会情勢の中、議会でも1年を通し、新型コロナウイルスに関連した質問が多く出されました。今回、私がする代表質問も新型コロナウイルスに関連したものが多くなっておりますが、市民の関心もあるかと思えます。

はじめに、新年度予算案について伺います。

今年度と比較して、予算規模はどうだったのか。

2点目、今年度は、コロナ対策で例年以上に補正対応が多かったと思われませんが、決算をど

のように見込んでいるのか。

3点目、山下市長自ら市役所職員の行動テーマを毎年決めて取り組んでおられると思います。今年のテーマ「現状維持は衰退 チャレンジを求めます」を踏まえ、どのような考えで予算を編成したのか。

4点目、予算編成のために、事業の見直しをどのように行っていたか伺います。

次に、小中学校の教育についてであります。

今年度は、新型コロナウイルスの感染拡大により、全国の小中学校が休校となるなど、大変な年となりました。それに伴い、児童生徒だけでなく、先生方へも大きな影響があったと思います。そこで以下、伺います。

授業数が減ることで児童生徒の学力への影響が心配されておりましたが、その対応策として夏休み期間を短縮し、授業数を確保してまいりました。これらの対応により、年間で学ばなければならないことは達成できたのか伺います。

2点目、今年の受験生の家族にとっては、家庭内感染などにより受験生が感染しないよう細心の注意を払うなど、受験日当日まで不安な日々を過ごしたり、休校による勉強の遅れも心配されたと思います。

そのような状況において、中学3年生におかれましては、高校受験がありましたが、受験に大きな影響はなかったのか伺います。

3点目、浅川中学校の大規模改修が予定されておると思いますが、改修工事により生徒や授業への影響が心配されるところであります。それに加え、コロナ禍による影響もあると思われますが、教育委員会ではどのような対応を考えているのか伺います。

4点目、文部科学省が進めているGIGAスクール構想の取り組みについて、わが会派の古屋始芳議員、昨年6月に一般質問した際には県の共同調達により年度内にすべての児童生徒に端末を整備するとの答弁がありましたが、一人一台端末の整備状況はどうなっているのか伺います。また、通信環境の整備に関する質問に対しては、今年の1月にはすべての学校で利用できるようになる予定との答弁でありました。現在の状況、先ほども答弁がありましたけども、これについても伺います。さらにオンライン授業への取り組みに関する質問に対しては、学び方に関する課題があることから、学力向上研究会で研究を進めていくとの答弁でありましたが、その後の進捗状況はどうなっているのか、伺います。

次に市民の健康維持についてであります。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、生活様式が大きく変わる中、体調が多少悪くても感染のリスクを恐れ、医療機関への受診を控えたり、定期的に行ってきた健康診断等を先延ばししたりして、市民が増えているようであります。

日本医師会では、このような現状について医療機関はこれまで以上に感染防止対策に取り組んでいる日本の医療の良さである。病気の早期発見、早期予防には支障をきたし、国民の健康にも深刻な影響を与えかねないと警鐘を鳴らしております。

そこで以下、伺います。

市民の集団検診の年代別の受診率はどうなっているのか伺います。

2点目、コロナ禍で病院の受診を控えている人が多いと思われますが、それにより、健康状態が悪化するなどの影響が出ていないのか伺います。

3点目、これまでに感染拡大防止策として、国や都道府県において緊急事態宣言等の対策が

なされてまいりましたが、海外ではワクチン接種が進められておりますが、日本でもファイザー製のワクチンが2月14日に承認され、医療従事者への接種が開始とされました。国の指針により高齢者に対し優先接種を行うため、本市でもワクチン接種の準備が進められていることと思います。特別対策チーム等を設置して対応する自治体もあると聞いておりますが、本市でも同様の考えはあるのか伺います。

次に、税収および確定申告会場の対策についてであります。

新型コロナウイルスの感染拡大により、様々な業種に経済的な影響が出ております。特に影響が大きかったのは、旅行業やバス、タクシー、運転代行などの交通、宿泊や外食といった主に人との接触に伴うサービス業であります。

各業種においては、売上が減ったことに伴い、そこで働く従業員にも大きな影響が出ていると耳にしております。特に笛吹市も基幹産業の1つでもある観光業につきましては、ホテル、旅館等の休業により従業員の生活や飲食店の経営者等にも影響が出ているようであります。

このような状況にあり、コロナ禍で税収が落ち込んでいると思われます。納税相談および徴収猶予の件数は例年と比較してどうだったのか伺います。

2点目、確定申告が始まり、2週間ほど経ちます。申告期間中は例年でも会場が混雑することに伴いますが、今年は3密を避けながらの対応を強いられるなど、職員も大変苦勞されていると思います。

今後はe-Taxでの申告をさらに推進するなど対面での申告を減らす対策も必要になってくると考えられます。コロナ禍での確定申告の対応について、会場の対策を何か行っているのか。また、多くの市民に対応しなければならない職員の感染予防対策はどうしているのか伺います。

次に、みんなの広場および新道峠の整備についてであります。

山下市長が1期目の公約で掲げていた、笛吹みんなの広場および新道峠の整備や現在、工事が進められていると思いますが、新道峠におきましては広報ふえふきの2月号にもありましたが、テラスの愛称を募集するなどオープンに向けて着々と準備が進められておりますが、しかし全国的な状況を見ますと、コロナの影響で資材等の製造に遅れが出ていること、また作業員の感染リスクを回避するため、大手のゼネコンでも工事を見合わせるなど、工期に影響が出ているようであります。そこで、笛吹みんなの広場および新道峠の整備については、そういった影響が出ていないのか、工事の進捗状況、また供用開始の予定はいつごろになるのか伺います。

以上で1回目の質問とさせていただきます。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

笛吹クラブ、前島敏彦議員の代表質問にお答えをいたします。

はじめに、令和3年度当初予算編成についてのご質問のうち、まず今年度と比較した予算規模についてです。

令和3年度の一般会計当初予算については、355億5,511万円であり、本年度と比較すると33億6,042万円、10.4%増加をしました。

主な増額要因としましては、ふるさと納税寄附額の増額によるまちづくり基金積立金が12億191万円、新山梨環状道路関連整備事業に9億2,157万円、浅川中学校校舎等改修事業

に7億4,886万円を計上するほか、新型コロナウイルス感染症関連経費として8億5,190万円を計上したことが挙げられます。

次に、令和2年度決算をどのように見込んでいるかについてです。

2月補正予算および前年度繰越額を含める令和2年度の予算総額は、新型コロナウイルス感染症対策の実施により457億6,673万円と大幅に増加をしており、決算時における過去5年度の執行率の平均である89.4%から推計しますと、歳出決算見込みは410億円程度となると考えます。

次に、今年の行動テーマを踏まえた予算編成の考えについてです。

今年のテーマは「現状維持は衰退 チャレンジを求めます」です。これは、日々変化する市民ニーズに応えるために、職員には常にチャレンジ精神をもって職務に取り組んでほしいという想いで定めたものです。

例年、予算編成方針と行動テーマは関連付けていませんが、当初予算には30の重点事業のうち約半数の14の新規事業を計上しており、チャレンジ精神をもって職員とともに取り組んでいます。

次に、予算編成に伴う事業の見直しについてです。

事務事業評価の結果を反映させるとともに、スクラップ・アンド・ビルドの考え方を職員に周知徹底し、新規事業1件を計上する場合は、必ず1件以上の事業を廃止することを求め、事務事業の見直しを行いました。

続きまして、小中学校の教育についてのご質問のうち、まず年間で学ぶべきことの達成についてです。

時間割編成や指導内容の工夫を行うとともに、夏季休業の短縮、カリキュラムの見直しによる授業時間の確保および学校行事の簡素化を行いました。

さらに、学力向上支援スタッフおよびスクールサポートスタッフ59人を追加して配置し授業の支援等を行ったことにより、学ぶべき内容について学習ができています。

次に、高校受験への大きな影響についてです。

学習範囲の一部を入試の出題範囲から除く措置がとられたことから、出題範囲の変更に基づく学習指導や志望校の選択など、各校できめ細かな進路指導を行ったことにより、現時点で大きな影響は出ていません。

次に、浅川中の大規模改修に伴う生徒への影響についてです。

浅川中学校については、令和3年度から仮設校舎の建設や校舎の本体工事など、改修事業に伴う工事が本格化します。

工事期間中は、仮設校舎での授業実施など、生徒の皆さんに大変ご不便をお掛けしますが、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を徹底し、工期の短縮に努めながら、教育活動に支障が生じないように十分配慮をしていきます。

また、工事関係者の学校への出入りに際しては、事前の検温やマスクの着用などを義務付け、工事現場での感染防止にも万全な対策を講じていきます。

次に、GIGAスクール構想への対応と一人一台端末等の整備、オンライン授業の現状についてです。

国のGIGAスクール構想を受け、ICT機器等の整備、教職員の連絡会議や研究会の実施、授業での活用等、令和3年度の本格的な運用に向けて準備を進めているところです。

一人一台端末の納入、校内無線LANの設置については、2月中にすべての学校で完了をしました。随時、端末の初期設定作業等を行っていて、設定が終わった学校から、順次、授業で活用していきます。

臨時休業や分散登校になった場合における家庭でのオンライン授業については、タブレットの持ち帰りのルールや学習の内容などを検討しています。また、インターネット環境が整備されていない家庭へは、本年度Wi-Fiルーター192台を購入し、貸し出して対応します。

続きまして、市民の健康維持についてのご質問のうち、まず集団検診年代別受診率についてです。

集団検診の対象となる20歳以上の受診率を年代別にみると20代が9%、30代が25%、40代が41%、50代が38%、60代が45%、65歳以上の高齢者が60%です。

次に、コロナ禍での受診控えによる健康状況への影響についてです。

国民健康保険の被保険者の受診状況によると、昨年2月から5月までの受診件数は例年より減少しましたが、6月からは増加し、その後は前年と比較しても大きな変化は見られません。

市民の皆さまに手洗い、うがい等の感染拡大防止の取り組みでいただいたことから、例年流行するインフルエンザなどの感染症が流行しなかったと医療機関から聞いております。

また、介護保険の認定状況については、要介護状態の悪化による区分変更申請が増えており、コロナ禍で、要介護者が外出や施設の利用を控えたことにより、身体機能が低下した可能性が考えられます。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種の特別対策チームについてです。

新型コロナウイルスワクチンの接種は、16歳以上の市民約6万人を対象として一定期間内に2回の接種を実施しなければならず、大規模かつスピードと正確性を求められる、かつてない事業であると認識をしています。

現在、4月以降のワクチン接種に向けて、接種体制の構築、予約や相談に応じるコールセンターの設置、接種状況等の管理を行う情報システムの整備といった準備作業を行っています。

本市では、特別対策チーム的な体制は取らずに、保健福祉部が他の部署の協力も得ながら、部を挙げて業務に当たっています。

接種の実施段階となる4月以降は、多くの人手を必要としますので、市役所全体で取り組むこととしています。

続きまして、税收および確定申告会場の対策についてのご質問のうち、まずコロナ禍での納税相談および徴収猶予についてです。

納税相談については、電話および窓口において日常的に行っていますが、システム上で管理している相談記録から推測すると、本年度は、年間約3千件になると思われます。

平成30年度および令和元年度は、それぞれ年間で約2,500件の相談を受けていますので、本年度については、例年に比べて相談件数が約20%増えると推測しています。

また、徴収猶予については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により納税が困難な方に対する特例制度が設けられましたので、その件数は大きく増加をしています。

本年度における徴収猶予件数は、これまで全体で延べ100件ですが、うち特例制度によるものは、38社の法人、12人の個人事業主等に対する延べ97件となっています。

なお、従来の徴収猶予制度においては、平成30年度が35件、令和元年度が7件でした。

次に、コロナ禍での確定申告の対応についてです。

確定申告会場の感染防止対策としては、来場者にマスクの着用をお願いするとともに、検温、手指消毒の実施および会場内の換気などに努めています。

さらに、会場内での密を避けるため、会場内における来場者の待機人数を制限するなどの対策を講じています。

また、職員の感染防止対策としては、職員自身がマスクおよびフェイスシールドを着用するとともに、対応する来場者との間に仕切り板を設け、さらに、対応後には除菌シートによる消毒を行っております。

続きまして、笛吹みんなの広場および新道峠の整備についてです。

笛吹みんなの広場整備工事については、令和3年1月末現在の進捗率が16%となっており、当初計画の進捗率39%と比べると遅延しております。

これは、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、主要資材である鉄骨の納入が遅れていることが大きな原因です。

このため、供用開始についても当初予定していた7月から4カ月程度遅れる見込みです。

次に、新道峠展望台整備工事については、現在、冬季期間で工事を中断しており、中断前の昨年11月末時点の進捗率が74%となっています。

残工事における新型コロナウイルス感染拡大の影響は軽微と考えられます。今後は、7月中の供用開始に向け、4月から工事を再開いたします。

以上、答弁いたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

前島敏彦君。

○16番議員（前島敏彦君）

再質問をさせていただきます。

小中学校の教育についての中で、年間で学ばなければならない授業については達成できたというような答弁でありましたが、小学校の場合は国語、算数、理科、社会といった主に4教科、中学生では国語、数学、英語、理科、社会といった主に5教科だと思います。それ以外の、例えば音楽科の授業とか、合唱やリコーダー、家庭科の授業などの調理実習などは飛沫などの関係から十分にできなかったと聞いております。

音楽や家庭科の事業につきましては、直接、受験等への影響はございませんが、特に小学生は合唱やレコーダーなどの楽器、調理実習も楽しみにしていたことではないかと思われしますが、そのへんについては、いかがだったか、ちょっと質問させていただきたいと思います。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

望月教育長。

○教育長（望月栄一君）

前島議員の再質問にお答えをいたします。

先ほど年間で学ぶべきことについては、行事の短縮とか精選とか、それから教育課程の再編成というふうなことで対応しまして、学ぶべき内容については達成したとお答えをいたしましたところですが、ご指摘がありました家庭科とか音楽とか、そういった密を伴ったり、実習を伴うそういうふうな教科につきましては、文部科学省のほうでもそういった授業については、

次の学年に先送ってよろしいと。例えば小学校ですと、3年生、4年生というふうなくくりの中で授業の内容等も設定されておりますので、例えば3年生で残したことを4年生の同じような内容の中でやっていくというふうなことが、文部科学省のほうから示されましたので、そのような対応をしながら教育課程を再編成して対応したところであります。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

前島敏彦君。

○16番議員（前島敏彦君）

もう1つ、市民の健康維持についてでありますけども、年代別の受診等の答弁をいただきましたが、年齢が下がるにつれて受診率が低くなっておるようでございまして、20代、30代の人につきましては、自分はまだ若いから大丈夫だという考えではないかと思えます。

病気は早期発見、早期治療することで助かる命もたくさんあります。高齢者の受診率は年代別の受診率の中で60％と一番高い数値ではないかと思えますけども、まだまだ十分な値ではないかと思えます。

この受診率が低い理由は何が原因と考えているのか、また先ほどの質問でも言いましたが、コロナ禍で病院の受診を控えたり、健康診断を躊躇したりする人も多いと思えます。それらを踏まえ、市全体の受診率を上げるために例えば今年度より多くの助成をするとか、何かそういった対策等は考えておられるのか、お聞かせいただきたいと思えます。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

飯島保健福祉部長。

○保健福祉部長（飯島尚美君）

笛政クラブ、前島議員の再質問にお答えいたします。

健診についてですけれども、高齢者につきましては、基礎疾患ですとか持病を持っていて、かかりつけに日頃からかかっている方が多いという中で、そういった中で、健診項目と重なるような検査をしている方もいらっしゃるというふうなことで、また、集団検診の場合は日程も会場も決まっていますので、そこまで出掛けていくことが大変というふうなことも見受けられると思えます。そういった中で、来年度から、75歳以上の高齢者の方につきましては、そのかかりつけ医で集団健診と同じような検診が、個別検診というふうな形でできるように今、考えております。

費用負担につきましても、例えば高齢者の方の場合、集団検診で基本健診と、それに心電図、眼底検査、貧血の検査などを加えた場合に今、おおむね7,800円くらい全部で費用がかかりまして、そのうち65歳から74歳までの方については個人負担が1千円で、残りの6,700円くらいは公費で負担、75歳以上の方につきましても、個人負担が2千円で公費で5,700円負担しているということで、おおむね大半は公費で負担を今もさせていただいておるような状況です。

75歳以上の方の個別検診を令和3年度から始めるに当たりましては、集団検診よりも個別検診のほうがさらに検診にかかる費用は高くなりますけれども、そこにつきましては、個人負担を現行のままにいたしまして、公費の負担がその分増えますけれども、そういった形の中で

特に高齢者の方につきましては、身近なかかりつけ医での定期健診に併せた個別検診を受けていただくような形で進めたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（保坂利定君）

意見はありませんか。

前島敏彦君。

○16番議員（前島敏彦君）

前向きな答弁をありがとうございました。今、74歳までですか、国保で。男性が2万円、女性については2万5千円、補助していただいておりますと思うんですけども、このへんも最近では平均寿命もえらい伸びておりますし、たしかに介護予防で、いろいろ市のほうでも市民の自主的ないろんな事業等も市民の皆さんにですね、していただいているのも現実でありますけども、こういったコロナ禍というような中におきましては、そういった事業も、ちょっと、今現在、見合わせているようなところもあるかと思っておりますけども、ぜひこのへんと同時にですね、75歳、まだまだ若いですから、80とは言いませんけども、あと3、4年はこういった人間ドックへの補助等もお願いしながら、私の代表質問を終了とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（保坂利定君）

以上で、笛政クラブの質疑および質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

再開を3時40分といたします。

休憩 午後 3時31分

再開 午後 3時41分

○議長（保坂利定君）

再開いたします。

次に日本共産党、渡辺正秀君の質疑および質問を許可します。

渡辺正秀君。

○18番議員（渡辺正秀君）

ただいま、議長の許可をいただきましたので、日本共産党を代表して代表質問を行います。

渡辺正秀でございます。

はじめに、最近の報道で大変驚いたことは、コロナ禍の下、国民が感染拡大に怯え、暮らしも営業も大変なことになっているもとで、日本のビリオネア、資産10億ドル、日本円にして1,070億円以上の超富裕層の資産は、この1年間で12.2兆円から24.4兆円にちょうど2倍に増えたということでございます。自由放任、強い者が勝てばいいという新自由主義の政治の帰結だと思います。

この新自由主義、単なる自由放任ではありません。法をおかしてまでも強い者、お友だち、近親者を優遇する政治です。安倍政権時代のモリカケ桜問題、それに引き続き菅首相の長男による官僚の高額接待と癒着など、もう目茶苦茶としか言いようがありません。こんな政治でよいのかと改めて憤りを覚えるこの頃です。

さて質問に入ります。

1 問目は、コロナ感染防止対策についてでございます。

まず1 つ目に、緊急事態宣言は3月7日まで延長されました。ウィズコロナ政策、これは完全に失敗したと思います。非常事態宣言を早く解除しようという動きもありますが、PCR検査など感染予防対策を緩めるならば、またリバウンドが起こる、4次、5次の大感染を引き起こす可能性もございます。

ゼロコロナを目指す対策こそが必要であります。感染経路が分からない市中感染を抑え、散発的な感染については、一つひとつ潰していく対策が必要でございます。そのためには、広くモニタリング検査を行い、感染の広がりを把握しなくてはなりません。そして感染者の追跡と保護隔離、療養体制確立が必要であります。

感染者数が減少している今こそ、PCR検査を拡大し、ゼロコロナを目指すべきであります。

菅内閣は、コロナ収束前にG o T oトラベルを強行し、コロナ第3波を拡大しました。PCR検査の積極的拡大もしてきませんでした。

こうした国の対策について、市は12月議会で感染の状況に併せて適切に国は対応していると答弁いたしました。今もそのように評価しているのか、伺いたいと思います。

2 点目、新型コロナウイルスワクチンに期待が高まっております。私も大いに期待しております。笛吹市のコロナワクチンに対する準備状況と課題は何か伺いたいと思います。

コロナの3 つ目、ワクチンの普及にも時間がかかり、集団免疫獲得までには少なくとも半年、1年とはかかると言われております。その間、第4波、第5波が起こる可能性もございます。一方、ワクチン頼みで感染予防対策が弱まる恐れ、ワクチンによる感染収束を見越して、感染防止対策や検査態勢強化への投資減退も危惧されております。こうしたときには特に「公」・行政の役割が期待されるところであります。この点について、市の考えを伺います。

コロナ4 つ目として、今、全国のクラスター発生状況は高齢者施設、医療機関が飲食店を超え最大となっております。高齢者施設、医療機関での集団感染は重症化や死亡に直結するものであります。すでに北九州市、広島市、世田谷区、埼玉県をはじめ各地で定期PCR検査が広がっております。そこで改めて高齢者施設、医療機関職員の感染防止対策支援と定期PCR検査の実施を求めるものであります。

いまや中小診療所でも検査機関と契約を結び、検査ができる状況になりました。市が検査機関と契約し、PCR検査を実施できないはずはないと思いますがいかがでしょうか。

次に2 つ目の質問に入りたいと思います。生活保護の活用についてであります。

コロナ禍の下、市民の営業と暮らしが逼迫しております。様々な対策が必要でございますが、ここでは生活保護について取り上げたいと思います。

憲法25条は、すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有することを謳い、国の責任を謳っております。すべての国民が健康で文化的な生活を営む権利は今、保障されていると思うか。また、その根幹を成す生活保護制度は必要な人が利用できるようになっていくと思うか、伺いたいと思います。

2 つ目に、生活保護利用には3つの壁があると言われております。第1は厳しすぎる資産要件であります。車も住居も土地も商売道具も厳しく制限され、まさに再起不能なまでに丸裸にならないと保護がなかなか受けられない実態があります。市として柔軟な対応を行うとともに、国に改善を求める必要があると思うかどうか伺います。

次に、2 つ目の壁は民法扶養義務者への扶養照会であります。多くの場合、扶養照会は申請

者の人格を傷つけるものであり、そのために生活保護利用を諦める者が多いのであります。厚労省は2008年に「扶養照会が保護の要件であるように説明するのは申請権の侵害になる」という通知を発しており、また今年、1月28日、参議院予算委員会で田村厚労相は小池晃議員の質問に対して「生活保護をためらわせる扶養照会は義務ではない」と明言いたしました。扶養照会を強要し、あるいは申請者の意向を無視した扶養照会はやるべきではないと思いますがいかがでしょうか。

3つ目の壁は全国的にみて、窓口対応にあると言われております。笛吹市においては、生活保護が国民の権利であり、健康で文化的な生活を保障することは国の義務であること、さらに申請者の人格の尊厳を職員に対して、どのように徹底しているか伺いたいと思います。

3つ目の質問でございます。公共交通の確保についてであります。

市は、公共交通の確保について長期にわたって何度も実証実験や検討を繰り返しております。この間、市内循環バスやデマンドタクシーの運行などが一部地域で行われることとなりました。しかし、この施策によって恩恵を受ける地域、人々は限定的であります。また空気を運んでいような状態もまま見られ、費用対効果の面でも問題があります。今日、市の公共交通確保の方針はどのようなものになっているか、説明を求めます。

そして次にバスが通らないことは、地域の崩壊に結びつきます。また、交通弱者にとってドア・ツー・ドアの交通手段が必要であります。そうした課題に応える方法として、共産党議員団はかねてより幹線には定期バスを、幹線へのアクセスを確保するためには、タクシー利用補助を提案してまいりました。この提案に対する見解を求めたいと思います。よろしくお願い致します。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

日本共産党、渡辺正秀議員の代表質問にお答えをいたします。

はじめに、コロナ感染防止対策についてのご質問のうち、まず国の対策に対する評価についてです。

感染者の発生状況や医療提供体制および地域での感染拡大を防ぐための公衆衛生体制の逼迫状況を見極めながら適切に対応していると考えております。

次に、ワクチン接種の準備状況と課題についてです。

ワクチン接種の準備状況については、現在、笛吹市医師会と4月以降の接種開始に向け、医師や看護師などの手配や確保およびワクチン接種体制について、協議を重ねています。

今後の予定としては、3月中旬にコールセンターを設置し、3月下旬に高齢者に接種券と予診券を送付する予定です。

また、課題については、国からの情報が日々変わっており、特にワクチンの供給時期や供給量が明確にされていないため、接種計画が確定できていないことです。

次に、今後の感染防止対策や検査体制強化における行政の役割についてです。

今後の感染防止対策や検査体制強化については、国は令和2年度第3次補正予算においても、地域の医療体制を維持・確保するための医療機関支援等、必要な対策を実施するとしており、行政としての役割は果たされていると考えております。

なお、市としても引き続き感染防止対策に取り組んでいきます。

次に高齢者施設、医療機関職員の感染防止対策支援と定期PCR検査の実施についてです。

医療機関や高齢者施設において新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生した場合、重症化リスクの高い入院患者や高齢者に感染者が大量に発生する可能性があり、これを防止することは、感染症対策として有効であると考えます。

そのため、現在、医療機関の新規入院患者および高齢者施設の新規入所者へのPCR検査費用の助成について検討をしています。

一方、医療機関および高齢者施設の職員に対する定期のPCR検査については、国は、感染者が多数発生している地域やクラスターが発生しているなど、感染拡大を防止する必要がある場合においては、一斉、定期的な検査を実施するよう指針で示しています。

本市においては感染者が多数発生している状況ではないため、現状で、定期のPCR検査を実施する予定はありません。

続きまして、生活保護の活用についてのご質問のうち、国民の健康で文化的な生活を営む権利保証、必要な人が利用できる生活保護制度についての考えについてです。

健康で文化的な最低限度の生活を営む権利については、日本国憲法第25条でその理念を規定し、また、生活保護法第1条には「国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障する」とあり、国がその権利を保障することを規定しています。

具体的には、厚生労働大臣が定める生活保護法による保護の基準が示されており、これに基づいて保護を実施しているため、国が健康で文化的な生活を保障していると考えます。

また、申請を行い、保護基準に該当する場合は、生活保護を受けることができることから、必要な人が利用できる制度であると考えます。

次に、資産要件に対する市の柔軟な対応と国への改善の求めについてです。

資産については、一定の要件を満たすことで処分の保留や使用が認められています。有価証券などの例外を除き、申請時に資産があることを理由に、保護が受けられないということはありません。

資産の処分の保留や使用については、指導機関である県に確認しながら個々の状況に応じ判断をし、適切な支援が行えていることから、現在のところ国に改善を求めることは考えておりません。

次に扶養照会の強要、申請者の意向を無視した扶養照会はやめるべきではないかについてです。

笛吹市においては、原則本人からの聞き取りや戸籍などの資料をもとに扶養義務者について事実関係を確認しています。

本人からの聞き取り内容によって、DVの被害者や扶養義務者と20年間音信不通であることが分かった場合など、県に確認を行い、照会すべきではないとされた場合は扶養照会を行っていません。

今後も、個別の状況に応じ、慎重に対応していきます。

次に生活保護が国民の権利であり、健康で文化的な生活を保障することは国の義務であることや申請者の人格や尊厳についての職員への徹底についてです。

ケースワーカーとして配属された職員は、国が義務付けた社会福祉主事の資格を持っていま

す。専門職として法律に基づき、支援の必要性の有無を判断し援護を行っています。

また、市では毎年、山梨県弁護士会・憲法委員会委員の弁護士を講師に迎え、人権に関する研修会を開催し職員の資質向上を図っています。

続きまして、公共交通の確保についてのご質問のうち、まず市の公共交通確保の方針についてです。

本市が運営している移動手段としては市営バスとデマンドタクシーがあります。

これらの移動手段は、市全体を俯瞰し体系的に整備されたものではないため、運行日、運行本数、運賃など地域間でサービス水準に差違が生じています。

市では、このような状況を改善するための基礎資料を得ることを目的に、山梨大学に委託した公共交通アンケートを実施しました。

このアンケート結果をもとに、現在、笛吹市移動手段・移動支援構築指針の策定作業を進めており、今月中にパブリックコメントを実施する予定です。

次に、幹線へのアクセスを確保するためのタクシー利用補助についてです。

移動手段として鉄道、路線バスなどの公共交通を利用している人もいますが、市民の多くは、自家用車を利用しています。

しかし様々な理由により、それらの移動手段の利用が困難な人に対し、市はいくつもの移動支援を実施しています。

それらの移動支援は、その時々課題に個別に対応してきた結果、事業が縦割的に実施されていることから、移動手段の利用が困難な人に対する支援といった観点で、体系的に整理する必要があります。

提案については、策定中の指針をもとに、具体的な施策を検討していく際の参考にしたいと思えます。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

渡辺正秀君。

○18番議員（渡辺正秀君）

再質問は2問だけということですので、コロナ問題について、まず答弁に対する感想ですが、短期間で膨大なコロナワクチン接種計画ですが、国からの情報が日々変わり、特にワクチンの供給時期や供給量が明確にされない中で、職員のご苦労は大変なものだと思います。

一方、国はゼロコロナの戦略を持たず、PCR検査も感染が起これば実施するというものであり、コロナ感染予防、封じ込め戦略とは言えない状況でございます。

私は地方自治の力を発揮し、国にしっかりものを言い、また市民の命と暮らしを守る対策にまい進することを笛吹市に求めるものであります。

さて、再質問の第1番目は生活保護行政についてであります。

すべての国民が健康で文化的な最低限度の生活を営む権利、国による保障はなされていると考えますという答弁でございました。では、なぜ、生活保護捕捉率が欧米諸国では5割を超えているのに、日本では厚労省の発表でも2割程度であるのか。そこには、先に掲げた生活保護活用の3つの壁がございます。その結果、現実には、国による保障は実現できていないと思います。また、笛吹市においては、生活保護打ち切りに対する不服審査請求が行われ、受給者の

訴えが認められ、市の主張が否定された経緯もございます。市は真剣に3つの壁を取り払う努力をすべきだと考えます。

そこで再質問を行います。3つの壁はあると思うのか、ないと思うのか、その認識をお答えください。あるとすればどのように取り払う決意か、明確にお答えください。お願いします。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

赤尾福祉事務所所長。

○福祉事務所所長（赤尾好彦君）

渡辺正秀議員の再質問にお答えいたします。

はじめに3つの壁のうちの2つ、1つは資産要件、それから扶養照会、これらにつきまして様々なケースがございます。現在もそのケースに応じて県に確認の上、個別に対応しております。現在のところ適切な対応ができていると考えておりますが、今後、必要なケースがあるような場合は、国、県に情報提供という形で情報発信していきたいと思っております。

それから3つ目の壁であります窓口対応につきましては、先ほど市長の答弁のほうから答えたとおりです。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

渡辺正秀君。

○18番議員（渡辺正秀君）

次に、公共交通の確保について再質問いたします。

市内循環バスやデマンドタクシーは、一部の地域、一部の市民しか利用できない。交通弱者にとっては、ドア・ツー・ドアの交通手段が必要である。タクシー利用補助も対象は極めて限られている。こういう状況でございます。合併以来、検討や実証運行などが繰り返されてきましたが、不平等・不十分さは解消されておられません。もう待てないという声も、この公共交通が入っていないところからは聞かれております。

合併前、旧境川村はぐるりバスとタクシー利用補助を併用して住民、特に交通弱者の足を確保してきました。この制度は合併後、境川だけの制度だということで、ろくな検討もされないまま、タクシー利用補助制度は廃止されてしまったと思います。交通弱者の足の確保において、不平等・不十分さ解消、そのために旧境川村の制度の復活をしてほしいと思います。運転免許証を持たない、あるいは車を使わない高齢者や障がい者、通学に必要な学生等にタクシー利用補助を行うことが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

深澤総合政策部長。

○総合政策部長（深澤和仁君）

渡辺正秀議員の再質問にお答えします。

何らかの理由で移動手段を利用できない人に対して、その理由によっては行政が移動支援を行う必要があると考えます。どのような人に対して、どのような手段で支援することが適切なのか、現在、策定中の指針に沿って、今後、具体的に検討していきたいと思っております。

ただいま、ご提案されました旧境川村の事例につきましても、その検討にあたっての参考にしたいと思います。

以上、答弁いたします。

○議長（保坂利定君）

意見はありませんか。

渡辺正秀君。

○18番議員（渡辺正秀君）

先ほどのコロナに関する感想は言いましたけども、生活保護の問題に関して、やはりですね、笛吹市は先ほど申しましたように、大きな問題も起こしたことがございます。それで改善された面もあるかとも思いますが、しかし厳然たる事実というのは、壁があって、そして捕捉率が2割だと。これをしっかり煮詰めて、そして受給申請者、利用したい人、必要な人、この人たちに寄り添って対応していくことを強く求めてまいりたいと思います。

また、交通手段についても検討中ということで、ぜひ私の提案も含めて十分に検討して取り入れていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（保坂利定君）

以上で、日本共産党の質疑および質問を終了いたします。

以上をもちまして、本日の議事はすべて終了いたしました。

次の本会議は明日3月3日、午前10時から再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時08分

令和 3 年

笛吹市議会第 1 回定例会

3 月 3 日

令和3年笛吹市議会第1回定例会

1. 議事日程(第3号)

令和3年3月3日
午前10時00分開議
於 議 場

日程第 1 市長提出議案 議案第1号―議案第42号(一括上程)

上程議案に対する質疑

日程第 2 市政一般についての質問(一般質問)

2. 出席議員は次のとおりである。(19名)

1番	岡 由 子	2番	落 合 俊 美
3番	山 田 宏 司	4番	河 野 正 博
5番	河 野 智 子	6番	武 川 則 幸
7番	神 澤 敏 美	8番	神 宮 司 正 人
9番	荻 野 謙 一	10番	古 屋 始 芳
11番	野 澤 今 朝 幸	12番	中 村 正 彦
13番	海 野 利 比 古	14番	渡 辺 清 美
15番	中 川 秀 哉	16番	前 島 敏 彦
17番	小 林 始	18番	渡 辺 正 秀
19番	保 坂 利 定		

3. 欠席議員

(な し)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（19名）

市 長	山 下 政 樹	副 市 長	小 澤 紀 元
教 育 長	望 月 栄 一	総 務 部 長	須 田 徹
総合政策部長	深 澤 和 仁	会 計 管 理 者	石 原 和 加 子
市民環境部長	雨 宮 昭 夫	保健福祉部長	飯 島 尚 美
福祉事務所長	赤 尾 好 彦	産業観光部長	小 宮 山 和 人
建 設 部 長	標 博 司	公営企業部長	西 海 好 治
教 育 部 長	宇 佐 美 正 博	総 務 課 長	雨 宮 和 博
政 策 課 長	水 谷 和 彦	財 政 課 長	返 田 典 雄
消 防 長	矢 崎 丈 司	代表監査委員	横 山 祥 子
農業委員会会長	三 枝 啓 一		

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（4名）

議会事務局長	田 中 親 吾
議 会 書 記	霜 村 直 人
議 会 書 記	横 山 慶
議 会 書 記	北 野 隆 史

○議長（保坂利定君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は19名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日、傍聴と撮影の申請があり、これを許可しましたので報告いたします。

傍聴人に申し上げます。

傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので静粛に願います。

また携帯電話の電源は切るか、マナーモードに設定していただくようお願いをいたします。

なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法の規定により退場を命じますので念のため申し添えます。

本日の会議においても新型コロナウイルス感染防止のため、マスク着用のまま会議を行います。

発言する場合のマスク着用は、個々の判断に委ねます。

なお、換気を行うため、一般質問1人終了ごとに暫時休憩をいたします。

直ちに日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○議長（保坂利定君）

日程第1 市長提出議案「議案第1号」から「議案第42号」までを一括議題とし、上程議案に対する質疑および日程第2 市政一般についての「一般質問」を行います。

今定例会へは8名から14問の通告がありました。

議案に対する質疑および一般質問は、配布しました一覧の順番とおりに行います。

申し合わせ事項を順守され、簡単明瞭に願います。

なお、当局の答弁も簡単明瞭にされまして議事進行にご協力をお願いをいたします。

質疑および質問時間については、1人15分以内といたします。

関連質疑および質問については、申し合わせのとおり同一会派のみ5分間とし、通告者の質疑および質問がすべて終了したあととなりますので、ご承知を願います。

それでは通告に従い、武川則幸君の質疑および質問を許可します。

6番、武川則幸君。

○6番議員（武川則幸君）

笛新会の武川です。

議長の許可をいただきましたので、行政区の認可地縁団体取得状況について質問をいたします。

質問の前に、県内でコロナに感染された900人を超える皆さまにお見舞いを申し上げるとともに、お亡くなりになったご遺族に謹んで哀悼の意を申し上げます。

また、収束に向けて取り組んでおられる医療従事者をはじめ関係者の皆さまに心から感謝申し上げます。

一日も早く感染者数ゼロの日が訪れることを祈るばかりです。

それでは、行政区の認可地縁団体取得状況について伺いたいと思います。

認可地縁団体とは、自治会、町内会など広く地域社会全般の維持や形成を目的とした団体・組織の中でも、地方自治法などに定められた要件を満たし、行政的手続きを経て法人格を得たものを指します。

日本では従来、自治会、町内会などは法人ではなかったため、町内会が所有する自治会館など、不動産は代表者の個人名義や役員の共有名義で登記が行われてまいりました。しかし、これでは代表者・役員が変更されたときなど不都合がありました。

そこで、平成3年（1991年）4月に地方自治法が改正され、町または字の区域その他市町村内の一定の区域に住居を有する者の地縁に基づいて形成された団体は、地域的な共同活動のための不動産、または不動産に関する権利等を保有するため、市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利義務の帰属主体となることができるようになりました。

次の点について質問いたします。

1つ目は、認可する際は、どのような要件があるのかお示してください。

2つ目は、市内において、認可した団体数と全行政区内の比率を伺います。

3つ目は、認可団体の不動産の取得状況について伺います。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

須田総務部長。

○総務部長（須田徹君）

武川則幸議員の一般質問にお答えします。

まず、行政区の地縁団体認可における要件についてです。

地縁団体による認可を受けるための要件として、地方自治法では、次の4つを満たすことを求めています。

1つ目として、その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等、良好な地域社会の維持および形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。

2つ目として、その区域が住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

3つ目として、その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。

4つ目として、規約を定めていること。

以上のとおり、定められております。

次に、本市における認可団体数と全行政区数との比率についてです。

現在の本市における認可団体数は、32団体です。その中には行政区の区域と異なる団体もあるため、一概に割合は算出できませんが、132行政区を分母とすると約24%となります。

次に、認可団体における不動産の取得状況についてです。

実際の登記の状況を市がすべて把握することは困難ですが、市の固定資産税の課税台帳に登録されている土地、建物のうち、当該地縁団体または近似の名称で登録されているものは、令和2年1月1日現在で、土地132筆、家屋18棟でございます。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

武川則幸君。

○6番議員（武川則幸君）

ありがとうございました。1番目で質問した要件については、良好な地域社会の維持などに資する地域的な共同活動を目的とし、現にそれを行っていること、その区域が客観的に定められていること、その区域の個人を構成員となることができ、現に相当数が構成員となっていること、規約を定めているなどとのことですが、規約に定める事項については、目的、名称、区域、事務所の所在地、構成員の資格に関する事項、代表者に関する事項、会議に関する事項、資産に関する事項等あります。

また、認可地縁団体は正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならないとあります。すなわち、その地域の住民すべてが加入できる団体が認可の対象となります。

したがって、生産組合、婦人会、老人会のような加入条件のある団体は認可されません。認可申請の時点で、すでに不動産を取得しているか、取得する予定があり、団体の総会を開催して認可申請をするという議決を行う必要があります。

2番目で質問した市内において認可した団体数は32団体で、132行政区の24%とのことですが、3番目で質問した認可団体の不動産の取得状況については、土地が132筆、家屋が18棟とのことでした。

伺います。

認可地縁団体が所有する不動産にかかる登記の特例があると聞いておりますけれども、この内容についてお示しをお願いします。

○議長（保坂利定君）

答弁を求めます。

雨宮総務課長。

○総務課長（雨宮和博君）

武川議員の再質問にお答えをいたします。

武川議員ご指摘のとおり、今まで平成3年に地方自治法が改正される以前については、いわゆる団体の代表の方の名前であったり、多くの方の共有名義ということが多くございました。したがって、いざ認可地縁団体となるためには、その中でお亡くなりになっている方等がいた場合には、非常に相続によって多くの労力が必要ということで、中には所在不明ということで諦めてしまうような団体もあったと聞いております。そうしたことから、平成27年に、また地方自治法が改正になりまして、ある一定の要件のもと、申請した団体については、それを、相続等をはっきりしないまま、異議ないものとして、認可を認めることができるというふうに改正があったわけです。その内容、条件につきましてはですね、4つございます。

自治法の260条の38というものが改正の対象になっておるんですけれども、認可団体が現に所有している不動産であること。2番目として、その不動産を10年以上、所有の意思を持って平穏かつ公然と占有していること。3番目として、登記名義人のすべてがその構成員、またかつて構成員であったこと。4番目として、その全部でありますとか、一部の方の所在が

不明であること等が条件になります。この条件をクリアするために、関係書類等を市のほうへ提出していただいて、その条件に合っているかどうか、市が確認したのち公告を行います。公告を3カ月以上の公告が必要になるわけですが、それによって異議申し立てがない旨、その申請している団体にお返しし、その書面をもって、資料として登記に移っていただくというようなことで、今、申しました4つの条件が特例措置を受けるための要件ということでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

武川則幸君。

○6番議員（武川則幸君）

ありがとうございました。認可地縁団体が所有する不動産にかかる登記の特例とは、認可地縁団体に名義を変更しようとした不動産がすでに亡くなった人の名義になっている場合、古い名義人であるほど、相続の確定に多大な労力を要します。そのため、認可地縁団体が一定期間、所有、占有していた不動産であって、登記名義人やその相続人のすべて、または一部の所在が知れない場合、一定の手続きを経ることで、認可地縁団体へ所有権の移転の登記をできるようにする特例制度が設けられました。

申請の要件は、先ほどありましたように、10年以上、所有の意思を持って平穩かつ公然と占有していることや所有権の登記名義人のすべてが当該地縁団体の構成員、またはかつて当該認可地縁団体の構成員であったものであることなどで、申請の流れは総会を開催し、申請不動産の所有に至った経緯について議決し、特例適用を申請する決議をします。次に所有不動産の登記移転等にかかる公告申請書、公に告げると書きますけども、公告申請書を市に提出し、市が審査をいたします。要件を満たしている場合、市は3カ月以上の公告を実施します。最後に法務局で登記して、当該不動産が当該地縁団体の不動産となります。

ここで先進地の認可地縁団体の活動事例を2件、照会したいと思います。

三重県名張市の錦生自治協議会、地区人口約2千人では、高齢者のサロン事業や不採算路線のため廃止が発表されたバス路線の運行委託、小学校跡地を利用したキノコ生産・販売の実施、放課後子ども教室など様々な事業に取り組んでいます。

また、島根県雲南市の波多コミュニティ協議会、地区人口約350人では波多温泉満寿の湯や、さえずりの森などの市の施設の指定管理を行っています。また地区内の足を確保するため、車両を購入して住民の旅客運送を実施しております。全国では様々な活動を行っています。

法人化のメリットとしては、行政区など地縁による団体名義で不動産登記ができるようになりました。また、規約に定める範囲内で権利能力を持つことができ、目的の範囲内であればすべてにわたって、独立して取引主体、あるいは財産の保有主体となることができます。

なお、行政区の活動は従前と変わりません。

法人化によるメリットは、制度の趣旨である行政区、自治会名義での不動産等登記が可能になるということであります。これにより一度、行政区、自治会の名義で登記すれば、その後に代表者が変更になっても登記内容を変更する必要がなくなります。

なお、法人化のデメリットとしては、営利を目的としている場合、固定資産税、法人税が課税され、収益事業をしている場合は、税務署への収益事業開始届を行う必要があります。

また、認可申請にあたって会員が個人単位となるなど、地方自治法に則した規約への変更が必要になることや認可後の団体運営に関して、事務処理、書類作成などが煩雑になることに加え、規約の変更、団体の解散、財産の処分等に関する条件が厳しくなることが挙げられます。伺います。

市は早期に認可地縁団体の取得が望ましい行政区の存在を見極める必要があると思いますが、今後のこの認可地縁団体に期待する取り組みなどについて、所見を伺います。

○議長（保坂利定君）

答弁を求めます。

雨宮総務課長。

○総務課長（雨宮和博君）

お答えをいたします。

認可地縁団体につきましては、議員ご指摘のとおり不動産にかかる権利を有するにあたって非常に有効であり、当然ながら登記等の場合については、その所有を明確にするという意味で、市としても認可団体等の申請があった場合には、積極的にこれにお答えしているというような状況でございます。

ただ、今まで述べてきたとおりですね、不動産にかかる権利に限定した、いわゆる認可ということになるということが主な目的でございますので、それ以外ですね、いわゆる行政手続き、それ以外の行政手続き等については、認可の有無にかかわらずですね、市としてはしっかりと対応していくというのが基本的なスタンスということでお答えをしたいと思います。

ちなみに、本市の場合、指定管理に関わるものであることにちょっと話を触れますと、これについてはですね、その認可の有無にかかわらず、指定管理者になることができるということで、現に公園ですとかについてはですね、その行政区に指定管理をお願いしているというような事例もございますので、その点は申し添えておきたいと思います。

以上、答弁としたいと思います。

○議長（保坂利定君）

意見はありませんか。

武川則幸君。

○6番議員（武川則幸君）

ありがとうございました。国が地方自治法を改正したということは、全国的に問題が生じているからでありまして、私は笛吹市においては、さらに周知することが必要であると感じており、区長会や広報紙を使い、地域コミュニティを形成するすべての行政区に、この認可地縁団体制度を周知し、公民館などの不動産名義を適切に維持する方策について、これまで申し上げた方法により認可地縁団体を取得すべきと思われる行政区に対して、時期を逃さず指導することを期待申し上げて、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（保坂利定君）

以上で、武川則幸君の質疑および質問を終了します。

関連質疑および質問はありませんか。

（ な し ）

関連質疑および質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

再開を10時35分といたします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時34分

○議長（保坂利定君）

再開いたします。

次に渡辺清美君の質疑および質問を許可します。

14番、渡辺清美君。

○14番議員（渡辺清美君）

公明党の渡辺清美です。議長の許可をいただきましたので、2点、質問させていただきます。

はじめに、新型コロナウイルスに打ち勝つためについて伺いたいします。

新型コロナウイルスは多くの場合には自然免疫で対応され、感染が感じられなくなったり、また軽症で治ってしまっていることも分かっています。新型コロナウイルスそのものが死因となっていることは少なく、新型コロナウイルスによる免疫暴走で炎症を起こすことによって、最終的に自分の体を自分で傷つけてしまい、亡くなってしまうということになります。

新型コロナウイルスを完全に封じ込めるには、まだまだ時間がかかります。侵入したウイルスや細菌に負けないようにすることももちろん大切ですが、それ以前に侵入させない、感染を防ぐことができる体づくりが重要と感じます。

そこで、伺いたいします。

ウイルスに強くなる栄養の知識や食べ方を取り入れていくことの重要性を感じます。例えば、抗生物質を乱用することによって耐性菌をつくり、抗生物質が効かなくなっているという問題があります。それに対して、抗菌たんぱくは耐性菌をつくらないというメリットがあります。この抗菌たんぱくに必要な栄養素がビタミンDです。しかし、この抗菌タンパクは甘さに弱いという特徴があります。口の中に甘い刺激があると、口腔内で抗菌たんぱくがつかれなくなってしまう。常に甘いお菓子をつまんでいたり、飴を舐めたりして口の中が甘さで満たされていたり、特に食後に甘いものを食べる習慣のある人は口腔内に甘みが残っているため、感染症に弱くなっていくということになってしまいます。

しかし、甘いものをまったく食べてはいけないということではありません。苦みを感じると口腔内の抗菌たんぱくの合成が刺激されることも分かっています。つまり甘いお菓子を食べたあとは苦いお茶を飲んで、口の中の甘みを消すことが口腔、咽頭などへの抗菌たんぱくを増やし、感染症を予防するということになることです。

そこで、感染症を防ぐための子どもから高齢者までの食育の取り組みの強化の重要性を感じます。当局のご見解と取り組みをお伺いいたします。

また、高齢者になると肉を控えるということが多くなり、たんぱく質の合成が低くなります。抗体は免疫グロブリンというたんぱく質ですので、体内でタンパク質の合成が低下するときは、抗体を生産することにも影響があります。

そこで加齢とともに抗体をつくる能力が低下してしまったり、また抗体の作用が弱くなることによって、ワクチンの効果が低くならないよう、高齢者の皆さまが抗体をつくる能力を、低くならないための食材を食べやすい献立で紹介するなどの取り組みが必要と考えます。見解と今後の取り組みをお伺いいたします。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

飯島保健福祉部長。

○保健福祉部長（飯島尚美君）

渡辺清美議員の一般質問にお答えします。

まず、子どもから高齢者までの食育への取り組み強化についてです。

感染症を予防するために、栄養についての正しい知識や食べ方を知ることは、とても重要であると考えます。

今年度は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、調理実習が困難になったため、広報紙、ホームページ、市民窓口館のモニターなどを活用するほか、食生活改善推進員が高齢者世帯へ訪問し、食に関する情報提供を行いました。その内容は、免疫力をアップするための食事術として、主食、主菜、副菜をバランスよく食べること、発酵食品および食物繊維を摂ることなどです。

来年度は、包括連携協定を締結した株式会社大塚製菓の協力のもと、食生活改善推進員を対象に、食事等による免疫力アップの研修会を開催する予定です。研修後は、地域の食育活動に反映できるよう取り組んでいきます。

次に、高齢者が抗体をつくる能力を下げないための積極的な取り組みについてです。

抗体とは、細菌やウイルスなどの病原体から体を守る物質のことで、たんぱく質からつくられます。抗体をつくる機能は、加齢などの原因により低下すると言われており、抗体をつくる能力を下げないためには、たんぱく質をとることが重要です。

高齢者に対しては、これまでフレイル予防の教室などで、たんぱく質摂取の重要性や摂取方法を紹介してきました。

今後は、たんぱく質を多く含む食材を使った調理方法の紹介や、調理が困難な高齢者には、栄養バランスの整った配食サービスの利用も勧めていきたいと考えます。

以上、答弁とします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

渡辺清美君。

○14番議員（渡辺清美君）

ありがとうございました。

それでは、2点目にさせていただきます。

2点目としまして、いじめ防止対策について伺います。

教育相談の中では、不登校の占める割合が最も多く、そのきっかけの半数近くになっているのがいじめであると報告されています。国立教育政策研究所による追跡調査によると、小学校4年生から中学3年までの6年間で、仲間外れ、無視、陰口という暴力を伴わないいじめを経験したことのない子ども、またいじめをしたことの経験がない子どもは、それぞれわずか1割程度であったということです。ほとんどの子どもたちが何らかの形でいじめに関わっていました。そこで以下、伺います。

1として、本市の不登校の生徒の数およびそのうち、いじめが原因であるのは何人か。また理由が分からないのは何人か。小学校の児童、中学校の生徒に関して伺います。

2として、笛吹市いじめ防止基本方針の中で、定期的にアンケート等を実施し、常に実態把握に努めるとあります。最近行ったアンケートはいつで、その結果を聞き取りおよび指導助言を行った件数と改善した件数をお伺いいたします。

3として、小中学校へのスクールカウンセラーの配置などを進めてきました。その効果についてお伺いいたします。

4として、弁護士等によるスクールロイヤーが注目されています。予防教育の面でも必要と感じますが、ご見解をお伺いいたします。

5として、保護者や地域関係者への学校公開を定期的に設けたり、同じ地域の小中学校の教員間の意見交換を積極的に行うことも地域の協力関係を深める上でも役立つのではないかと考えますが、本市のご見解と取り組みをお伺いいたします。

6として、子ども匿名いじめ通報アプリを早期に実施し、無料でそのアプリを使用できるように望みます。千葉県の柏市でいち早く、これを導入いたしました。また、茨城県取手市では、このアプリで無料で通報する、これに対して、市立中学校のすべての児童に無料で提供しています。このアプリは米国で開発されたもので、文章や写真、画像を送ることができます。

いじめを目撃した生徒や被害者がいじめの内容を書き込むと匿名のままで、この送信先とやりとりができます。送信された情報は、市の教育委員会に届くようになっております。緊急時はアプリに登録された24時間子どもSOSダイヤルなどへと直接電話できる仕組みにもなっています。本市のご見解をお伺いいたします。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

宇佐美教育部長。

○教育部長（宇佐美正博君）

渡辺清美議員の一般質問にお答えします。

まず、不登校の生徒数およびいじめ、または不明を理由とする生徒数についてです。

令和3年1月末現在の不登校児童生徒数は、小学校33人、中学校91人です。

不登校の原因は複合的であるため、一つに絞ることは困難ですが、人間関係のトラブルなどのいじめを含むものは、小学校5人、中学校8人です。不登校の理由が不明なケースはありません。

次に、いじめに関するアンケートの実施時期と結果に基づき対応した件数についてです。

いじめに関するアンケートは、最近では令和2年11月下旬から令和3年2月にかけて各校で行い、その実態を把握したところです。いじめの事案については、学校が当該児童生徒から聴き取りをして対応していますが、ケースによっては学校や保護者から相談を受けて教育委員会が指導、助言をしながら対応することもあります。その件数は15件で、改善した件数は13件です。

次に、スクールカウンセラーの効果についてです。

すべての小中学校にスクールカウンセラーが配置されています。児童生徒が抱えている課題や悩みについて、個別の状況に応じて専門的な助言を行っており、学校と保護者が連携して支援に当たることができます。

また、継続してカウンセリングを受けることによって児童生徒の心が開放され、欠席日数の減少や保護者も含めた心理負担の軽減につながっています。

次に、スクールロイヤーの必要性についてです。

教育課題が複雑化・多様化している現状において、問題が深刻化する前に、子どもの最善の利益を確保する観点から、弁護士による助言が得られる体制を整備する必要性を認識しています。スクールロイヤーの配置については、国や県の動向を踏まえながら今後研究していきます。

次に、地域での協力を深める取り組みについてです。

各校では、学校開放日を計画的に教育課程に位置付け、地域住民にも授業や行事を参観していただきながら協力体制を築いています。

小中学校の教員間の連携については、中学校区単位で授業を参観し、児童生徒の実態を共有する研究会を年に3、4回実施しています。また、中学進学の際には、丁寧な情報交換を行っています。こうした取り組みを通じて、小中学校が連携した9年間の学びと育ちの保障に努めています。

次に、いじめ匿名通報アプリの導入についてです。

このアプリは、いじめなどを教育委員会等に匿名で通報できるため、保護者や学校関係者に相談しづらい場合や緊急を要する場合に有効であると思われます。

導入によるメリットやデメリットについて、先進事例を参考に今後研究していきます。

以上、答弁とします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

渡辺清美君。

○14番議員（渡辺清美君）

ありがとうございました。スクールロイヤーの件について、お伺いいたします。

やはり弁護士さんなどがこれを導入した場合は、やはり市の味方にならないように、やはり中立の立場でないと子どもさんや保護者の方々の心を開かないと思いますけども、そのお考えはいかがでしょうか。

○議長（保坂利定君）

答弁を求めます。

宇佐美教育部長。

○教育部長（宇佐美正博君）

渡辺議員の再質問にお答えします。

スクールロイヤーは教員の法的相談に対応したり、法的側面からのいじめなどの予防教育を行ったりするなど、法律の専門家である弁護士が専門的知識や経験に基づいて法的問題の解決、支援をすることを目的としています。また、導入によりまして教員の業務負担や精神的負担の軽減にもつながりますので、検討を要する課題でございます。

ただ、このスクールロイヤーが学校のほうに偏るということではなく、学校、保護者一体となってこの課題に対応できるように努めることが大事だと思っております。

先ほど申したとおり、国や県の動向を注視しまして研究をしていきたいと思っております。

以上、答弁とします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

渡辺清美君。

○14番議員（渡辺清美君）

ありがとうございます。やはり中立をぜひお願いいたします。

また、教育委員会にいた関係者の方が、どこか大学へ行って、そこからまた来るということも、そのへんも注意しながら、そういうときはお考えになっていただきたいと思います。

続きまして、2点目ですけれども、いじめが起きた場合、加害者の親に対して、このことをいつ報告するのか、ちょっとこれが遅いのではないかということをしごく感じていますけど、どのようになっているのでしょうか。

○議長（保坂利定君）

答弁を求めます。

宇佐美教育部長。

○教育部長（宇佐美正博君）

いじめの対応につきましては、先ほどのアンケートや、また日々の学校の活動の中で確認しております。学校のほうで対応をしているところですが、その内容の聞き取りや状況に応じまして、保護者等への連絡をしているところでございます。

また、学校だけでは対応できない状況になりますと、指導主事等も対応しながら保護者等の対応を図っているような状況でございます。

対応が遅れないように、十分なスピード感を持って対応を図るようにしていきたいと思っております。

○議長（保坂利定君）

意見はありませんか。

渡辺清美君。

○14番議員（渡辺清美君）

ありがとうございます。加害者の親に言うのは結構、遅れているような、私は気がいたします。何年も経ってから加害者の親に言っても、なかなか、そのとき、その加害者の親が気が付けば、子どもにこういうことはいけないということも注意できます。また、これはもう今に始まったことじゃなくて、もう何年も前から、何十年も前からそうなっているじゃないかと私は感じます。

私の知っている人でもって、お母さんから話を聞いたんですけども、ある子どもが親にお金を欲しがって、そしてお金をもらったと。どうしてそんなお金をもらうだといったら、何何ちゃんがお前、家からお金を持ってこいというので、もらっているんだということを言われて、そのお母さんは学校にいつて、その子を注意するようにということであつたらしいです。でも当時、そのお母さんは、今もそうですけど、夫婦で共稼ぎですので、忙しさで子どもがこんなことを言われているよということを聞いても、やっていないんだつたらやっていないつて言えばいいじゃないの、それで事が済むと思っていた。ところが、その加害者となされた男の子はとてもやさしい子で、正義感のある子ですけども、先生に責められて、そして親御さんと、向こうの、言った本人の子どもさんの前で間違っていないのに謝つた、震えて泣けたということは何十年も経って、そのお母さんはその息子さんから聞いたそうで、それからは人前で本を読むのも震えてしまった。心の傷がずっと続いていった。今、分かつたお母さんは、なんでもって早く言わなかつただ、分かつていたんだつたら学校へ乗り込んでも自分の子どもは守つた、そういうことがあります。

私が現在、知っている限りでも、3年間経っても加害者のお母さんをやっと呼んで、そしてことがだんだん良いほうに向いてきたということ、実際、私も聞いて、また見てきております。

どうか、教育現場で大騒ぎにすると、確実にこれが悪いことです、加害者はこの人ですって分かってからやるんじゃないで、やはりそういった雰囲気になっているんだったら、お宅のお子さん、こんなような感じですよということをやはり、ちゃんとお母さんに、先生からも言っていたきたい。子どもだけだったら、お母さん忙しいから、なかなかそんなことはという感じになってしまう。そうやって、大げさになるかもしれないけれども、あとで子どもが、ああ、自分を守ってくれた人がいたという、その心に対する思いというか、心の病へといかない、これは今、いじめの問題でもって本当にあとあとまで心の病を抱えている方がいらっしゃいます。どうか、そういう方がないように、どうか大騒ぎになるかもしれませんが、加害者のお母さんたち、お父さんたち、両方の親にしっかり伝えていただいて、大人として、これを、笛吹市として前向きに捉えて、そして県内でも本当にいじめのない、不登校が少なくなる笛吹市を目指して、共に頑張ってまいりたいと思いますから、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上で私の質問を終わります。大変にありがとうございました。

○議長（保坂利定君）

以上で、渡辺清美君の質疑および質問を終了します。

関連質疑および質問はありませんか。

（ な し ）

関連質疑および質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

再開を11時10分といたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

○議長（保坂利定君）

再開いたします。

次に、古屋始芳君の質疑および質問を許可します。

10番、古屋始芳君。

○10番議員（古屋始芳君）

笛政クラブの古屋始芳です。

議長の許可をいただきましたので、ただいまより2問、質問いたします。

昨日も各会派の代表質問の中で、このコロナ禍における行政の市の施策について、いろいろと質問がございました。私の質問も重複する部分があるかと思いますが、ひとつよろしく願いいたします。

1問目、コロナ禍の先を見据えた本市の魅力発信などについての施策についてお伺いいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大は、いまだに収束の兆しが見えておりません。地域経済にも大きな影響を与え、特に本市の主幹産業であります観光業、それに関連する企業や事業所は大変です。また、飲食業は店の改装やら営業時間の時短要請など、いろいろな制約を受けて苦労

をしております。一日も早い収束を祈りながら、ただひたすら耐え忍んでいるところでございます。

一方で、国、県、市町村の強力な連携の下、ワクチンの接種に向けた準備が着々と進められております。本県でも先月19日から接種が始まりました。過去に例を見ない全国一斉のワクチン接種でありますから、試行錯誤のところが多々あると思いますが、その部分を責めるわけではなく、大変な状況下において必死に頑張っている医療機関をはじめ、関係者のご努力に理解を示しながら、われわれにできる協力をしていきたいと思っております。

ワクチン接種は、物事の状況や流れを一変させるものになり得ると大いに期待されています。また、そうあってほしいと願っています。そしてコロナ禍の先を見据え、笛吹市の魅力を戦略的に全国、世界に発信する取り組みが必要ではないでしょうか。

以下の点について伺います。

(1) 今後のシティプロモーションについて、どのように考えているか伺います。

(2) ふるさと納税は、笛吹市の魅力を知ってもらうためのツールとして機能すると考えて注目する中で、本年度のふるさと納税は市長の陣頭指揮の下、職員の尽力により、この年度末には寄附額が13億円を超えると予測されております。ふるさと納税には、寄附金による歳入の増加と返礼品を地元産のものを使うということで、地域経済の活性化などが期待されておりますが、この事業のさらなる推進について伺います。

(3) このような取り組みの結果として、また、コロナ禍で、テレワーク、リモート等、オンラインでする仕事や会議が増え、ICTを活用した新たな働き方が生まれている時代の中で、二拠点居住、ワーケーションが求められ、笛吹市に関心を持つ人、訪れる人、住みたいと思う人が増えたとき、その受け皿として、他の地域と差別化した移住・定住の取り組みが重要になってくると思っています。今後の取り組みについて伺います。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

深澤総合政策部長。

○総合政策部長（深澤和仁君）

古屋始芳議員の一般質問にお答えします。

まず、今後のシティプロモーションについてです。

シティプロモーションとは、観光客増加、定住人口の獲得、企業誘致などを目的として、地域のイメージを高め知名度を向上させる戦略的な活動と考えています。

民間会社の調査によると、近年、スマートフォンやタブレットの普及により、30代以下の若年層においては、5割以上の方がコミュニケーションや情報収集をSNSで行っています。また、普段の生活の中で、旅行、食、健康に特に興味がある世代で、自己に必要な情報だけを選択する傾向にもあります。

このような社会の変化に対応し、万人に対するプロモーションだけではなく、子育て世代・若者に本市の魅力を感じてもらえるよう、ターゲットを20代から30代の女性に絞り込んだ戦略的なプロモーションも展開することとしています。

地域おこし企業人の制度を活用し、株式会社JTBから派遣された職員を中心に、まずは観光素材の発掘を行い、それを素材とした女子旅モデルプランの造成、インスタグラムからの情報発信、ブログや雑誌への記事掲載と展開していく中で、笛吹市の春が桃源郷の景色であるこ

と、新道峠の展望が絶景であることなどを世界に向けて発信していきます。

次に、ふるさと納税の更なる推進についてです。

今年度は、人気ふるさと納税サイトである楽天のポータルサイトも活用し、特集ページで生産者が自ら行う返礼品のPRやワイン業界を支援するクラウドファンディングの実施などにより、多くの皆さまに笛吹市を認知していただき、夏には本市のシャインマスカットがフルーツの返礼品総合ランキングで1位となりました。

また、人気の返礼品であるシャインマスカットや桃などを十分に確保し、多くの寄附者に届けることで笛吹市が桃・ぶどう日本一の郷であることをさらにPRしました。

その結果、ふるさと納税による寄附額は2月末現在で12億5千万円を超え、昨年度の年間寄附額の5倍を超えるご寄附をいただくことができました。

今後は、年間をとおして返礼品として提供できるワイン、精肉、米、ミネラルウォーター、フルーツジャムなどの返礼品の開拓も積極的に行っていきます。

さらに、新型コロナウイルス感染拡大の収束後を見越し、温泉宿泊券やゴルフ場利用券などの体験型商品を拡充し、ふるさと納税を通じた地域産業の活性化を図っていきます。

次に移住、定住の今後の取り組みについてです。

今年度は、新型コロナウイルス感染拡大により移住相談会や移住フェアなどが中止となりましたが、今後予定されているオンライン相談会などの新たな取り組みに参加します。

また、笛吹市の認知度向上に向けた取り組みとして、地域おこし企業人が企画するSNSによる情報発信や、ふるさと納税の推進などシティプロモーションを強化しています。

加えて、本市への移住定住を具体的に検討している、子育て世代に向けて、中学生以下の子どもがいる世帯が住宅を購入する際に利用できる子育て世代住宅取得補助事業を実施しています。

昨年度は156件、本年度も2月末までに149件の申請がありました。

当初の事業期間の予定は令和3年3月までとなっていましたが、移住定住支援策として非常に有効的であるとの判断から、市の重点事業に位置づけ、令和5年度までの期間延長を行い、若者世代の移住定住のさらなる促進を図っていきます。

以上、答弁とします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

古屋始芳君。

○10番議員（古屋始芳君）

ありがとうございました。昨年度、笛吹市のシャインマスカットが大変人気を博して非常に多かったと聞きます。

そういう中で、県下のほかの自治体でも自分たちの産品でない、笛吹市の品物を自分たちの返礼品として使っているというような話も聞きます。ぜひ、今年はよその地域に負けないように努力をお願いしたいと思います。

コロナ禍で、企業とか事業所が辞めなければならないような事態も生じていて、非常に税収が減ってくることが予測されます。こういう制度を使って、少しでも税のほうにまわせるように努力をこれからもお願いしたいと思います。

それでは、2問目の質問に移ります。

地域も含めた防災危機管理体制の強化について、お伺いいたします。

近年、地球規模の気象変動が激しくて、全国各地でも豪雨災害が頻発しております。これに比例するかのように、地域住民の豪雨災害に対する関心は高まりつつあります。特に浸水想定区域においては、一昨年の台風19号の際の混乱も記憶に新しく、漠然とした不安感を抱いている住民も多いように感じます。地域も含めた防災危機管理体制の強化を図るには、またとない時期にあるのではないのでしょうか。

山下市長は、昨年の市長選挙の公約に「防災新時代、命を守るまちづくり」を掲げ、7つの具体的な事業を示されています。特に時宜を得たものと評価したいと思います。

地区防災計画の策定支援、またわが家の災害時行動計画の策定支援の取り組みは、新たな協働のまちづくりの取り組みとしても注目しております。

そこで、以下質問をいたします。お伺いします。

(1) これらの計画策定の支援について、どのように進めていくか伺います。

(2) 現下のコロナ禍において、避難所についても、3密の回避が大きな課題として突き付けられております。新しい生活様式に則した避難所の運営が求められています。ニューノーマルな避難所の開設、運営の基本的な考え方について伺います。

(3) 避難所を開設するための資材や機材も、これまでよりも種類や数量が増加すると思われます。防災備蓄倉庫について、どのように整備していくのか伺います。

(4) 本年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、例年とは異なる避難訓練が実施されました。来年度以降の防災訓練や避難訓練の在り方について伺います。

(5) この3月11日は東日本大震災から節目の10年目にあたります。災害は忘れたころどころか、記憶が薄れる前にやってきます。近い将来、発生が想定されている南海トラフ巨大地震や、いろいろな自然災害から生命・財産を守る防災・減災を考えなければなりません。日頃の訓練の重要性和防災危機管理体制の強化について伺います。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

須田総務部長。

○総務部長（須田徹君）

古屋始芳議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、地区防災計画および、わが家の災害時行動計画の策定支援についてです。

地区防災計画は、地域の特性に応じて、予想される災害、避難行動要支援者の避難誘導、在宅避難者の支援、指定避難所の運営、具体的な防災対策および防災マップなどについて、行政区が自らまとめるもので、計画策定作業をとおして、地域住民相互に連携、協力して地域の防災力を向上させる共助の仕組みをつくるものでございます。

この計画の中では、指定避難所の運営についても触れることから、指定避難所を単位とした行政区を対象に、モデル地区として選定することを考えております。

モデル地区の選定につきましては、被害想定観点から、地震災害については、市内全域にほぼ共通の被害が想定されますが、風水害においては、一般区域、浸水想定区域、土砂災害警戒区域の3種類の被害想定区域に分類されますので、地域の特性に応じた計画を策定する必要があります。

このことから、今後3年間かけて、一般区域、浸水想定区域、土砂災害警戒区域の順に、各

年度1つの指定避難所を選定し、そこが避難先となっているすべての行政区をモデルとして計画を策定いたします。

さらに、モデル地区での計画策定のノウハウを同じ被害が想定される他の行政区における策定作業につなげるために、計画のひな型を各年度中に作成してまいります。

他の行政区における計画策定の進め方は、区長会において計画策定について依頼し、出前講座などを活用しながら要望のあった行政区に出向き、計画のひな型の内容をお示ししながら、策定作業の支援を行うこととしております。

また、自助力の強化を目的として策定いたします「わが家の災害時行動計画」は、あらかじめ世帯ごとに、災害種別に応じて、時間の経過に沿った行動計画を立てることで、災害時に迷わず避難ができるようにするものでございます。

この策定につきましても、地区防災計画の策定作業と併せて支援し、各世帯の計画策定とともに、他の地域にも取り組みをつなげるために、計画のひな型を作成してまいります。

次にコロナ禍におけるニューノーマルな避難所の開設、運営の基本的な考え方についてです。

本市では、新型コロナウイルス感染症に対応した避難所開設マニュアルを策定し、平時から避難所の開設から運営に至るまでの対策についてまとめ、このマニュアルに沿って対応を行います。

避難所の開設に当たっては、避難者相互の間隔を2メートル確保することで密になる環境を回避する滞在スペースの配置、受付の際の体温測定や健康チェックの準備および発熱等の症状がある方に対応するために、滞在スペースとは別に、学校の普通教室や施設の会議室などに、発症者の専用スペースを確保いたします。

また、運営に当たっては、避難者の協力のもと、マスクの着用、手洗い、手指消毒、咳エチケットの徹底および定期的な換気などの対策を徹底し、避難所における感染を防止いたします。

次に、避難所への防災備蓄倉庫の整備についてです。

議員ご指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症対策を講じた避難所を開設するには、より多くの資機材が必要となります。

同時に、避難情報の発令に合わせて、迅速かつ効率的に開設するためには、その付近に資機材を備蓄する必要がありますので、避難所ごとに防災備蓄倉庫の整備を計画しております。

防災備蓄倉庫の整備に当たっては、避難所ごとに必要となる物品の数量および体積を計算し、備蓄倉庫の収納量を積算いたします。

また、短期間に整備する必要がありますので、構造は、鋼製で断熱性能と換気機能を有した工場生産の製品の購入を考えています。

この整備は、令和3年度から令和5年度までを計画期間として、拠点となる防災備蓄倉庫から離れた場所にある、27カ所の指定避難所等に設置をしていきます。

次に、来年度以降の防災訓練や避難訓練の在り方についてです。

令和2年度の総合防災訓練では、新型コロナウイルス感染防止の観点から、行政区内での一時避難場所への市民の参集は行わないこととし、規模を縮小して実施いたしました。

来年度以降の防災訓練、避難訓練では、コロナ禍ではあっても、災害に備えなければならないため、感染防止対策を徹底した中で、避難先の確保、避難方法、指定避難所の開設・運営方法等を確認するための訓練を実施したいと考えています。

次に、日頃の訓練の重要性と防災危機管理体制の強化についてです。

訓練していないことは実際に起こったときに対応ができませんので、先にも答弁いたしましたけども、新型コロナウイルス感染症を念頭に、市職員の防災体制の訓練はもとより、行政区においても訓練を行っていただきたいと考えます。

また、防災危機管理体制の強化については、地区防災計画および、わが家の災害時行動計画の策定支援を進めることで、自助、共助、公助の役割を明確にし、それぞれが機能する仕組みをつくります。指定避難所においては、災害時に迅速に開設し、避難者を受け入れるために防災備蓄倉庫の整備を進めていきます。

また、指定避難所となっている市内小中学校の体育館への非常用発電機、空調機の導入について検討していきます。

このような取り組みを進め、命を守る防災危機管理体制を強化していきます。

以上、答弁いたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

古屋始芳君。

○10番議員（古屋始芳君）

ありがとうございました。ただいまの答弁の中で、モデル地区を設けて各行政区にお願いするということを申しましたが、行政区においては、区長さんはじめ役員の方々が1年交代のところもありますし、地区によって違いますが、そういう中で、その趣旨を徹底して行政区にしてもらおうというモデル区の指定をするということが、どのような方法でやるか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（保坂利定君）

答弁を求めます。

須田総務部長。

○総務部長（須田徹君）

古屋始芳議員の再質問にお答えをいたします。

モデル地区の選定についてということでございますけども、先ほど答弁の中でも申し上げましたとおり、風水害においては3つの被害想定区域に分類できるという中で、この中でですね、一般区域というところが一番ですね、該当する地域が多いということですので、まずは、1年目はですね、その一般区域の中からモデル地区を選定したいというふうに考えています。

それで、さらにですね、その一般区域の指定避難所の中からですね、自主防災組織の取り組みがですね、比較的進んでいるような地域から始めることでですね、この計画策定が円滑にですね、進むということも考えられますので、できるだけですね、その体制整備が進んでいるような行政区が多い指定避難所を選定してですね、この趣旨をしっかりと説明する中で、ご理解をいただいて、モデル地区として計画策定に取り組んでいただきたいというふうに考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

古屋始芳君。

○10番議員（古屋始芳君）

ありがとうございました。今、部長の答弁の中で、大体理解できますけれど、いずれにしても、住民、また行政区の中で、私も含めてですが、防災意識の高揚というか、そういうことを徹底して行わないと、他人事のような感じで、本当に危機に迫らないと、そういう意識がわいてこないという現象があると思います。ですから、自主防災組織もやっぱり区の区長さんたちが代わってしまわないような感じで、防災リーダーを設けていただいて、その地域で防災意識の高揚を高めてもらいたいと思います。

昨年、議会でも緊急時の災害に対する体制を、議長を中心に行うということで決めました。われわれも一生懸命、地域に戻って、災害時には地域に協力したいと考えておりますので、ぜひこれからも地域住民の防災意識の高揚についての徹底を続けていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（保坂利定君）

以上で、古屋始芳君の質疑および質問を終了します。

関連質疑および質問はありませんか。

（ な し ）

関連質疑および質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

再開を11時45分といたします。

休憩 午前11時38分

再開 午前11時44分

○議長（保坂利定君）

再開いたします。

次に、岡由子君の質疑および質問を許可します。

1番、岡由子君。

○1番議員（岡由子君）

新風会の岡由子でございます。

議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

1. 男女共同参画の視点から見た防災施策について。

阪神大震災から26年が経過しました。そして、この3月には東日本大震災の発生から10年となります。平成の30年間で災害関連死と認定された人は、共同通信の集計で5,120名以上にのぼります。これは救い得た命です。熊本地震では、災害死約50名に対し、災害関連死が210名以上と実に死亡者の8割は避難所や避難生活で失われました。災害後に強いられる避難生活での体調悪化や医療機関での機能マヒなどが原因で死亡するケースです。この残酷ともいえる教訓を得た私たちは、どれほど活かしてきたでしょうか。

一度は助かった命が奪われていく悲劇を繰り返さないために、巨大地震や大型台風が起きたときに避難所での感染症対策や被災者ケアのための準備を進めることが必要と考えます。

内閣府で発表された平成24年度版男女共同参画白書によりますと、東日本大震災時におけるニーズが男女でほぼ同じだった要望は、主食や成人用オムツなどでしたが、生理用品、粉ミルク、幼児オムツ、おしりふきといった要望は女性からのニーズが多いことが書かれておりま

す。男性と女性では災害時の支援ニーズが異なります。

また、被災者からの要望では避難所での性被害防止のために簡易トイレを男女離れた場所に設置することや授乳やオムツ交換、睡眠等が安心してできるよう段ボールを使った間仕切りを付けるなどプライバシー確保の必要性など、貴重な意見が出ています。

災害対応の現場では、多くの女性が活躍しました。一方で、防災や復興にかかわる意思決定の場では女性の参画が低いことが指摘されております。防災基本計画や平成22年の第3次男女共同参画基本計画に明記されておりましたが、現実には男女共同参画の視点で対応ができていなかったことを内閣府は挙げています。

東日本大震災のあとも熊本地震、西日本豪雨、台風19号豪雨、熊本豪雨など大きな災害が起きております。2019年の台風19号では、笛吹市が想定外の水害が起こり得る場所であることを改めて実感した市民は多いかと思えます。

しかし、発災時、自分の命を守るための行動を起こすことができる人は、どれほどいるでしょうか。

大きな災害が発生するたびに、文部科学省でも学校での防災教育を改めてきました。災害の基本を築くために大切なのは、学校での防災教育です。私たちの防災意識の差は災害における人的被害の差につながります。

災害と向き合う姿勢を育むこと、主体的に行動する力を育むこと、保護者や地域の協力を得ることが重要であり、本市においても犠牲者ゼロを目指す学校教育につながると思えます。

学校での防災教育は児童生徒らのためだけでなく、保護者や地域の人々へ防災の意義を広めていくためにも重要なことと考えます。

こういった教訓をもとに、防災・復興に女性の視点が必要であるとの政府の見解・通告に対する本市の防災施策について質問いたします。

(1) 令和2年5月に防災基本計画が修正され、内閣府から出された「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」では、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し、役割を明確化するように努めることが明記されておりますが、本市において男女共同参画を所管している市民環境部の役割は、どのようになっているでしょうか。

(2) 令和2年12月25日、閣議決定された第5次男女共同参画基本計画では、防災会議の女性委員の割合を3割にすることを目標としておりますが、本市の地域防災計画を見ると女性の参画は、まだまだ少ないようです。本市でも平時から女性の意見を反映する仕組みや女性の参画を促す取り組みを推進する考えはありますか。

(3) 防災備蓄について、地域の皆さまの要望に即し、充実していることとは思いますが、東日本大震災では被災者からの要望が多かった女性用品や乳幼児品の備蓄は、本市の地域防災計画を見ると、まだ十分とは言えないようです。女性生理用品、紙の間仕切り、洋式仮設トイレ、液体ミルク等、被災者の要望の高かったものを導入している自治体の例を参考にすることで、更なる充実を図るべきと考えますが、いかがでしょうか。

(4) 教育現場での防災訓練は、定期的に行われていると思いますが、発災時、多くの学校は指定避難場所となります。子どもたちの自助・共助の意識を高めるためにも防災・減災、避難所に関する教育プログラムを必須化していくことが重要と思われます。防災・減災教育を一定年数続けることにより、社会人となっても防災リーダーとなり得ます。学校教育での防災

教育を進める考えはありますか。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

須田総務部長。

○総務部長（須田徹君）

岡由子議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、防災に、より女性の意見を取り入れるための市民環境部の役割についてです。

男女共同参画の担当部局である市民環境部では、所管する笛吹市男女共同参画プランの中で、防災・減災への女性の参画を重点目標に掲げ、防災危機管理課と連携して、地域防災リーダー養成講座への女性の参加を促し、女性の地域防災リーダーの育成に取り組むなど、防災・復興に関する意思決定の場への女性の参画を促進する役割を担っています。

次に、平時から女性の意見を反映する仕組みや女性の参画を促す取り組みの推進についてです。

現在、笛吹市防災会議の委員26人のうち女性委員は4人で、その割合は15.4%です。

今後も、国が定めた目標の30%に向けて取り組んでいきます。

現在、本市で行っている防災分野への女性参画の取り組みとしては、指定避難所ごとに設立された、地域住民、施設管理者および市職員の三者で構成される、避難所運営委員会に女性職員を配置することにより、女性の視点や意見を災害時の避難所開設や運営に反映するよう努めております。

また、女性向けの内容とした地域防災リーダー養成講座を実施することで、地域の自主防災組織への女性参加を促しているほか、市消防団においては女性消防隊を設立するなど、積極的に女性参画を推進しています。

次に、被災者からの要望が強い防災備蓄品の充実についてです。

市では現在、東海地震の被害想定に基づき、アルファ米や飲料水などの食糧や毛布などの備蓄のほか、女性の避難者に配慮して、生理用品、着替えや授乳の際に使用する間仕切りおよび保管の難しい液体ミルクではなく粉ミルクなどの備蓄も進めています。

洋式仮設トイレについては、民間業者と災害協定を締結し、災害時には指定避難所などに配備することとしています。

さらに、令和3年度から予定している指定避難所への防災備蓄倉庫の整備に併せて、過去の災害事例において、被災者からニーズが高かった物資について研究するとともに、実際に全国の災害現場において、被災者支援を行っている方に、助言をいただく中で、備蓄品の充実、強化に努めていきます。

次に、学校での防災教育についてです。

学校では、学校安全計画に基づいて防災教育を計画的に実施し、危険を回避する能力や防災意識の向上に努めています。

具体的には、教科と関連させて防災、減災および避難所等に関する知識や理解を深めたり、予告なしの避難訓練や消防署員を招いて煙体験を実施したりするなど、実践的な取り組みも行っております。

また、防災意識を育む視点から、有事に備えて各家庭で作成する「わが家の災害時行動計画」を学校においても活用していきたいと考えています。

今後も家庭や地域、関係機関と連携をとりながら、防災教育を推進していきます。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

岡由子君。

○1 番議員（岡由子君）

2について、再質問いたします。

指定避難場所ごとに設立された避難所運営委員会に市の女性職員を配置しているとのことですが、実際に避難してくる地域住民の中からも女性が参加していることが大切と考えますが、地域からの女性参画を推進するための考えはありますでしょうか。

○議長（保坂利定君）

答弁を求めます。

須田総務部長。

○総務部長（須田徹君）

岡議員の再質問にお答えをいたします。

先ほど答弁の中で申し上げましたけども、避難所運営委員会の中に、市からはですね、女性職員を配置しているわけですけども、あと実際、避難する各地区の行政区から3人程度ですね、委員の選出をお願いしているところでございます。

今後ですね、議員おっしゃるとおり女性の視点からの避難所運営という部分が大切だと思いますので、そういった女性の観点を反映するために今後、各行政区から選出していただく委員に女性も含めていただけるようにですね、各行政区にそのへんの配慮をですね、お願いをしてみたいというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

岡由子君。

○1 番議員（岡由子君）

ありがとうございます。女性の参画には育児、介護といった生活環境の条件がありますので、ぜひ参加しやすいご配慮をお願いしたいと思います。

続きまして、2問目に移らせていただきます。

地方創生の視点からSDGsの取り組みについて、質問いたします。

国連が定めた2030年を達成年限とする持続可能な開発目標であるSDGsは、誰一人取り残さない社会を実現する世界共通の目標です。17のゴールと169のターゲットから構成されております。民間企業や地方自治体では、その理念に沿った経営方針や施策に取り組む機運が高まり、見える化された情報が多くなりました。

県内でも大学にSDGs研究会がつくられ、北杜市や甲州市では市民が独自に勉強会や普及活動をしております。

本市においても貧困対策や地球温暖化対策、環境施策などでSDGsの取り組みがみられますが、市を挙げての啓蒙活動は十分とは言えないと思います。「ハートフルタウン笛吹」の総合計画の目標である「幸せ実感100年続くまち」の実現と方向性は一致していると思いますが、

本市における取り組みについて質問いたします。

(1) 内閣府の地方創生SDG s では、官民連携プラットフォーム会員を募り、課題解決に向けた取り組みを共同でスタートしています。山梨県をはじめ甲府市、北杜市、山梨市、甲州市など県内では9市町村が会員登録されている中、本市の登録がされていないようですが、今後取り組む考えはありますか。

(2) 本市職員の皆さまも個人的に理解を深める努力をされていることと思いますが、SDG s の考え方や取り組みをより理解を深めるための研修や支援を職員や市民に対し、実施する考えはありますか。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

深澤総合政策部長。

○総合政策部長（深澤和仁君）

岡由子議員の一般質問にお答えします。

まず、地方創生SDG s 官民連携プラットフォームへの登録についてです。

内閣府は、SDG s の国内での取り組みを促進し、より一層、地方創生につなげることを目的に広範な関係者とのパートナーシップを深める官民連携の場として、地方創生SDG s 官民連携プラットフォームを設置しています。

令和3年1月末現在、都道府県および市町村が874、関係省庁が13、民間団体等が3,671、合計4,558団体が登録しています。

会員として登録すると、実現したいことや課題を抱える会員と技術やノウハウなどを持つ会員をつなぎあわせるマッチング支援が受けられます。また、地方創生に向けたSDG s の取り組みとして役立つ具体的な事業の創出や官民連携を推進するため、共通の課題の検討や知見の共有、異分野連携などを目的に、テーマ別の分科会の設置や関心のある分科会への参加が可能とされています。

第二次笛吹市総合計画とSDG s の目指すところは同様と考えますので、官民連携プラットフォームに登録し、「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」の実現に役立てていきたいと思います。

次に、SDG s に係る研修の実施等についてです。

現在、SDG s について市民の皆さまに周知するため、市のホームページにSDG s の考え方や身近でできる取り組みの事例などを掲載しています。

今後も、SDG s への理解を深めるための取り組みを進めていくこととし、まずは、市の職員を対象とした研修を実施します。

以上、答弁とします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

岡由子君。

○1番議員（岡由子君）

ありがとうございます。笛吹市が将来に向け、明るいまちとなることを切に願って私の質問を終了させていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（保坂利定君）

以上で、岡由子君の質疑および質問を終了します。

関連質疑および質問はありませんか。

（ な し ）

関連質疑および質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

再開を1時30分といたします。

休憩 午後12時03分

再開 午後 1時28分

○議長（保坂利定君）

再開いたします。

次に、河野正博君の質疑および質問を許可いたします。

4番、河野正博君。

○4番議員（河野正博君）

新風会の河野正博です。

議長の許可をいただきましたので、一般質問をいたします。

質問に入る前に新風会の4人の議員は新人でして、この1月の7、8、市庁舎および支所、消防本部、それから図書館等々を、業務の内容を理解するためにお邪魔をいたしました。また、1月25日には4人が石橋工業団地、大坪の調整池、みんなの広場等々を視察させていただきました。その折には、ここにお集まりの幹部の皆さんおよび市役所の皆さんがご丁寧なご対応をいただきまして、本当に勉強になりました。ありがとうございました。

それから、この経験を議員活動に生かして、早く先輩の皆さまの活動に追いつけるように頑張っている所存です。

それでは、質問に入らせていただきます。

まず第1問目は、民生費予算および生活保護関連についてであります。

実は、私は議員になる前に民生委員をしております、生活保護受給相談にご本人様と一緒に市役所のほうへお邪魔をして、相談を受けた経験がございます。いろいろな条件があることは当然でありまして、不正受給も含めて、間違いなく生活保護対象者であるということに非常に綿密な調査、ご質問をいただきました。私が言いたいのはそのことではなくて、その折に職員の方がですね、非常に親身になって丁寧に、共感を覚えるような、相談者に寄り添った対応をしていただきました。それは私の経験で、今日はここで一言言わせていただきます。引き続き、このことを継続していただきたいと思います。

保健福祉部の業務そのものは非常に、地域福祉、子育て支援、生活保護、長寿介護、健康づくり等々、非常に多岐にわたっておりまして、おまけにこれにコロナが入ったものですから、非常に大変な作業の繰り返しだと思います。いずれにしても住民サービスの最前線に立った部署だと私は認識しております。これを前置きといたしまして、令和3年度予算案の民生費生活保護、生活困窮者支援について伺いをいたします。

1番は、令和2年度の民生費歳出額、令和3年度民生費歳出予算額、歳出総予算額に対する民生総予算額の比率について伺いをいたします。

2番は、令和3年度の、生活困窮者支援に関する歳出予算額および生活保護費歳出予算額をお尋ねいたします。

3番目は、令和3年度、生活困窮者および生活保護受給者の人数について、予測値で構いませんので伺いをいたします。合わせて令和2年度における実績として、1人当たり年間生活保護費額はどのくらいでしたでしょうか、お伺いいたします。

4番目、生活困窮者ならびに生活保護受給者に対する、自立支援について施策をお伺いいたします。生活保護から自立できた人数について、令和2年度の実績をお伺いいたします。

5番目、生活困窮者、生活保護者の方へのコロナの影響について見解をお尋ねいたします。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

飯島保健福祉部長。

○保健福祉部長（飯島尚美君）

河野正博議員の一般質問にお答えします。

まず、令和2年度の民生費当初予算額および予算現額、ならびに令和3年度の民生費当初予算額および歳出総予算額に対する比率、また特に重点を置く施策についてです。

令和2年度民生費の当初予算額は116億993万円、令和3年1月末現在の予算現額は123億262万円です。

一方、令和3年度民生費の当初予算額は118億3,291万円で、一般会計の歳出総額に占める民生費の割合は33.3%になります。

また、令和3年度重点事業としては、病児病後児保育事業を新たに実施する市内事業所に対し開設準備と運営費を補助する病児・病後児保育事業、老朽化している私立保育所等の施設整備や改修事業に対し、その経費の一部を補助する保育所施設整備管理事業、高齢者に対して保健事業と介護予防事業を効果的に実施する高齢者の保健事業・介護予防の一体的実施事業の3事業を掲げました。

次に、令和3年度における生活困窮者支援および生活保護に関する予算額についてです。

令和3年度当初予算において、生活困窮者自立支援事業は2,200万円、生活保護支給事業は14億6,800万円を計上しています。

次に、令和3年度の生活困窮者および生活保護受給者数の予測、ならびに令和2年度実績における1人当たりの生活保護費についてです。

生活困窮者数は、経済的な困窮に係る相談実績から、令和2年4月から令和3年1月までの10カ月の延べ人数484人に対し、令和3年度の延べ人数は580人になると予測しています。

また、生活保護受給者数は、生活保護費の受給実績から、令和3年1月末時点の716人に対し、令和4年3月末時点で776人になると予測しています。

令和2年度の1人当たりの生活保護費の平均月額額は14万6千円で、年間175万円となります。

次に生活困窮者および生活保護受給者に対する自立支援策、ならびに令和2年度中に生活保護から自立した人数についてです。

生活困窮者に対する自立支援策としては、離職等により住居を失う恐れのある人に一定期間家賃を補助する住居確保給付金事業、ハローワークによる職業紹介等自立に向けた相談に応じ

る自立相談支援事業、住宅のない生活困窮者に対し宿泊場所や食事等を提供する一時生活支援事業等があります。

一方、生活保護受給者に対する自立支援策としては、経済的に自立できるようにする就労自立支援、ボランティア体験を通じた社会的なつながりを支援する社会生活自立支援、自分で自分の健康や生活習慣を管理できるようにする日常生活自立支援を実施しています。

これらの支援策により、令和2年度に生活保護から自立できた人数は、令和3年1月時点で5人となっています。

次に、生活困窮者および生活保護受給者への新型コロナの影響についての見解と対応策についてです。

新型コロナウイルスの影響により家計収入が減少し、生活困窮者からの相談件数や生活保護の申請件数は、しばらくの間、増加を続けるものと考えています。

そのため、引き続き、生活困窮者や生活保護を必要とする方からの相談に応じ、必要な支援を行っていきたいと考えます。

以上、答弁とします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

河野正博君。

○4番議員（河野正博君）

ありがとうございました。再質問をしたいと思います。項目は4番目の自立支援策に関してであります。

生活困窮者、生活保護受給者合わせると、おおよそ1,400人超えぐらいの人数がいる中で、生活保護から自立できた人数が5人と今、お聞きをいたしました。

生活保護にならざるを得ない人は、それぞれ個別の状況や理由があつてのことだと思いますから、これに対してはいろいろな個別な案件ですので、できないというふうな部分もあろうかと思っています。問題は、生活保護を受けるのは国民等しく持っている権利ですが、一方で納税の義務というのもあると私は考えております。

早く生活保護の環境から抜け出して自立していただいて、安心・安全な暮らしを自分なりに取り戻していただくという、自立支援施策について、もう少し具体的にお話をいただきたいと思っています。

○議長（保坂利定君）

答弁を求めます。

赤尾福祉事務所所長。

○福祉事務所所長（赤尾好彦君）

河野正博議員の再質問にお答えいたします。

生活困窮者の自立支援策としては、いくつかございます。その前に生活保護の実態をお話させていただきますと、生活保護を受けている方の約9割ぐらいは高齢であつたり、あるいは障がいを抱えていたり、病気であつたりということで、現実には働くことができない人がほとんどを占めております。その中で、残りの1割ぐらいの方が働く可能性を占めているということで、先ほど自立して働いた、就労につながった方が、自立した方が5人と申し上げましたが、新たになつた方が、その中で自立につながるということになりますので、さらに新規で入ってくる

ということは、新規で働くという方は、もっと少なくなるので、数字的には、たしかに少ない人数でございますが、1つの方法としてやっていきたいと思っています。

福祉事務所といたしましては、自立支援策としては、何が有効かということを考えまして、現在、取り組んでいるのが子どもの学習支援という事業を行っております。この事業は子どもの家に行き、生活保護の家庭の子どもの家に行き学習を支援するという、ちょっと地味な事業かもしれませんが、実際に貧困の連鎖という問題が社会問題になっておりまして、やはり貧困の家庭からは、次の世代もどうしても貧困の家庭に連鎖すると。生活習慣ですとか、あるいは就労の意欲ですとか、学習意欲というのは、やっぱり連鎖するという傾向がございますので、そこを食い止めていくことが最終的には長い目で見て生活保護の方をなくす、少なくしていくって、自分の力で働けると、納税もできるということになっていくのかなというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

河野正博君。

○4番議員（河野正博君）

ありがとうございました。今後ぜひ困窮された方のサイドに立った支援をお願いして、次の質問に移りたいと思います。

実は、私ごとですが、私の孫が4人おります。2人が小学生、1人が中学生、もう1人が高校生になります。この4人のうちですね、2人が0.7以下の視力、メガネ、あるいはコンタクトが必要と。これは私の経験からして、なんか多いなと思って、学校に行きますと、5、6年生あたりからやたらメガネをかけている子が多くなっております。そこで、ちょっと気になりましたので、調べてまいりました。

令和元年度12月20日の文部科学省「学校保健統計速報」によると、裸眼視力0.7未満の学生の割合は、幼稚園児が7.63%、小学生は22.56%、中学生は44.74%、高校生に至っては56.38%の児童学生が何らかの視力矯正が必要というようなデータが出てまいりました。

また最近では、大人になっても近視の進行が止まらない人が増加しておりまして、近視が進むごとに、緑内障や白内障などの病的リスクが高まるといった報告もあると聞いております。1月のNHKの特集をご覧になった方もおられるとは思いますが、この近視についての特集がありました。

今、電子媒体を使った教育、GIGAスクール等々を進めている中で、パソコンやスマホの普及など、眼に負担の多い環境に変化してきているんじゃないかと思っております。児童にとって、眼が悪くなった児童は特にですが、照明、明るい照明でないとよく見えないとか、そういうことは、私も目が悪いので、よく分かります。これは非常に重要な要素だろうと思って、今回、以下、質問をいたします。

1番、笛吹市の学童視力の最新調査結果をお伺いします。

2番、近視対策として、保護者も含めた指導が必要と思いますが、教育現場における施策についてお伺いをいたします。

3番、保育所、小学校、中学校のLED照明の改修は、どの程度まで進んでいるのか、それ

ぞれ割合をお伺いします。

4番、LED照明改修工事についての計画も含め、お伺いします。

5番、教育現場での、照明の照度基準と検査計画についてお伺いします。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

宇佐美教育部長。

○教育部長（宇佐美正博君）

河野正博議員の一般質問にお答えします。

まず、市における学童視力の最新調査結果についてです。

市立保育所においては、視力検査を行っていませんが、令和元年度の3歳児健診における視力検査では、受診者481人のうち11人が医療機関での再検査を受け、その結果、視力低下のみられる児童は1人でした。

また、令和2年度に実施した健康診断によると、裸眼視力0.7未満の児童生徒の割合は、小学校では24.6%、中学校では43.2%です。

次に、教育現場における近視対策についてです。

市立保育所における保育の現場では、児童に対し、テレビを見るとき等に、一定の距離をとることを指導するとともに、活動の中で文字や絵本が見えづらいしぐさをしている等、気になる児童がいる場合は、速やかに保護者に伝え、眼科の受診を勧めています。

学校における教育現場では、保護者に対し、学校で実施した視力検査の結果を通知し、医療機関への受診を勧めています。また、保健だよりにおける予防策の情報提供、家庭訪問や個別懇談時の保健相談、授業参観で目の健康に関する授業を実施するなど、保護者と連携しながら児童生徒の近視予防に努めています。

次に保育所、小中学校におけるLED照明改修の状況についてです。

市内の11市立保育所のうち石和第五、御坂東、かすがい東の3保育所は、LED照明への改修が終了しており、残りの8保育所については、照明器具が故障した際に、LED照明に更新しています。

LED照明への改修を終えた保育所の割合は27%となっています。

また、市内19の小中学校のうち、石和中学校のみ照明がLED化されています。その他の学校については、不具合が生じた際に随時LED照明に更新しています。

次に、LED照明改修工事の計画についてです。

LED照明の改修工事については、建物の新築、大規模改修および照明器具の故障時に行っており、LED照明改修に限定した工事の計画はありません。

今後は、省エネルギーの推進やトータルコスト削減の観点から、計画的な改修を検討します。

次に、教育現場における照明の照度基準と検査計画についてです。

市立保育所においては、国の児童福祉施設の設備運営基準などにより、採光のための開口部の面積が床面積の5分の1以上必要とされていますが、照明の照度基準の定めはありません。

学校の教室などにおける照明の照度基準については、文部科学省の学校環境衛生基準に定められています。主に、教室およびそれに準じる場所の照度の下限値は300ルクスとされ、教室および黒板の照度は、500ルクス以上であることが望ましいとされています。

各学校では学校衛生基準の規定に基づき、照度の測定、検査を行っています。

以上、答弁とします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

河野正博君。

○４番議員（河野正博君）

ありがとうございました。LED照明について、新築あるいは大幅な改築という回答があつて、今後は計画的に随時交換していただけるというご回答をいただきましたので、ぜひLED照明は明るさもありますし、何よりも電気料が安いということで、ぜひ計画的に進めていきたいと思います。

それから目に対する学校の教育の中にですね、この間、私、テレビを見ていましたら、太陽光の下で体を動かすということが近眼を防ぐ一つの方法であるというような知見が示されておりました。ぜひ、保護者だけでなく学校の生活の中に目を、視力を保つようなご指導をしていただければと思いますので、よろしくお願いします。

私の質問は以上ですが、実はご存じのように大阪の本社にある世界的な電気メーカーさんが電球の生産を中止したというニュースが流れております。それから蛍光管についても追い追い、これを中止する方向ですというような情報もありますので、このへんもぜひ情報として入れていただいて、早めのLED交換を切に願います。

今日、私の質問は生活の困窮者の方、小学校、中学生の学生の方ということで、いわゆる生活弱者、弱い立場の人に対する質問を２項目いたしました。少しでも多くの人たちが豊かに暮らせて、多くの人々の安全を守るためには、一番効率的な方法は、多数の人に焦点を合わせて、すべての施策を行うということが一番効率的に、これを実現する方法であります。しかしながら、多数の人が享受できた、この恩恵を少数の人たちにも与えることが真の文明であるということも聞いております。

結びにマハトマ・ガンジー、インドのガンジーの言葉をお伝えして私の質問を終わりたいと思います。

ガンジーは、このように言っております。「文明の高さはマイノリティー、弱い人の立場に立ち、その扱いによって判断される」。

以上であります。ありがとうございました。

○議長（保坂利定君）

以上で、河野正博君の質疑および質問を終了します。

関連質疑および質問はありませんか。

（ な し ）

関連質疑および質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

再開を２時１０分いたします。

休憩 午後 １時５９分

再開 午後 ２時１０分

○議長（保坂利定君）

再開いたします。

次に、山田宏司君の質疑および質問を許可します。

3番、山田宏司君。

○3番議員（山田宏司君）

新会派新風会に所属します山田宏司と申します。

はじめに、私は昨年10月の笛吹市議会選挙において尊い信任をいただき、議員の一席に座ることとなりました。その期待に応えるべく、日々努力と研鑽を積み重ね、山下市長の掲げる「ハートフルタウン笛吹」実現のために、先輩議員、同僚議員、職員の方々と力を合わせ、頑張っていく覚悟と決意であります。よろしくお願いします。

それでは、議長の許可をいただきましたので、2つの質問をいたします。

1問目、学校の教育と環境についてお伺いします。

近年、子どもの学力と体力の低下が叫ばれています。私がPTA活動に従事していたときにも、やはりこの問題がありました。

子どもは家族の宝であり、また地域にとっても大切な宝であります。笛吹市の次世代を背負っていく子どもたちの教育は非常に大切であり、今後とも学力と体力の向上、心の成長にも力を入れていかなければならないと考えます。時代の流れとともに、子どもや学校を取り巻く環境の変化、昨年から続くコロナ禍での児童生徒や教職員の健康管理、その対応や学校運営にご苦労されている先生方や所管の職員の皆さまには、頭が下がる思いであります。

それを踏まえて、以下の点について質問いたします。

(1) 政府のGIGAスクール構想に基づき、本市でもICT機器による教育の実施が近々進んでいます。全国的な流れの中で、早期の実施と有効活用した学力の向上を図らなければなりません。今現在、コロナ禍の情勢によりタブレットパソコンの生産の遅れが危惧されますが運用の実施時期をお伺いします。

(2) ICT教育実施後に予想される運用上の問題点とそれに対する対策をお伺いします。

(3) 子どもたちの体力についてですが、私がPTA活動に従事していた時期に行われた全国的なテストで学力と共に体力も山梨は全国平均以下、笛吹市は県平均以下だと記憶しています。遊びや生活習慣の変化も影響していると思いますが、体力向上の取り組みについてお伺いします。

(4) 現在、不登校の児童・生徒の人数が多いと予想されますが、登校できるような環境づくり、自宅などでの学習などへの取り組みについてお伺いします。

(5) 学校には、様々な理由や身体の障がいなどで特別支援学級に在籍している子どもたちがいます。その子どもたちも他の子どもたちと同じように授業に取り組む必要があり、学校生活を送るためには介助や付き添いなど人手が必要です。子どもはもちろん親にも悩みや迷いがあると思います。そういった親のカウンセリングをすることも大切であると考えます。そこで、カウンセリング体制強化のために、人員の増員を含めた対応が必要ではないかと考えますが見解をお伺いします。

(6) 教員の勤務時間の実態についてですが、現在多岐にわたる仕事内容で勤務時間の長時間化が進んでいます。それでも時間が足りず家へ持ち帰ることがあり、心労から心を病んでしまう教員もいる現状です。また、仕事量の増加で本来、子どもたちと向き合うべき時間が仕事に取られていると考えられます。そこで、仕事の分散化をするために教職員、担当部局職員の増員を含めた対応が必要ではないかと考えますが、見解をお伺いします。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

宇佐美教育部長。

○教育部長（宇佐美正博君）

山田宏司議員の一般質問にお答えします。

まず、タブレットパソコンの運用開始時期についてです。

1月下旬から一人一台端末のタブレットパソコンの納入が始まり、2月中旬までにすべての学校に設置を完了しました。

設置が完了した学校から、随時、初期設定作業などを行っており、設定が終わった学校は授業で活用しています。本格的な運用は、新年度当初からを予定しています。

次に、ICT教育で予想される問題点と対策についてです。

ICTを活用した授業を展開していく上で、教員による指導力の差が課題としてあげられます。すでに大型提示装置と教師用タブレット、デジタル教科書を活用した授業を2学期から展開していて、校長会や教頭会および各校の代表者で構成する、市の学力向上研究委員会で、効果的な指導法について検討するとともに、研究指定校による授業での活用を進めています。

これらの成果を市立小中学校に還元するとともに、各校の校内研究にICTの活用を位置づけ、指導力の向上に努めます。

また、端末を利用する上で必要となる保守管理などの維持、端末の更新、各種ソフトウェア購入に係る費用について、市の財政負担が懸念されます。補助制度の創設など財政措置を講じるよう国や県に働きかけていきます。

次に、子どもたちの体力向上の取り組みについてです。

各校においては、体力テストの結果を分析して重点項目を設定し、体力づくりに取り組んでいます。

児童生徒の実態に応じて、体育の準備運動にサーキットトレーニングを取り入れたり、学習カードを活用したりして体育の授業を工夫し、運動量の確保と意欲の向上に努めています。

また、休み時間にリズム縄跳びや外遊びの日を設定し、楽しみながら運動に親しませる取り組みも進めています。

次に、不登校の児童生徒が登校できるような環境づくりや取り組みについてです。

登校できるような環境づくりについては、教員とスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが連携、分担して対応し、児童生徒や保護者の意思を尊重しながら教育相談の充実に努めています。

また、ふえふき教育相談室や不登校の児童生徒が通う石和こすもす教室と連携し、個々の状況に応じた支援を行っています。

教室に入れない児童生徒について、別室での個別指導やICT機器を利用して、授業の様子を見るなど環境に慣れるような取り組みもしています。

家庭などでの学習の取り組みについては、授業で使った学習課題などを家庭に配付し、提出された解答を添削して返しています。また、児童生徒の状況によっては、家庭で自主学習をした課題をもとに放課後に学校で個別指導をし、学力の定着を図っています。

次に、特別支援教育における保護者へのカウンセリング体制の強化についてです。

本年度から、県はすべての小中学校にスクールカウンセラーを配置しています。常駐ではあ

りませんが、計画的に活用して保護者の相談に応じています。

今後、大規模校への増員や各校での勤務時間数の増加について県に働きかけていきます。

また、ふえふき教育相談室を中心に、特別支援学校や保健福祉部、医療機関などとの連携を密にしながら、相談体制の強化を図っていきます。

次に、教職員の仕事を分散化するための対応についてです。

教員の業務負担を減らすために、統合型校務支援システムを導入して業務の効率化を推進しています。また、現在教員が行っている給食費および教材費等の徴収管理を教育委員会が行う公会計化については、令和4年度からの実施に向けて取り組んでいます。

教職員の増員については、引き続き国や県に働きかけていきます。

なお、本年度は、新型コロナウイルス感染症対策として、児童生徒の学習の定着度に応じたきめ細かな指導をするための学力向上支援スタッフ41人、教員の業務を補助するスクールサポートスタッフ18人を学校に配置しています。

以上、答弁とします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

山田宏司君。

○3番議員（山田宏司君）

ただいまの教育部長の答弁について、再質問をいたします。

6の教職員の増員についてですが、25人学級導入実施により現在も不足気味な人数が、ますます不足することが考えられます。国や県へ働きかけているとのことですが、どのような回答をいただいているのか、お答えできる範囲でよろしいのでお伺いします。

○議長（保坂利定君）

答弁を求めます。

宇佐美教育部長。

○教育部長（宇佐美正博君）

山田議員の再質問にお答えします。

国、県の要望につきましては、市長会、市町村教育委員会連合会、都市教育長会などを通じて行っています。

県におきましては、教員の増員につながる少人数学級の導入や小学校への専科教員の配置についての検討につきまして、回答をいただいているところでございます。

山梨県におきましては、来年度からは小学校1年生に25人学級が導入されます。また、小学校への英語や理科の専科教員の配置につきましても、少しずつではありますけれども、増員につながっている状況です。

今後、少人数学級の影響によります他の加配教員が少なくなるということも考えられますので、その点につきまして、そういうことがないように今後、働きかけていきたいと思っております。

以上、答弁とします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

山田宏司君。

○3番議員（山田宏司君）

ありがとうございました。なかなか一筋縄ではいかない問題なので、今後も継続して働きかけていくことが大切であり、ぜひ現場の声をしっかり届けて実現に向けて頑張っていただきたいと思います。

I C T活用による学力の向上、教職員の負担軽減に向けても有効的に活用していただきたいと思います。カウンセリング体制の強化は、今後も重要になります。子どもたち、親の悩みを解決するために早い対応を望みます。

教職員にも家族や生活があります。また、仕事量の減少で負担から解放され、心にゆとりを持って、子どもたちと向き合っていけるとと思います。そのために、教職員、担当職員の増員は今後とも各所への働きかけを続けていただきたいと思います。

笛吹市の教育が素晴らしいと評価が上げれば、市内の学校に通うために笛吹市へ住む方が増えることも考えられます。しっかりした教育を子どもに受けさせたいと願うのが親の気持ちです。今後、いろいろな課題に直面するかもしれませんが、子どもたちの将来のため、私たちができることは協力を惜しみません。教職員の皆さま、担当職員の皆さまには大変でしょうが、頑張っていただきたいと思います。ありがとうございました。

では2問目の質問をいたします。

新道峠展望台の活用について、お伺いします。

現在、建設中の新道峠展望台ですが、残念ながら議員活動後、冬季閉鎖中のため視察はできませんでした。そこで、多数の写真でその眺望を拝見しました。四季を通じて素晴らしい眺めだと感動しました。実際に見たら、どんなに素晴らしい眺めかと、今からオープンが待ち遠しい気持ちでいます。その素晴らしい眺望を生かし、笛吹市観光の目玉として活用し、芦川地域はもちろん石和・春日居の温泉施設への宿泊、笛吹市全体への観光客の誘導を考えなければなりません。

そこで、以下について質問いたします。

（1）新道峠展望台へのアクセス方法、周辺整備、駐車場整備の計画について、お伺いします。

（2）展望台オープン後に予想される自然環境、住民の生活環境への影響の対策をお伺いします。

（3）集客に伴う芦川地域の活性化、笛吹市中心部への観光客の誘導の見通しについてお伺いします。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

小宮山産業観光部長。

○産業観光部長（小宮山和人君）

山田宏司議員の一般質問にお答えします。

はじめに、新道峠展望台へのアクセス方法、周辺整備、駐車場整備の計画についてです。

新道峠展望台へ向かうアクセス方法については、道幅が狭いことや水ヶ沢林道終点に十分な駐車場がないことから、すずらんの里沢妻亭を発着地点として、送迎車両の運行を計画しています。

周辺整備としましては、すずらん群生地駐車場まで大型車両が通行できるよう、カーブミラー

の設置や支障となる樹木の伐採を行うとともに、市道等の拡幅を行い、今後、すずらん群生地駐車場からの送迎車両の発着を検討していきます。

次に、オープン後に影響が予想される自然および生活環境への対策についてです。

自然環境への対策としては、新道峠展望台へのトイレの設置や職員による巡回を行う中で、自然環境の保全に努めていきます。

また、生活環境の保全については、芦川地内に多くの方が訪れることから、案内看板を設置し、車のスムーズな誘導を図るとともに、送迎車両を運行することで芦川地内の生活道路に影響を及ぼさないよう対応していきます。

次に芦川地域の活性化、笛吹市中心部への観光客の誘導の見通しについてです。

芦川地域に新たな観光スポットを整備することで、交流人口が増え、芦川地域の活性化につながると期待しております。

また、新道峠から朝日に輝く富士山、夕陽に映える富士山を楽しめるような旅行プランを企画し、石和・春日居温泉郷の宿泊につなげていくことも検討していきます。

以上、答弁いたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

山田宏司君。

○3番議員（山田宏司君）

ただいまの産業観光部長の答弁について、再質問いたします。

3についてですが、芦川地域の活性化として、民泊の活用や宿泊施設の整備、旅行プランに雪景色の富士山の撮影スポットとして、冬季の営業、芦川地域を通過するアサギマダラという蝶がいるんですが、長距離を飛翔する蝶の保護活動と景観との調和もプランとして加えたらよいかと考えますが、見解をお聞かせください。

○議長（保坂利定君）

答弁を求めます。

小宮山産業観光部長。

○産業観光部長（小宮山和人君）

再質問にお答えいたします。

いくつかのご提案をいただきまして、ありがとうございます。冬季営業につきましては、安全性を十分考慮する必要がありますので、今後の課題といたしますが、芦川地域内の宿泊につきましては、現在、市で把握しているところでは、民宿が5件、それからオートキャンプ場が2カ所、それから指定管理に出してありますが、公営の宿泊施設が2カ所あります。芦川に泊まって新道峠に行って、芦川を丸ごと楽しんでいただけるプランをつくっていくことは、直接、芦川地域の活性化につながっていくと思いますので、検討していきたいと考えています。

また、アサギマダラの飛来についても、その時期が分かればですね、ただ、保護の観点も踏まえながらですね、その情報発信を検討し、誘客、集客につなげていきたいと思うところでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（保坂利定君）

意見はありませんか。

山田宏司君。

○3番議員（山田宏司君）

ありがとうございました。この展望台を活かした集客は、笛吹市の観光全体に及ぼす影響は非常に大きいと考えます。立地的に笛吹市中心部より富士五湖方面のほうが近く、富士五湖方面から来た観光客をいかに笛吹市全体へ誘導するかが重要です。今後、この素晴らしい展望台を活かす計画を立てなければなりません。また、芦川地域の活性化も重要で、よいところを広く発信していくことが大切です。空気、水、森林浴、おいしい野菜、そしてアサギマダラ蝶の飛翔も観光資源として活用していくことも大切ではないでしょうか。

写真スポットとして、決して富士吉田の忠霊塔にも負けない景観は、きっとSNSでも話題となることでしょう。そのためには、官民一体となった取り組みが必要であり、私たちも協力しますので頑張っていきたいとお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

最後に、私がこの質問を選んだ理由ですが、数年前ですが、当時の校長先生、芦川支所の青年職員の熱い思いを受け、議員になる前から、議員になったときには最初にこの質問をしようというふうに決めておりました。

今後もこの想いを胸に議員として頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（保坂利定君）

以上で、山田宏司君の質疑および質問を終了します。

関連質疑および質問はありませんか。

（ な し ）

関連質疑および質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

再開を2時45分といたします。

休憩 午後 2時35分

再開 午後 2時44分

○議長（保坂利定君）

再開いたします。

次に、荻野謙一君の質疑および質問を許可します。

なお、資料の配布の申し出があり、許可しましたので資料を配布させていただきました。

9番、荻野謙一君。

○9番議員（荻野謙一君）

笛新会の荻野謙一でございます。

ただいま議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

その前に長引くコロナ禍の中、3密を避ける行動とか不要不急の外出自粛などで、笛吹市民は心身ともに負担がかかっております。また、ストレスもだいぶ溜まっていることと思われます。

今、市内の事業者については一律10万円の給付金が給付され、小規模事業者はありがたいという声も聞いています。まだ、この制度を知らない事業者も多くあります。また、市民の間では私たちになんの給付、支援もないという声も多くあります。「ハートフルタウン笛吹」を、

みんなが暮らしやすいまち、市民に寄り添う施策をぜひ執行部の皆さまにお願い申し上げます。

それでは質問に入ります。

境川町大坪地域浸水対策事業といたしまして、調整池工事、当時、概算事業費7億円余りでございました。その工事もほぼ完成をしております。

境川大坪地域は、長年にわたり幾度となく水の被害に遭われている場所でもあります。笛吹右岸の石和町富士見地域も同様でありましたが、今現在は渋川の改修工事も進み、また、渋川排水機場ポンプの更新と建屋の改修も終わり、ある程度の雨量にも対応できるようになりました。大坪地域の調整池も多額の事業予算で、80%程度の工事が終わっております。現在工事は中断されていますが、その原因は一昨年台風19号による雨で調整池が機能なくなり、水没する事態になりました。同年10月10日から12日までの笛吹市の雨量は200ミリ程度であり、この同日の南部町は560ミリ、上野原市は505ミリでありました。

その翌日、私は心配になり、現地に行くと調整池は以前の水没状態でありました。とても池に近づくことができなくなり、30センチから70センチぐらいの水没、池の100メートルぐらいはそのくらい水没してある状態でありました。

また、その中で地域の消防団も活動されていまして。また、国土交通省での大型水中ポンプ2台で鎌田川から浅川に放流している状況でもありました。地域の多くの市民は安全・安心して生活が送れるための多額の予算をかけた大坪地域浸水対策事業でありましたが、浸水した状況でもありましたので、以下質問をいたします。

1つ、この事業の執行における経緯と計画はどのようなものであったか、お伺いいたします。

2つ目、工事の進捗状況と、これまでの工事費用はどれくらいか。また、今後の工事予定と費用はどのくらいかかったか、お伺いいたします。

3つ目、この事業の財源構成はどのようなになっているのか、お伺いいたします。

4つ目、2010年11月にコンサル会社に委託しているが、このコンサル会社との契約金額はどのくらいか。また、なぜ、このコンサル会社を設定したか。また、入札はどのような、随意契約か競争入札かをお伺いいたします。

5番目、今の状況で、当初の計画で数値的な分析に問題があったのではないかと、雨量と排水量の数値に問題はについて、お伺いいたします。

6番目、下流の大坪尻川は幅員が3メートル、深さ2メートルの蛇行している川に大量に放流することに問題はなかったかをお伺いいたします。

7番目、甲府市との協議はあったのか。あったとしたら、どのような協議が、内容が行われていたかをお伺いいたします。

8番目、これだけ大きな事業を計画するにあたり地元の境川町と大坪地域の話し合いや説明会を実施したか、お伺いいたします。

9番目、新たに1年ほど前に再調査をコンサル会社に委託したが、委託料はどのくらいか。またその会社の内容は。なぜその会社を選定したか、お伺いいたします。これについては、一昨年の台風のあと、行かれたときにそういった水没状況でありましたので、私は直ちに担当部局に行って、今こういう状況でどういうことだということの中でお伺いしたところ、再度別の会社にコンサルを依頼し、再調査をしたところでもあります。

10番目、その再調査の結果をお伺いいたします。

11番目、その再調査の結果、当初、発注した委託会社に問題はなかったかをお伺いいた

します。

最後に調整池の位置するところは、笛吹市の農工団地指定地域に隣接している場所でもあることから今後の対応はどのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

標建設部長。

○建設部長（標博司君）

荻野謙一議員の一般質問にお答えいたします。

まず、大坪浸水対策事業の経緯と計画についてです。

大坪地区は、浸水常襲地域であり、工業団地拡大も予定されていたため、浸水対策事業が計画されました。

次に、工事の進捗状況と費用および事業の財源についてです。

今までの工事費用は約6億5千万円で、当初予定していた全体費用から算出した進捗率は約75%です。

今後の工事については、現在事業の照査を行っており、その結果を踏まえ、必要な対応を行っていきます。

また、事業の財源は主に合併特例債を活用しています。

次に、当初設計委託の契約金額等についてです。

委託業者の選定にあたりましては、入札条件として同種事業の実績を求めた、事後審査型条件付き一般競争入札により決定しています。

契約金額は約5,370万円です。

次に、当初計画で数値的分析に問題があったのでは、再調査委託の委託料等と業者選定理由、再調査の結果および再調査の結果を受け当初設計に問題はなかったかについてです。

一昨年の台風19号などの状況をみると、当初想定していた機能が発揮されていない疑いが生じたことから、同様の業務に実績があり、検証可能な業者に契約金660万円で検証業務を委託しました。

検証の結果、大坪尻川の流下能力の考え方や施設の効率性に対する疑問などが示されたため、当初委託業者の責任により照査を行っています。

次に、大坪尻川への放流についての問題および甲府市との協議についてです。

現地の地形を考えると、自然流下先は大坪尻川となります。

大坪尻川は甲府市の準用河川であることから、甲府市と協議を行いました。早期の改修は見込めませんでした。

次に、境川町と大坪地区との打ち合わせ等についてです。

合併前から浸水被害が多発している地域でしたので、過去の降雨状況や浸水状況などの各種情報により、浸水対策における市の基本的な考え方をまとめ、地元地区との打ち合わせ会などでご意見を伺う中で、事業の説明会を実施しました。

次に、今後の対応についてです。

この地域にお住まいの方々の安全や企業立地促進のために、引き続き浸水対策を進めていきます。

現在進めています当初設計者による照査を受け、全体計画の中で雨水を流下させるにあたっ

て効率性の欠ける部分の見直しを進めます。

また、現段階で明らかに効率が悪く喫緊に改善すべき箇所については、令和3年度において施設整備を進めます。

さらに、下流の大坪尻川についても維持管理や改修について甲府市に要望しており、問題箇所の浚渫を行っていただけるとのことです。下流域の改善が大坪地区の浸水対策に有益であることから、引き続き甲府市に要望してまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

萩野謙一君。

○9番議員（萩野謙一君）

部長には答弁ありがとうございました。この地域はおそらく、境川町時代からの懸案事項だったと私はそう思っております。そういう中で多額のこの、総額で9億以上の予算を投じるということで、非常に私はこの一昨年、台風19号の完成したばかりの池が、行ったところ、そういう状況で、浸水している状況でありました。

議員の皆さま方、また執行部、また私のほうでちょっと資料として上空から撮った写真を皆さん方に配布してあります。そもそも、この池のこの工事について、私も多少の疑問があります。これは大坪地区で、ここは昔からの湧水地帯でございまして、ここに1回、雨が降った場合、ここに1回溜まって、それから大坪尻川、また鎌田川を流れて、甲府市のほう、笛吹川に流れる構造になっております。

たとえば、この調整池を造るとしたら、おそらくここは調整池というか、貯留池みたいな形になって、この3倍程度の規模のものを造らないと、ここに溜めておいて、周りに浸水できなくなるような感じには、この状況だと、とてもできる状況じゃありません。皆さん方、写真を見ていただければ分かるように、調整池から放流している、この川、この大坪尻川というのがあります。途中まで、ある程度、この整備は、写真で見たとおり整備されていますが、その左上から下流にいくと、ほとんど整備されていない、先日の代表質問の中でも落合議員が質問しておりましたが、甲府市のこの河床と草取り等をやっていただけるということですが、たぶん、その程度の工事をやっただけでは、おそらく、これは解決できないと私は考えております。

そういった中で、この巨額な、9億以上もかかる投資をした中で、今後これがどういうようになっているか、大坪地域の皆さん方はこれを造ったことで、だいぶ安心したとは思われますが、その安心した直後に、こういった状況がなされております。また、この池の工事についての、また再調査した結果、問題が生じた箇所があるということの中で、これは、その最初のコンサル会社に責任はどのくらいあるかどうか、今後の課題となってくると思いますが、そのへんについて、当初のコンサル会社についての対応はどのようにしていくか、ちょっとその意見をお聞きいたします。

○議長（保坂利定君）

答弁を求めます。

標建設部長。

○建設部長（標博司君）

荻野議員の再質問にお答えいたします。

当初設計業者につきましては、現在、検証業務を受けた結果をもちまして、照査をさせているところでございます。その段階でございますが、現在、当初設計者と市の共通認識といたしまして、不合理な部分があるというところは共通認識として持っております。そのあとでございますが、現在進めております精査を進める中で、今後対処方法なども併せて検討してまいりたいと考えております。

以上で答弁いたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

荻野謙一君。

○9番議員（荻野謙一君）

これはやるにつけて、地元の地域とか境川町の審議委員会とか協議をしたと思われませんが、私の調べた中では、境川の審議委員会も2010年の10月に第1回の定例会を行って、その終わった次の11月には、これコンサル会社に発注されているわけですね。そのたった1回の審議委員会の中で、なぜもっとこれだけの大きな事業をもっと、仮に下流が甲府市との協議も含めた中で、もっと慎重にこれをしなかったか。工事ありきで進めたような感じもいたします。そういった中で、境川町のその審議委員会の中にも、雨量についても40ミリから50ミリの降った経緯もあるよといっている中で、実際、このコンサル会社は何ミリ雨量が降った計算で、この調整池を設計したのか、そういったことも非常に疑問に考えております。その中で、その雨量の計算等、また地域の、要するに協議した内容、何回したかということをもた、もし部長の分かる範囲で答弁をお願いいたします。

○議長（保坂利定君）

答弁を求めます。

標建設部長。

○建設部長（標博司君）

荻野謙一議員の再質問にお答えをいたします。

協議につきましては、何回という数字は現在、ちょっと手元に資料がございませんので分かりかねますけれども、地域、地元の大坪区の意見なども聞きながら、最終的には全体の説明会をやったということでございます。

また、防災・減災につきましては、現在もそうですが、当時も喫緊の課題であったということから設計を急ぐ中で対応をしたというふうに聞き及んでおります。

以上、答弁いたします。

○議長（保坂利定君）

意見はありませんか。

荻野謙一君。

○9番議員（荻野謙一君）

今、私の聞いた雨量については、このコンサル会社の雨量についての計算はどうなんだろうかと。

○議長（保坂利定君）

意見で。質問は2回済みしました。意見で言ってください。

○9番議員（荻野謙一君）

今、答弁漏れだったので。答弁漏れ。

○議長（保坂利定君）

質問は2回で済んでいる。意見。

○9番議員（荻野謙一君）

それはまた、後日の中でまた資料をいただければと思います。

非常に、私の調べた中だけでも審議会はたった1回なんです。それも発注する1カ月前に1回しただけ。そういった中で、この9億以上かかる、この工事を、それだけ喫緊の対策だったか知らないけど、そのへんが私は非常に、この財源も特例債を95%、財源を投じている中で、もっと慎重にしなければならなかったということを私も考えております。

そういった中で、今後、市の中でもいろいろなそういった工事等、行われておりますし、また今後、出てくると思いますが、しっかりとそういった市民に説明のつく、またわれわれ議会にもちゃんと説明できる部分の中で、しっかりとそういった手続きを踏まえて、今後とも工事、そういった発注工事等を進めていただければ、私のほうも理解しやすいので今後ともよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（保坂利定君）

以上で、荻野謙一君の質疑および質問を終了します。

関連質疑および質問はありませんか。

（ な し ）

関連質疑および質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

再開を3時20分といたします。

休憩 午後 3時08分

再開 午後 3時20分

○議長（保坂利定君）

再開いたします。

次に、河野智子君の質疑および質問を許可します。

5番、河野智子君。

○5番議員（河野智子君）

日本共産党の河野智子です。

議長の許可をいただきましたので、通告に従い質問いたします。

まず、ひとり親家庭の生活状況を把握し必要な支援をについてです。

新型コロナウイルスの発生から1年以上が経過しました。この1年で生活の仕方もういぶん変化しました。人と会うときはマスクを着けることが当たり前の生活になりました。コロナに感染しないために、必要のない外出はしないようにと言われ、家にいる時間が多くなりました。今まで普通にできていたイベントや大勢での会食、団体旅行などの経済活動ができなくなったことで、多くの人が生活に困窮する事態となっています。

二度目の緊急事態宣言が出され、新規感染者は減ってきていますが、今も1都3県では緊急事態宣言が解除されていません。コロナ関連による倒産、失業者、自殺者の増加などの報道を聞かたびに胸が締め付けられる思いがします。非正規雇用の多い女性への影響が大きく、DV、虐待の増加、ストレスなどにより女性の自殺が増えているといい、特にひとり親の家庭では困窮する家庭が増えているといわれています。

新日本婦人の会では、昨年11月、緊急女性アンケート「コロナ禍での仕事の『困った』の声」を行い、全国から358人の回答が寄せられました。内容の特徴としては、非正規雇用の女性は解雇や仕事減・収入激減がほとんどで、シングル家庭の苦境が際立っています。

国、県、市はコロナ対策として市民の暮らしを応援する支援を行ってきていますが、その支援では十分でない人、支援策を知らずに受けられていない人もいます。

野村総合研究所が12月に行ったパート・アルバイトの女性の実態に関する調査では、休業支援金・給付金を知っているのに、「自分が対象になるのか分からなかったため申請していない」と回答した人が66.5%おり、支援制度について6割の人が「国や自治体による積極的な広報」と「説明や申請方法が分かりやすくなること」が必要と回答しています。

フードバンク山梨が子どものいる生活困窮世帯を対象に行ったアンケートでは、新型コロナウイルスの影響で収入が減少した世帯が6割、貯蓄が底をついた世帯が17%あり、母子家庭などの生活困窮が深刻化しているとの報道がありました。

コロナ禍の長期化により経済的困窮以外にも、家庭内で様々な問題が起きています。食べるものがなくなり、SNSでSOSを発信し支援を受けることができた事例もあると聞いておりますが、支援を求めたくても、どこに相談していいか分からないとの声も聞かれます。笛吹市は特にひとり親家庭の割合が多く、長引くコロナ禍の中で、引き続き支援が求められています。以下伺います。

(1) 市として、ひとり親家庭の雇用状況をどの程度把握しているでしょうか。

(2) ひとり親家庭は、コロナ禍前から一般家庭より収入が少なく、コロナ禍による経済的影響を受けやすい。家族に協力を求められず精神的に追い詰められることも考えられます。学校や保育園を通じて、ひとり親家庭の生活状況の把握、求められている支援を調査し、必要な支援を行っていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

(3) 笛吹市はコロナの支援策一覧を広報号外にして配布する等して、周知してきました。どこに相談していいか分からないとの声に応え、今、受けられる支援や相談窓口を一覧にして、周知してはどうでしょうか。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

飯島保健福祉部長。

○保健福祉部長（飯島尚美君）

河野智子議員の一般質問にお答えします。

まず、ひとり親家庭の雇用状況の把握についてです。

ひとり親家庭のうち、児童扶養手当の認定を受けている保護者については、毎年8月に提出される現況届により就労状況や就労先、収入について把握をしています。

次に、学校や保育園を通じたひとり親家庭の生活状況調査についてです。

ひとり親家庭の生活状況については、児童扶養手当の現況届で確認しています。また、学校

では家庭訪問、保育園では保護者との対話や子どもを観察することで生活状況の確認をしています。

その中で、気になる家庭の情報は市の家庭児童相談室に寄せられ、更なる調査が必要と判断した場合は保健師または家庭相談員が訪問の上、必要な支援につなげています。

そのため、改めてひとり親を対象とした調査を行う予定はありません。

次に、新型コロナ支援策の周知についてです。

国、県、市が行う新型コロナウイルス感染症に対応した支援策を、市民の皆さまに周知するため、昨年6月、広報ふえふきの号外を発行し、6月以降に実施した新生児特別定額給付金等については、その都度、広報ふえふきに掲載しています。

また、新たな支援策について即時に情報提供をするため、市ホームページに新型コロナウイルス感染症対策情報の特設ページを設けています。併せて、情報の拡散力が高いとされるSNSのツイッターを利用し、周知活動の強化にも取り組んでいます。

さらに、緊急的に周知する必要があったことから新型コロナウイルス感染防止対策、新型コロナウイルス感染症検査費用補助金、笛吹市小規模事業者支援金給付事業については、新聞折り込みによる情報発信も行いました。

今後も様々な媒体を活用し、支援策を分かりやすく周知することに努めていきます。

以上、答弁とします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

河野智子君。

○5番議員（河野智子君）

ただいまの答弁で、学校では家庭訪問を行って、気になる家庭では保健師などの方が再訪問するようなこともあるということだったんですけれども、弘前大学が行った青森県内のひとり親家庭のコロナ禍での実態調査で、約3割の親が収入減に陥り、特に高校生の子どもの持つ親の2割は進学を断念させるなど、子どもの進路にも深刻な影響があったとの報道がありました。これは青森県に限ったことではなくて、全国どこでも同じような状況にあるのではないのでしょうか。家庭訪問で分からないこともあると思うんですけれども、生活に困窮する家庭の子どもが進学を諦めなくてもよくなるような支援が必要だと考えます。

例えば、市独自の給付型奨学金制度の支援策などを取り入れてはどうかと考えるんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（保坂利定君）

答弁を求めます。

飯島保健福祉部長。

○保健福祉部長（飯島尚美君）

河野智子議員の再質問にお答えいたします。

今、ひとり親家庭の支援策といたしまして、母子父子寡婦福祉資金というのがございます。その中に学校、例えば高校ですとか大学等に進学する場合の就学支度資金ですね、入学に際しての支度資金、またはやはり学校に通っている間、貸付ができる就学資金というふうなものがございます。これにつきましては、無利子で貸し付けができて、学校卒業後、5年経ったところでの償還が始まるというふうなことです。まずはこういった福祉資金等の利用のと

ころを進めていきたいと考えます。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

河野智子君。

○5番議員（河野智子君）

無利子の貸付などで、お金を借りて進学できるような状況があればいいと思うんですけども、給付型というのもぜひ考えていただきたいと思います。

新型コロナウイルスは、感染者が減ったからといって経済活動を再開し、人の交流が増えると、また感染者が増える厄介なしろものです。ですから、新たな職を求めてもなかなか再就職が難しい面があります。

2月22日付け、山梨日日新聞の記事に非正規労働者が雇用の調整弁として真っ先に雇用を打ち切られ、昨年は75万人減少し、職を失ったか、休業状態に陥った人が多いとみられるとありました。そして今後、3月には有期雇用の契約期限を迎える企業が多く、契約を終了して失業者が急増する恐れがあり、対策が必要だとの日本労働弁護団弁護士の声を紹介していました。

長引くコロナ禍で引き続く支援が求められています。今回は、ひとり親家庭へのことを質問いたしましたけれども、このように真っ先に影響を受けやすい家庭、これはひとり親家庭だけではなくて、ふたり親家庭であっても困窮する家庭があります。ぜひ、そういった家庭の生活状況を把握し、必要な支援をしていただくことを求めて、次の質問に移ります。

次、ジェンダー平等社会の推進について質問します。

東京五輪・パラリンピック組織委員会、森喜朗元会長の女性蔑視発言が国内外に大きな波紋を広げました。この発言は多くの人から批判され、オリンピックのボランティア辞退や抗議の電話が相次ぎました。オリンピック憲章の定めるオリンピズムの根本原則は「権利および自由は人種、性別など、いかなる種類の差別も受けることなく確実に享受されなければならない。」と謳っており、この精神とも相容れないものです。

日本は、2019年に世界経済フォーラムによって発表された「ジェンダーギャップ指数」において153カ国中121位であり、ジェンダー平等が進んでいません。このジェンダーギャップ指数は、各国の政治・経済・教育・健康の4部門について男女にどれだけの格差が存在しているかを分析してスコア化し順位をつけたもので、日本は政治と経済が特に遅れています。

山梨県においても、女性の県会議員は1人しかおらず、女性議員が1人もいない自治体もあり、笛吹市の幹部職員の女性割合も決して高いとはいえません。

笛吹市では、平成18年より男女共同参画プランを策定し、男女が平等で対等なパートナーとして活躍できる社会の構築を目指してきましたが、十分な成果が出ているとはいえません。

第3次笛吹市男女共同参画プランに掲げた施策の達成状況確認のための市民アンケート結果を見ると、「男性は仕事、女性は家庭」という考えの方が3割おり、50代以上でその割合が高くなっています。男女の地位の平等について、男性のほうが優遇されているとの回答が多かったのは、政治の場、社会通念・慣習・しきたりなどで約7割でした。家庭生活、職場、法律や制度上でも4割の方が男性のほうが優遇されていると感じています。今後、笛吹市としてジェンダー平等をどのように進めていくのか、伺います。

(1) 山下市長は、森喜朗会長の発言をどう思ったのか。また、ジェンダー平等についてどのように考えているのでしょうか。

(2) 市民アンケートの結果からも政治の場、社会通念・慣習、法制度などで男性優位な現状があるとの回答がありました。どのように変えていくのでしょうか。

(3) 女性が働きやすい環境にするためには、職場・家庭・保育環境を整えるとともに、男性の育児休暇を取りやすくする必要があります。市男性職員の育児休暇取得率は、どうなっているのでしょうか。男性が育児休暇を取りやすくするための対策が取られているのでしょうか。

(4) ジェンダー平等について、学校ではどのように取り組まれているのでしょうか。

(5) ジェンダー平等を推進するためには、ジェンダーについて正しく理解する必要があると思いますが、どのように取り組まれているのでしょうか。

(6) 市の意思決定の場に一定程度、女性が必要だと思います。第4次笛吹市男女共同参画プランでは、市の管理職における女性の割合の目標値を30%としていますが、どのような対策が取られているのでしょうか。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

雨宮市民環境部長。

○市民環境部長（雨宮昭夫君）

河野智子議員の一般質問にお答えします。

まず、森喜朗会長発言とジェンダー平等についてです。

国際オリンピック委員会の提言する改革方針「オリンピックアジェンダ2020」では、提言11で「男女平等を推進する」とあり、この中で「オリンピック競技大会への女性の参加率50%を実現する」としています。

このような方針が示されている中で、東京オリンピック・パラリンピック大会組織委員会の森会長の発言については、山下市長はもちろん、私も誠に残念であると思います。

ジェンダー平等については、女性だけの問題ではなく、すべての人が差別なく、それぞれの力を十分に発揮し、平等で対等なパートナーとして、心豊かで安心な暮らしやすい社会を目指すことだと考えます。

次に、男性優位な現状の改善、ジェンダー平等を推進するための取り組みについてです。

本市では「市民が豊かで安心安全な生活を営み、市民だれもが相互に認め合い、住みやすく、子どもたちに輝く未来を託すことができる男女共同参画都市笛吹市」の実現を目指し、平成27年に男女共同参画都市を宣言しました。この宣言では「性別で役割や行動を固定されることなく、一人ひとりが持つ価値観の多様性を尊重しつつ、男女がその能力を公平に活かせる社会」を目標に掲げています。この目標を達成するため、男女共同参画計画を策定し、男女共同参画推進委員と協働で、推進活動に取り組んできました。

今後も、小学生に対する人権教室、出前講座や職員研修の開催などジェンダーについて学ぶ様々な機会を設け、対象ごとに普及啓発方法を工夫し、効果的な取り組みを進めます。

次に、市男性職員の育児休暇取得率についてです。

本市における男性職員の育児休業取得割合については、令和元年度では、対象者18人のうち1人が取得し、割合は5.6%です。

また、特別休暇として5日以内の範囲で取得できる育児参加休暇は、対象者18人のうち14人

が取得し、割合は77.8%です。

なお、今年度は、現在1人が育児休業中です。

今後も、男性職員に対し、制度について周知を図るとともに、積極的に活用できるような職場の環境づくりを一層推進していきます。

次に、学校での取り組みについてです。

学校では、道徳や家庭科など男女平等の人権意識を養ったり、キャリア教育を通じて、性別にとらわれず自分の意志で職業を選択する職業観を育んだりしています。

また、男女混合で班をつくり、日頃から協力してグループ学習や清掃活動を行うなど、性別による役割分担の意識を持たず、児童生徒が一人の人間として認め合い、個性と能力が発揮できるよう、教育活動を行っています。

次に、市の意思決定の場における女性参画の対策についてです。

令和2年度の管理職員数53人のうち、女性職員は6人で11.3%となっています。

また、市の意思決定会議である庁議、または市長懸案協議においては、議事に関する各担当のリーダーも出席します。市に、担当リーダーが81人いる中、女性は21人で、その割合は25.9%となっています。

今後も、意欲と能力のある女性職員を積極的に管理的地位へ登用することはもちろん、年齢・性別に捉われることなく、適材適所の考え方による職員配置を継続していきます。

なお、参考として過去4年間の市職員の新規採用者のうち、女性の割合は42.2%であり、それ以前の4年間の29.7%と比べ、大幅に上昇しています。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

河野智子君。

○5番議員（河野智子君）

男性職員の育児休暇取得率5.6%、また女性の管理職員数6人では、まだまだ低いと感じます。制度の周知とともに、男性も女性も働きやすい職場の整備には、性別を理由とする差別的取り扱いをするセクシャルハラスメントや妊娠した女性に対するマタニティハラスメント、子どもを持つ男性に対してのマタニティハラスメントなど、ハラスメント根絶のための取り組みと女性職員の昇任・昇格試験等への受験促進のための取り組みがされているか、お伺いいたします。

○議長（保坂利定君）

答弁を求めます。

雨宮総務課長。

○総務課長（雨宮和博君）

河野智子議員の再質問にお答えをいたします。

まず、女性職員の幹部登用でございますが、本市の場合、1級から2級、2級から3級というようにですね、すべての職階において昇任・昇格試験を行っております。これは県内でも、それを採用しているところはたぶん少ないということで、職員の試験による実証、また人事評価によって性差の別なく、その資格を与えるというようなスタンスで行っているところでございます。

また、幹部職員に限定して、課長試験で言いますと、やはり過去、3年前の試験では男性の受験率、資格があつて受験をするという職員が65%、女性は23.1%というようなものでございました。人事担当課、また各、その対象となる課長さん、部長さん方にですね、お願いをして、ぜひ女性であっても管理職等にチャレンジをしてほしいというようなお願いをしたところ、昨年度についてはですね、男性については66.7%とあまり変わっておりませんが、女性については33.3%と、10%ちょっと改善をしたということで、そうは言いましても、まだまだ女性の幹部職員への意欲といいますかですね、そういったものを上げるためには、様々な取り組みが必要なのかなと考えておりますので、引き続き性差の別なく適材適所へ配置できるよう、その道筋というものは、人事担当としてつけていきたいと考えているところでございます。

また、先ほど触れられましたハラスメントにつきましては、本市の場合、今から約4年前、29年の4月に職員のハラスメント予防対応マニュアルというものを作成をいたしました。そして、その対策委員会についても要綱を制定をして、対応をしてきたところでございます。昨年、人事院規則のほうですね、ハラスメントの対策についての人事院規則が公布をされておりますが、それを受けて、本市についてもですね、ハラスメント防止に関する要綱というのを正式に、12月、昨年ですが、制定を、公布をしたところでございます。

また、研修につきましても、コロナ禍ということで、なかなか研修ができなかったわけですが、去る2月の25日、26日にハラスメント防止の研修を行いました。全職員、会計年度も併せて対象としておりまして、参加が567人という、非常に大きい数字をいただいているところです。皆さん方がハラスメント、職員一人ひとりがハラスメントについても非常に興味を持って取り組んでいるということだと思います。引き続き、そのハラスメントの問題についてもですね、われわれ積極的に取り組んでいきたいと考えているところです。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

意見はありませんか。

河野智子君。

○5番議員（河野智子君）

これまでも政治家による女性蔑視発言はありましたが、会長を辞任するというのは初めてだったのではないのでしょうか。SNSの普及により、一般の人でも自分の声を発信しやすくなりました。性被害に対する「Me Too運動」、フラワーデモ、選択的夫婦別姓制度を求めるなど、社会を変えようという運動が広がっています。

その反面、政府が昨年12月に閣議決定した男女共同参画第5次計画での記述が、指導的な女性の割合を30%にする目標を2020年から20年代の可能な限り早急にとし、選択的夫婦別姓の導入を先送りするなど、後退しました。

山梨県は男女共同参画推進センターのぴゅあ富士とぴゅあ峡南を閉鎖し、ぴゅあ総合に集約する方針を出しました。このような方針は、男女共同参画推進とは逆行しているのではないのでしょうか。多くの女性団体や個人の方から方針の見直しを求める声があがっています。女性が声をあげやすくなっている反面、日本の政治はまだまだ男性主導であると感じます。今回のことがジェンダーへの関心を広め、理解を深めるきっかけになることを願い、質問を終わります。

○議長（保坂利定君）

以上で、河野智子君の質疑および質問を終了します。

関連質疑および質問はありませんか。

（ な し ）

関連質疑および質問を終わります。

ただいま、議題になっております議案第1号から議案第42号までの42案件については、お手元に配布してあります議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託をいたします。

以上で、本日の議事はすべて終了しました。

お諮りします。

明日3月4日から3月11日までは議案調査のため、休会としたいと思います。

これご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、明日3月4日から3月11日までは休会とすることに決定をいたしました。

次の本会議は3月12日、午後3時から再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時54分

令和 3 年

笛吹市議会第 1 回定例会

3 月 1 2 日

令和3年笛吹市議会第1回定例会

1. 議事日程(第4号)

令和3年3月12日
午後 3時00分開議
於 議 場

- | | | |
|-------|---------|---|
| 日程第 1 | 議案第 1 号 | 笛吹市行政組織条例の一部改正について |
| 日程第 2 | 議案第 2 号 | 笛吹市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 3 | 議案第 3 号 | 笛吹市地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について |
| 日程第 4 | 議案第 4 号 | 笛吹市移住定住お試し住宅条例の一部改正について |
| 日程第 5 | 議案第 5 号 | 笛吹市国民健康保険条例の一部改正について |
| 日程第 6 | 議案第 6 号 | 笛吹市学童保育室条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 議案第 7 号 | 笛吹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第 8 | 議案第 8 号 | 笛吹市介護保険条例の一部改正について |
| 日程第 9 | 議案第 9 号 | 笛吹市指定居宅介護支援等の事業に関する基準等を定める条例の一部改正について |
| 日程第10 | 議案第10号 | 笛吹市都市公園条例の一部改正について |
| 日程第11 | 議案第11号 | 笛吹市水道事業の設置等に関する条例等の一部改正について |
| 日程第12 | 議案第12号 | 令和2年度笛吹市一般会計補正予算(第11号)について |
| 日程第13 | 議案第13号 | 令和2年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算(第5号)について |
| 日程第14 | 議案第14号 | 令和2年度笛吹市介護保険特別会計補正予算(第4号)について |
| 日程第15 | 議案第15号 | 令和2年度笛吹市水道事業会計補正予算(第4号)について |
| 日程第16 | 議案第16号 | 令和2年度笛吹市公共下水道事業会計補正予算(第4号)について |
| 日程第17 | 議案第17号 | 令和2年度笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計補正予算(第1号)について |
| 日程第18 | 議案第18号 | 令和2年度笛吹市簡易水道事業会計補正予算(第1号)について |
| 日程第19 | 議案第40号 | 変更契約の締結について(新道峠展望台整備工事(債務)) |
| 日程第20 | 議案第41号 | 市道廃止について |
| 日程第21 | 議案第42号 | 市道認定について |

2. 出席議員は次のとおりである。（19名）

1番	岡	由	子	2番	落	合	俊	美		
3番	山	田	宏	司	4番	河	野	正	博	
5番	河	野	智	子	6番	武	川	則	幸	
7番	神	澤	敏	美	8番	神	宮	司	正	人
9番	荻	野	謙	一	10番	古	屋	始	芳	
11番	野	澤	今	朝	幸	12番	中	村	正	彦
13番	海	野	利	比	古	14番	渡	辺	清	美
15番	中	川	秀	哉	16番	前	島	敏	彦	
17番	小	林		始	18番	渡	辺	正	秀	
19番	保	坂	利	定						

3. 欠席議員

（ な し ）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（19名）

市	長	山	下	政	樹	副	市	長	小	澤	紀	元				
教	育	長	望	月	栄	一	総	務	部	長	須	田	徹			
総合政策部	長	深	澤	和	仁	会	計	管	理	者	石	原	和	加	子	
市民環境部	長	雨	宮	昭	夫	保	健	福	祉	部	長	飯	島	尚	美	
福祉事務所	長	赤	尾	好	彦	産	業	観	光	部	長	小	宮	山	和	人
建設部	長	標		博	司	公	営	企	業	部	長	西	海	好	治	
教育部	長	宇	佐	美	正	博	総	務	課	長	雨	宮	和	博		
政策課	長	水	谷	和	彦	財	政	課	長	返	田	典	雄			
消防	長	矢	崎	丈	司	代	表	監	査	委	員	横	山	祥	子	
農業委員会	会	三	枝	啓	一											

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3名）

議	会	事	務	局	長	田	中	親	吾
議	会	書	記	霜	村	直	人		
議	会	書	記	横	山	慶			

○議長（保坂利定君）

ただいまの出席議員は19名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議においても新型コロナウイルス感染防止のため、マスク着用のまま会議を行います。

発言する場合のマスク着用は、個々の判断に委ねます。

直ちに日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○議長（保坂利定君）

日程第1 議案第1号から日程第21 議案第42号までを一括議題とします。

本案については今定例会初日2月19日に上程され、その後に各常任委員会に審査を付託してありますので、それぞれの常任委員長から審査の結果について報告を求めます。

はじめに総務常任委員会に付託しております案件について、委員長から審査結果の報告を求めます。

総務常任委員長、神宮司正人君。

○総務常任委員長（神宮司正人君）

議長より、総務常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので、報告をいたします。

去る3月3日の本会議において、本委員会に付託されました審査案件について、3月5日、8日の2日間の日程により委員会を開会し、委員出席のもと、関係当局の出席を求め審査をいたしました。

審査にあたり、質疑・意見等がありましたので、主なものを報告いたします。

議案第2号 「笛吹市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」

総務部総務課の審査では、「夏季休暇を取得する場合、期間が7月から10月となっているが、連続して取得をしてもよいのか。」という質問があり、「1日ずつ取得してもよいし、有給休暇を利用して連続で取得することもできる。」との説明がありました。また、「リフレッシュの意味もあるので、連続してなるべく長い期間、休暇を取得してほしい旨、指導および環境づくりをしている。」との説明がありました。

議案第12号 「令和2年度笛吹市一般会計補正予算（第11号）について」

総務部総務課の審査では、歳入の部「まちづくり寄附金」について詳細な説明を求めたところ、1月1日現在13件あり、本年は「コロナ対策として」とするご寄附、また高額なご寄附も多いことで、例年に比べ合計金額が増えている旨、説明がありました。

議案第4号 「笛吹市移住定住お試し住宅条例の一部改正について」

総合政策部企画課の審査では、笛吹市移住定住お試し住宅（上芦川）についての利用実績について質問があり、上芦川お試し住宅は使用していない旨、説明がありました。また、廃止後の利用方法は検討をしているのかとの質問があり、老朽化が進んでおり取り壊す旨、説明がありました。

議案第12号 「令和2年度笛吹市一般会計補正予算（第11号）について」

総合政策部企画課の審査では、「ふるさと納税寄附金」について、返礼品の「シャインマスカット」は、いつ返礼するのかとの質問があり、収穫時期に併せて返礼する旨、説明がありました。

また、本年度のふるさと納税寄附件数は何件あるかとの質問があり、約10万件以上あるとの説明がありました。

それから、約10万件以上の方がリピーターとして、令和3年度も寄附する可能性は、との質問があり、いかにリピーターを増やすか、先進事例などを参考に検討するとともに、魅力ある返礼品を取り揃え、今年度以上の寄附額を目指す旨、説明がございました。

以上、主な説明および質疑・意見等について報告をいたしました。

それでは、審査結果を申し上げます。

議案第1号 「笛吹市行政組織条例の一部改正について」、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第2号 「笛吹市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第3号 「笛吹市地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第4号 「笛吹市移住定住お試し住宅条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第12号 「令和2年度笛吹市一般会計補正予算（第11号）について」、総務部および支所所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

総合政策部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

消防本部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第40号 「変更契約の締結について（新道峠展望台整備工事（債務）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

以上、総務常任委員会委員長報告といたします。

○議長（保坂利定君）

以上で、総務常任委員長の報告は終わりました。

これより、討論および採決を行います。

この際、申し上げます。

議案第12号 「令和2年度笛吹市一般会計補正予算（第11号）について」につきまして、各常任委員会に分割付託しておりますので、3常任委員長の報告終了後に討論および採決を行います。

議案第1号を議題とし、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結します。

これより議案第1号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数です。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。
議案第2号から議案第4号までを一括議題といたします。
お諮りします。

本3案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。
これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)
異議なしと認めます。
お諮りします。

本3案についての委員長報告は可決です。
本3案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なし。の声)

異議なしと認めます。
よって、議案第2号から議案第4号までは原案のとおり可決されました。
議案第40号を議題といたします。
お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。
これにご異議ありませんか。
(異議なし。の声)

異議なしと認めます。
お諮りします。
本案についての委員長報告は可決です。
本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)
異議なしと認めます。
よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

次に教育厚生常任委員会に付託しております案件について、委員長から審査結果の報告を求めます。

教育厚生常任委員会委員長、武川則幸君。

○教育厚生常任委員長(武川則幸君)

議長より、教育厚生常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので、報告をいたします。

去る3月3日の本会議において、本委員会に付託されました議案審査について、3月5日、8日の2日間の日程により委員会を開会し、委員出席のもと、関係当局の出席を求め審査いたしました。

審査にあたり、質疑・意見等がありましたので、主なものを報告いたします。

議案第12号 「令和2年度笛吹市一般会計補正予算(第11号)について」では、保健福祉部の子育て支援課の審査では、放課後児童健全育成事業、石和西小学校学童保育室改修事業において、石和西小、学童保育室改修工事費不足分について、具体的にどのような要因かとの問いに対し、給食棟の改修において、ダクト等の設備の撤去費用や、水回りの床勾配についての設計の見直しなどであるとの回答がありました。

教育委員会の教育総務課の審査では、小学校施設整備事業、小学校施設計画的改修事業の、八代小特別教室空調設備設置工事について、さらに説明を求めたところ、理科室、音楽室についての改修で2台を予定しており、教室の広さが各々約130平方メートルで、部屋の高さもあるので設計上では、1台、約300万円程度であるとの回答がありました。また、市内小中学校特別教室の空調設置率はどのくらいかとの問いに対し、現在、全体の42%、今後、一括で対応することも視野に入れて検討しているとの回答がありました。

議案第13号 「令和2年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について」

市民環境部の国民健康保険課の審査では、令和2年度の国民健康保険特別会計ではコロナ禍において、現状をどのようにとらえているかとの問いに対し、給付費は例年に加えて減少している。調定額はコロナ禍における減免を行った関係で、昨年度よりは減少しているが、収納率は、昨年度の同時期に比べて、上回る数字となっているとの回答がありました。

以上、主な説明および質疑・意見等について報告いたしました。

それでは、審査結果を申し上げます。

議案第5号 「笛吹市国民健康保険条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第6号 「笛吹市学童保育室条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第7号 「笛吹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第8号 「笛吹市介護保険条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第9号 「笛吹市指定居宅介護支援等の事業に関する基準等を定める条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第12号 「令和2年度笛吹市一般会計補正予算（第10号）について」、保健福祉部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

市民環境部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

教育委員会所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第13号 「令和2年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第14号 「令和2年度笛吹市介護保険特別会計補正予算（第4号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

以上、教育厚生常任委員会委員長報告といたします。

○議長（保坂利定君）

以上で、教育厚生常任委員長の報告は終わりました。

これより討論および採決を行います。議案第12号につきましては、先ほど申し上げたとおり各常任委員会に分割付託しておりますので、3常任委員長の報告終了後に討論および採決を行います。

議案第5号から議案第9号までを一括議題といたします。

お諮りします。

本5案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

お諮りします。

本5案についての委員長報告は可決です。

本5案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第5号から議案第9号までは原案のとおり可決されました。

議案第13号および議案第14号を一括議題といたします。

お諮りします。

本2案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

お諮りします。

本2案についての委員長報告は可決です。

本2案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第13号および議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、建設経済常任委員会に付託しております案件について、委員長から審査結果の報告を求めます。

建設経済常任委員会委員長、小林始君。

○建設経済常任委員長（小林始君）

議長より、建設経済常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので、報告をいたします。

去る3月3日の本会議において、本委員会に付託されました議案審査について、3月5日および8日の2日間の日程により委員会を開会し、委員出席のもと、関係当局の出席を求め審査いたしました。

審査にあたり、質疑・意見等がありましたので、主なものを報告いたします。

議案第10号 「笛吹市都市公園条例の一部改正について」

建設部・まちづくり整備課の審査では、「今回の条例改正」で3カ所の公園を都市公園とすることによるメリットについて尋ねたところ、自然公園以外の公園が都市公園とその他公園に分類されている。近年、都市公園は社会資本として、防災的な面、景観的な面、子育て・教育効果など国で示されている9項目の効果が期待されている。

また、現状整備されている公園は、10年・20年が経過しており機能を維持するためには施設の更新や継続的な修繕が必要となるが、都市公園とすることにより国の補助金の活用や地方債を発行することが新たにでき、機能維持や機能向上が図られるとの説明がありました。

議案第12号 「令和2年度笛吹市一般会計補正予算（第11号）について」

産業観光部・観光商工課の審査では、「観光宣伝事業」の無尽でお助け めざせ！みんなで100億円キャンペーンの上乗せ事業のクーポンの有効期限および繰越明許理由について尋ねたところ、利用期間が令和3年2月28日までのクーポンはいったん終了し、3月から新たにグリーンゾーン認証を取得した施設を対象に加えた県の事業が再開され、令和3年度も継続となり、市も県と歩調を合わせて上乗せ事業を実施するために、繰越明許を行ったとの説明がありました。

産業観光部・農林土木課の審査では、「県営土地改良事業」の完了年度について尋ねたところ、県営事業の計画は、畑地帯総合整備計画の黒駒西地区が令和6年度、藤垚地区が令和8年度、一宮南部地区が令和9年度、御坂桃源の郷地区が令和10年度、梅沢・日向山地区が令和7年度、八千蔵・蕎麦塚地区が令和10年度となっている。また、中山間地域総合整備事業の黒駒東地区が令和6年度となっているとの説明がありました。

公営企業部の審査では、「温泉事業会計補助金」について詳しい内容の説明を求めたところ、新型コロナウイルス拡大に伴う事業者支援の一環として、市営春日居地区温泉の給湯を行っているホテル・旅館事業者7者に対して、令和2年4月から7月分および令和3年1月から2月分の使用料の一部について、減免措置を行ったことによる温泉使用料の減収分、ならびに温泉給湯事業全体の運営費の赤字分に対する補填として、一般会計から温泉給湯事業会計へ補助するものであるとの説明がありました。

以上、主な説明および質疑・意見等について報告をいたしました。

なお、3月5日には、議案第41号「市道廃止について」および議案第42号「市道認定について」の現地調査を行いました。

それでは、審査結果を申し上げます。

議案第10号「笛吹市都市公園条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第11号「笛吹市水道事業の設置等に関する条例等の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第12号「令和2年度笛吹市一般会計補正予算（第11号）について」のうち、産業観光部および農業委員会所管の項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

建設部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

公営企業部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第15号「令和2年度笛吹市水道事業会計補正予算（第4号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第16号「令和2年度笛吹市公共下水道事業会計補正予算（第4号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第17号「令和2年度笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計補正予算（第1号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第18号「令和2年度笛吹市簡易水道事業会計補正予算（第1号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第41号「市道廃止について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第42号「市道認定について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

以上、建設経済常任委員会委員長報告といたします。

○議長（保坂利定君）

以上で、建設経済常任委員長の報告が終わりました。

これより討論および採決を行います。議案第12号につきましては、先ほど申し上げたとおりであります。

議案第10号を議題といたします。

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

お諮りします。

本案についての委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号を議題とし、討論を行います。

はじめに渡辺正秀君の反対討論を許します。

18番、渡辺正秀君。

○18番議員（渡辺正秀君）

議長の許可をいただきましたので、議案第11号「笛吹市水道事業の設置等に関する条例等の一部改正について」、反対討論を行います。

本改正案は、公営企業部の業務課を業務課と新設する企業会計課に分けるものであります。同時に企業会計課長は、財政課長が兼任し、同課の職員の執務場所は総合政策部財政課に置くということでございます。組織原則から見て、誠に珍しい奇異な組織変更だと感じております。

まず第1に、企業会計課の上司は誰であるのか。条例上は、これは明らかなように、公営企業部に公営企業会計課を置くこととされていることから、公営企業部長が上司になる、これは当然でございます。しかし、課長は総合政策部財政課長が兼任し、執務場所は総合政策部財政課に置くということであるから、実質的な上司は総合政策部長になることが考えられるということでもあります。こうした、非常に分かりにくい状況、組織原則からの逸脱だと思います。

2つ目に、財政課と事業課の関係、事業課は各課の目的に沿って、よりよい事業を行おうと努力する。一方、財政課は市全体の財政状況を考慮し、業務課の計画を精査いたします。すなわち事業課と財政課は緊張関係にあり、その緊張関係のもとで、市政の適正な執行が可能になると思います。

今回の組織変更は、この緊張関係を壊すことになる可能性が大きいと思います。公営企業部の中で、例えば水道事業、公営企業部は水道法の目的が掲げる清浄にして豊富で安い水の供給のために仕事をいたします。一方で、財政課は市の財政状況を総合的に勘案しつつ精査していきます。この緊張関係のもとで適正な予算配分が行われるのであると思います。

しかし、企業会計課が総合政策部財政課のもとに置かれることになれば、この緊張関係は壊されると思います。

3つ目に、この組織改革の動機の1つは、私が指摘し、改善された水道下水道会計消費税不利申告の問題があると思います。公営企業会計担当者は、公営企業会計全般については、詳しく、しっかりやっていたと思いますが、消費税申告関係では市にとって不利な、山梨税務署の指導もあり、有利申告のための会計処理となっておりませんでした。

しかし、1年間に及ぶ私とのやりとり、そして公営企業会計専門家の指導を仰ぐ中で、公営企業部の会計に関するスキルは大いに高まったと確信しております。

この件に関して、財政課も公営企業部と同様、合併以来、不利な会計処理に気付かなかった、総合政策部財政課がスキルを上げるために、こうした措置を取るというのはどうかと思います。総合政策部財政課が出ていくのではなく、公営企業部自体の一層のスキルアップを進めることが必要だと思います。

4つ目に、現場は清浄にして豊富で安い水の供給、公衆衛生の向上等、水道事業等の目的を重視する。一方、財政課は公営企業への繰り出しを抑えようとしています。私は、今回の組織変更は水道料金の大幅再値上げをやりやすくするための組織変更でもあると推測するものがあります。

そして最後に、権限と業務分掌の総合政策部への一極集中という問題であります。この間、財政と新規計画、そして政策的計画が総合政策部に集中されてきました。また、プロジェクトチームの導入も盛んになっているが、これも総合政策部が中心である。計画は総合政策部、計画が出来上がって業務をこなすのは事業課、そういう構造になっているように私は感じるものであります。そうであるならば問題は何か。1つは現場の経験や問題意識が反映されにくくなること。もう1つは、現場を含む職員全体の意欲を高めることにはならないという問題。このように感じます。

以上、指摘したとおり本条例改正による組織変更は組織原則に反し、マイナス効果が危惧されるものであります。同時に今回の組織変更は権限と業務分掌の一極集中の象徴的な変更であることを指摘し、反対討論といたします。

○議長（保坂利定君）

次に、賛成討論を許します。

（ な し ）

討論を終結します。

これより議案第11号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数です。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第15号から議案第18号までを一括議題といたします。

お諮りします。

本4案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

お諮りします。

本4案については、委員長報告は可決です。

本4案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第15号から議案第18号までは原案のとおり可決されました。

議案第41号および議案第42号を一括議題といたします。

お諮りします。

本2案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

お諮りします。

本2案についての委員長報告は可決です。

本2案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第41号および議案第42号は原案のとおり可決されました。

以上で、各常任委員会に付託いたしました議案の採決が終了いたしました。

これより、各常任委員会に分割付託いたしました議案第12号「令和2年度笛吹市一般会計補正予算(第11号)について」を議題といたします。

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

お諮りします。

本案についての委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議事はすべて終了しました。

お諮りします。

明日3月13日から3月22日までは議案調査のため、休会といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、明日3月13日から3月22日までは休会とすることに決定いたしました。

次の本会議は3月23日、午後3時から再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。
ご苦労さまでした。

散会 午後 3時39分

令和 3 年

笛吹市議会第 1 回定例会

3 月 23 日

令和3年笛吹市議会第1回定例会

1. 議事日程(第5号)

令和3年3月23日
午後 3時00分開議
於 議 場

- | | | |
|-------|--------|---------------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第19号 | 令和3年度笛吹市一般会計予算について |
| 日程第 2 | 議案第20号 | 令和3年度笛吹市国民健康保険特別会計予算について |
| 日程第 3 | 議案第21号 | 令和3年度笛吹市介護保険特別会計予算について |
| 日程第 4 | 議案第22号 | 令和3年度笛吹市介護サービス特別会計予算について |
| 日程第 5 | 議案第23号 | 令和3年度笛吹市後期高齢者医療特別会計予算について |
| 日程第 6 | 議案第24号 | 令和3年度笛吹市農業集落排水特別会計予算について |
| 日程第 7 | 議案第25号 | 令和3年度笛吹市境川観光交流センター特別会計予算について |
| 日程第 8 | 議案第26号 | 令和3年度笛吹市森林経営管理特別会計予算について |
| 日程第 9 | 議案第27号 | 令和3年度笛吹市黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について |
| 日程第10 | 議案第28号 | 令和3年度笛吹市大積寺山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について |
| 日程第11 | 議案第29号 | 令和3年度笛吹市稲山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について |
| 日程第12 | 議案第30号 | 令和3年度笛吹市牛ヶ額恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について |
| 日程第13 | 議案第31号 | 令和3年度笛吹市大口山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について |
| 日程第14 | 議案第32号 | 令和3年度笛吹市崩山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について |
| 日程第15 | 議案第33号 | 令和3年度笛吹市名所山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について |
| 日程第16 | 議案第34号 | 令和3年度笛吹市春日山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について |
| 日程第17 | 議案第35号 | 令和3年度笛吹市兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について |
| 日程第18 | 議案第36号 | 令和3年度笛吹市水道事業会計予算について |
| 日程第19 | 議案第37号 | 令和3年度笛吹市宮春日居地区温泉給湯事業会計予算について |
| 日程第20 | 議案第38号 | 令和3年度笛吹市公共下水道事業会計予算について |
| 日程第21 | 議案第39号 | 令和3年度笛吹市簡易水道事業会計予算について |
| 日程第22 | 発議第1号 | 笛吹市議会会議規則の一部改正について |

日程第23 議案第43号 笛吹市介護保険条例の一部改正について
日程第24 議案第44号 令和2年度笛吹市一般会計補正予算（第12号）について
日程第25 同意第1号 教育委員会教育長の任命について
日程第26 同意第2号 固定資産評価員の選任について
日程第27 同意第3号 黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について
日程第28 同意第4号 牛ヶ額恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について
日程第29 閉会中の継続審査について

2. 出席議員は次のとおりである。（19名）

1番	岡	由	子	2番	落	合	俊	美		
3番	山	田	宏	司	4番	河	野	正	博	
5番	河	野	智	子	6番	武	川	則	幸	
7番	神	澤	敏	美	8番	神	宮	司	正	人
9番	荻	野	謙	一	10番	古	屋	始	芳	
11番	野	澤	今	朝	幸	12番	中	村	正	彦
13番	海	野	利	比	古	14番	渡	辺	清	美
15番	中	川	秀	哉	16番	前	島	敏	彦	
17番	小	林	始		18番	渡	辺	正	秀	
19番	保	坂	利	定						

3. 欠席議員

（ な し ）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（17名）

市 長	山 下 政 樹	副 市 長	小 澤 紀 元
教 育 長	望 月 栄 一	総 務 部 長	須 田 徹
総合政策部長	深 澤 和 仁	会 計 管 理 者	石 原 和 加 子
市民環境部長	雨 宮 昭 夫	保健福祉部長	飯 島 尚 美
福祉事務所長	赤 尾 好 彦	産業観光部長	小 宮 山 和 人
建 設 部 長	標 博 司	公営企業部長	西 海 好 治
教 育 部 長	宇 佐 美 正 博	総 務 課 長	雨 宮 和 博
政 策 課 長	水 谷 和 彦	財 政 課 長	返 田 典 雄
消 防 長	矢 崎 丈 司		

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3名）

議会事務局長	田 中 親 吾
議 会 書 記	霜 村 直 人
議 会 書 記	横 山 慶

○議長（保坂利定君）

ただいまの出席議員は19名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日、傍聴と撮影の申請があり、これを許可しましたので報告いたします。

傍聴人に申し上げます。

傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので静粛に願います。

また携帯電話の電源は切るか、マナーモードに設定していただくようお願いをいたします。

なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法の規定により退場を命じますので念のため申し添えます。

本日の会議においても新型コロナウイルス感染防止のため、マスク着用のまま会議を行います。

発言する場合のマスク着用は、個々の判断に委ねます。

直ちに日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

報告事項を申し上げます。

本日、代表監査委員 横山祥子君および農業委員会会長 三枝啓一君より欠席届が提出され、これを受理しましたので報告いたします。

○議長（保坂利定君）

日程第1 議案第19号から日程第21 議案第39号までを一括議題といたします。

本案については今定例会初日2月19日に上程され、その後に各常任委員会に審査を付託してありますので、それぞれの常任委員長から審査の結果について報告を求めます。

はじめに総務常任委員会に付託してあります案件について、委員長から審査結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、神宮司正人君。

○総務常任委員長（神宮司正人君）

議長より、総務常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので、報告をいたします。

去る3月3日の本会議において、本委員会に付託されました議案審査について、3月15日、16日、17日の3日間の日程により委員会を開会し、委員出席のもと、関係当局の出席を求め審査をいたしました。

審査にあたり、質疑・意見等がありましたので、主なものを報告いたします。

議案第19号 「令和3年度笛吹市一般会計予算について」

総務部総務課の審査では、国庫委託金および県委託金等の法定受託事務について経費が補償されているかとの質問があり、国庫委託金の自衛官募集事務委託員については、募集に関する事務等が対象となる。また、県委託金については、100を超える各種の移譲事務があり、前年度の実績に応じて交付されるが、経費に対してその全額が補填されるとは言えず、市の一般財源を充てることが生じる旨の説明がございました。

また、選挙費県委託金の算出根拠について質問があり、有権者数等の実態に、県から示される選挙執行経費の算出基準を用いて算出される旨の説明がありました。

総務部防災危機管理課の審査では、地区防災計画およびわが家の災害時行動計画において策定支援をするモデル地区は1 指定避難所、5 行政区程度を考えているとの説明があったが具体的に決まっているかとの質問があり、指定避難所やそこが避難先となる行政区については、今からお願いをしていくが、自主防災組織が整っている行政区から選定をしていくとの説明がありました。また、浸水想定区域や土砂災害区域ではない一般区域の複数の行政区が使用する指定避難所から選定するとの説明がありました。

総務部管財課の審査では、八代分庁舎照明改修工事について質問があり、「現在蛍光灯である箇所、すべてをLED照明に改修する。」との説明がありました。

八代分庁舎駐車場舗装工事について質問があり、「設計については新年度になってから行う。」との説明がありました。

また、行政バス運行事業の中で行政バス1 台の入れ替えについて質問があり、「17 年を経過し、老朽化が著しく更新の必要がある。例年の利用状況を勘案し、経費等について購入と外部委託との比較を行った結果、購入のほうが安価であった。」との説明がありました。

委員からは、「保育所、小中学校生徒が使用しており安全性や利便性の面から考えるとよいのではないか。」といった意見がある一方、「コロナ禍において財政面で苦慮している中での入れ替えはいかがなものか。また市内のバス運行事業者などが市に支援を求めているさなかであり、市民感情からもういかがなものか」との意見や、「入れ替えに際しては時期等を十分精査する中で検討するように。」との意見がありました。

これに対し、「市民の利便性やコスト面を考慮して対応していきたい。」との説明がありました。

総合政策部政策課の審査では、地方創生総合戦略調整事業について質問があり、戦略会議は6 人の委員で構成し、そのほとんどが子育て世代であり、第2 期の計画は、子育て世代や若者をターゲットとしているので、実際に子育てをしている方々に議論をしていただくことで、市の取り組みに生かすことができるとの説明がありました。

また、業務効率化事業について質問があり、令和2 年度は、市役所業務について調査を行い、この結果を基に、令和3 年度は業務委託により、業務改善を作成する。令和4 年度以降、業務改善を具体的に進めていくとの説明がありました。

総合政策部企画課の審査では、子育て世代住宅取得補助事業について質問があり、令和2 年度の補助件数は、3 月15 日現在149 件、うち新築物件が139 件、中古物件が10 件であるとの説明がありました。

また、シティプロモーション事業について質問があり、四季折々の映像6 本程度を作成し、ホームページおよび市のイベント等で活用していくとの説明がありました。

消防本部の審査では、消防車両等整備事業について質問があり、消防本部が所有する35メートル級はしご付き消防自動車の2 回目のオーバーホールを行うと説明がありました。オーバーホールについては、初回が運用開始からおおむね7 年、2 回目が初回から5 年、3 回目がさらに5 年の3 回まで実施が可能と説明がありました。はしご付き自動車の運用予定期間は、20 年を想定しており、機能特性から見て大型化多重量、装備の精密さにより精密な点検整備をすることが不可欠であり、不具合事項を除去し安全に使用できる車両にしておくためにオーバーホー

ルは必要なものであると説明がありました。

市民環境部戸籍住民課の審査では、個人番号カード事務事業について、マイナンバーカードの交付率という質問があり、全国の交付率は2月1日現在25.2%であり、山梨県の交付率は2月21日現在23.7%、笛吹市の交付は2月末現在24.2%であると説明がありました。また、全国平均と比較すると山梨県の平均は低くなっているため、さらなる周知が必要と説明がありました。

市民環境部市民活動支援課の審査では、地域振興促進助成事業について質問があり、1団体につき最大100万円で最長3年間まで利用できるの説明がありました。今までは補助金を受けた団体を対象に交流会を実施していましたが、コロナの影響もあり利用団体が減少しているため、今後はチラシの回覧等により、より広く制度について多くの皆さまに知ってもらえるようにしていきたいと説明がありました。

なお、令和3年請願第1号「日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める請願」については、継続審査となりました。

以上、主な説明および質疑・意見等について報告をいたしました。

それでは、審査結果を申し上げます。

議案第19号「令和3年度笛吹市一般会計予算」についてのうち、総務部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

各支所所管項目について、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定。

総合政策部所管項目について、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定。

会計課所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

消防本部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

市民環境部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議会事務局所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

以上、総務常任委員会委員長報告といたします。

○議長（保坂利定君）

以上で、総務常任委員長の報告は終わりました。

この際、申し上げます。

議案第19号「令和3年度笛吹市一般会計予算について」につきましては、各常任委員会に分割付託しておりますので、3常任委員長の報告終了後に討論および採決を行います。

次に、教育厚生常任委員会に付託しております案件について、委員長から審査結果の報告を求めます。

教育厚生常任委員会委員長、武川則幸君。

○教育厚生常任委員長（武川則幸君）

それでは、議長より教育厚生常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので、報告いたします。

今定例会において、本委員会に付託されました議案のうち、令和3年度一般会計当初予算案ならびに特別会計予算案について、3月15日、16日、17日の3日間の日程で委員会を開会し、委員出席のもと、関係当局の出席を求め審査いたしました。

審査にあたり、何点か質疑・意見等がありましたので、主なものを報告いたします。

議案第19号「令和3年度笛吹市一般会計予算について」

保健福祉部の健康づくり課の審査では、新型コロナウイルス感染症対策事業および新型コロナウイルス感染症予防接種事業について、集団接種の会場と医師に支払う報酬について説明を求めたところ、集団接種は市が実施主体となっていくもので、現時点では集団接種の会場として笛吹中央病院の施設を借りることを予定している。病院の外来診療のない土曜日、もしくは日曜日を予定している。市内各病院では個別接種という形で行い、集団接種会場は、笛吹中央病院1カ所で準備をしている。また、個別接種については実施主体は個別の病院で、市内病院8カ所のうち5カ所を予定している。また、それ以外の開業医でもファイザー社のワクチンが接種可能になったので、実施可能な医療機関には手をあげていただいているが、事務的な手続き等でまだ決定にはなっていないとの回答がありました。また、集団接種の医師の報酬は、1時間当たり1万円を予定している。医師については医師会にお願いして当番制となる予定であるとの回答がありました。

さらに、委員より集団接種は1日何人程度受け入れられるかとの問いに対し、現在の予定で実施したと仮定すると、半日で約240人を予定している。待機時間等も考え、無理のない体制を予定しているとの回答がありました。

また、65歳以上のワクチンの接種体制についての問いに対し、ワクチンが予定どおり届くと仮定し、集団接種、個別接種を市内約20カ所で行ったとして、8月末頃に接種率80%、2回の接種ができる計画を組んでいるとの回答がありました。

教育委員会所管において、学校教育課では、教育費、教育総務費、義務教育費、スクールバス運営事業、御坂スクールバス運営事業、備品購入費、スクールバス購入費について、現在の市のスクールバスの台数はとの問いに対し、御坂が2台、八代1台、境川1台、芦川1台であるとの回答があり、さらに委員より、民間委託などの方法については検討した経過があるかとの問いに対し、境川は現在民間委託をしている。トータル的に考えて、長く使用していること、また現在においては、正規職員の運転手もいることから、今のところ、自前でしたほうが経費的にも良いという考えであるとの回答がありました。委員からは、今後もよく検討するようにとの意見がありました。

議案第25号 「令和3年度笛吹市境川観光交流センター特別会計予算について」

市民環境部所管では、環境推進課において、歳入の使用料及び手数料、地域振興施設使用料について、境川観光交流センター使用料が昨年に比べ減額となっていることについて質問したところ、主な理由として、コロナ禍の影響を受け、緊急事態宣言や外出自粛の影響を受け、営業時間の短縮等を行っており、当初の入館者数、約6万人の見込みにに対し、現在の今年度の見込みは約2万人程度であり、利用人数の低下が主な要因であるとの回答がありました。また、委員より、日が長くなり、農家も忙しくなる時期に入ってきている。営業時間短縮により、現在は午後7時までの営業になっているが、コロナの状況もあるが、今後の状況により営業時間の延長も考えても良いのではとの問いに対し、またコロナの状況をよくみながら検討していくとの回答がありました。

また、委員1名より議案第20号 「令和3年度笛吹市国民健康保険特別会計予算」について、「税率据え置きや市独自の減免案のない新年度予算案に対しては反対である。」との反対討論がありました。

なお、令和2年請願第1号 「高すぎる国民健康保険税の引き下げを求める請願について」は、継続審査となり、1年間継続審査となったため、先例により審議未了となりました。

それでは、審査結果については次のとおりです。

議案第19号 「令和3年度笛吹市一般会計予算」について、保健福祉部所管項目について、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定。

市民環境部所管項目について、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定。

教育委員会所管項目について、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第20号 「令和3年度笛吹市国民健康保険特別会計予算」について、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第21号 「令和3年度笛吹市介護保険特別会計予算」について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第22号 「令和3年度笛吹市介護サービス特別会計予算」について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第23号 「令和3年度笛吹市後期高齢者医療特別会計予算」について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第25号 「令和3年度笛吹市境川観光交流センター特別会計予算」について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

以上をもちまして、委員長報告といたします。

○議長（保坂利定君）

以上で、教育厚生常任委員長の報告は終わりました。

これより討論および採決を行います。議案第19号につきましては、先ほど申し上げたとおり各常任委員会に分割付託しておりますので、3常任委員長の報告終了後に討論および採決を行います。

議案第20号を議題とし、討論を行います。

討論ありませんか。

（ な し ）

討論を終結します。

これより議案第20号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数です。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議案第21号から議案第23号まで、および議案第25号を議題といたします。

お諮りします。

本4案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

お諮りします。

本4案についての委員長報告は、可決です。

本4案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第21号から議案第23号まで、および議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、建設経済常任委員会に付託しております案件について、委員長から審査結果の報告を求めます。

建設経済常任委員会委員長、小林始君。

○建設経済常任委員長（小林始君）

議長より、建設経済常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので、報告をいたします。

今定例会において、本委員会に付託されました議案のうち令和3年度一般会計当初予算案、ならびに特別会計予算案、公営企業会計予算案について、3月15日、16日および17日の3日間の日程により委員会を開会し、委員出席のもと、関係当局の出席を求め審査いたしました。

審査にあたり、質疑・意見等がありましたので、主なものを報告いたします。

議案第19号 「令和3年度笛吹市一般会計予算について」

産業観光部、観光商工課の審査では、新道峠展望台整備事業の進捗状況と完成後の運営方法について尋ねたところ、展望台整備は、令和3年7月の完成を予定している。完成後の展望台への交通アクセスについて当初は、芦川農産物直売所「おごっそう家」を起点としてバスの送迎を考えていたが、市の施設「すずらんの里」を起点として、食事処や釣り堀、そば打ち体験を楽しんでいただき、さらに「おごっそう家」、「藤原邸」、「すずらん群生地」などの芦川の観光施設を経由し、多くの人に芦川の雰囲気味わっていただきたいとの考えから、送迎ルートを変更しました。また、市内5事業者で構成する笛吹市バス協議会に業務委託をし、送迎を8月から11月までの4カ月間、中型バスにて実証実験行う予定である。

また、「日本一の富士山を眺望できる」観光施設としてのアピールや今後の総合的な整備や運営方法について検討していくとの回答がありました。

建設部、まちづくり整備課の審査では、都市計画道路見直し事業について、詳細な説明を求めたところ、笛吹市内には、国・県・市において計画決定している都市計画道路が10路線あり、内訳として、整備済み道路が4路線、一部整備路線が3路線、未整備路線が3路線となっている。

計画道路の全延長1万7,470メートルのうち整備済みが7,244メートル、残り1万226メートルが未整備となっている。

今回の見直し事業は、市で都市計画決定されている路線で長期間未整備となっている「鵜飼橋松本線・石和本通り線・文化川中島線・八田線」の4路線を対象とし、令和3年度から3年計画で行う予定であり、令和3年度は見直しの業務委託を行い、地域住民のアンケート調査や現状計画決定されている路線について、必要性の検証や課題の整理をするための予算を計上している。

最終的にはどのような手順を踏むのかとの問いに対し、基本的には、交通量調査や都市計画道路として規制を受けていた関係住民の意向を聞く中、廃止を含む見直しの検討をしていく。それでも必要ということになれば代替え道路を整備することになるが、交通量を見据える中で

廃止を目指したいと考えております。

最終的には地元説明会を開催したのち、都市計画審議会に諮問を行うとの回答がありました。

公営企業部の審査では、衛生費の地区水道事業費、水質検査業務委託小規模水道分、補助金の地区小規模水道の数および水質について尋ねたところ、笛吹市内には、御坂に8地区、境川に2地区、八代町に1地区、合計で11の地区水道があり、それぞれ個別に水源を持ち、使用料も独自に設定していて自主運営を行っている。滅菌薬については、自己負担で市と同じものを使用しており、水質検査のみ市において実施している。

検査結果は4半期ごとに県の衛生業務課に提出しているが、水質は良好な状態で、安心・安全の水となっているとの回答がありました。

以上、主な説明および質疑・意見について報告いたしました。

それでは、審査結果を申し上げます。

議案第19号 「令和3年度笛吹市一般会計予算」についてのうち、産業観光部および農業委員会所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

建設部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

公営企業部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第24号 「令和3年度笛吹市農業集落排水特別会計予算」について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第26号 「令和3年度笛吹市森林経営管理特別会計予算」について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第27号 「令和3年度笛吹市黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算」についてから議案第35号 「令和3年度笛吹市兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算」についてまでの9案については、いずれも賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第36号 「令和3年度笛吹市水道事業会計予算」について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第37号 「令和3年度笛吹市宮春日居地区温泉給湯事業会計予算」について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第38号 「令和3年度笛吹市公共下水道事業会計予算」について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第39号 「令和3年度笛吹市簡易水道事業会計予算」について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

以上、建設経済常任委員会委員長報告といたします。

○議長（保坂利定君）

以上で、建設経済常任委員長の報告は終わりました。

これより討論および採決を行います。議案第19号につきましては、先ほど申し上げたとおりであります。

議案第24号および議案第26号から議案第39号までを一括議題といたします。

お諮りします。

本15案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これに異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

お諮りします。

本15案についての委員長報告は、可決です。

本15案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第24号および議案第26号から議案第39号までは、原案のとおり可決されました。

これより各常任委員会に分割付託いたしました議案第19号「令和3年度笛吹市一般会計予算について」を議題とし、討論を行います。

はじめに渡辺正秀君の反対討論を許します。

18番、渡辺正秀君。

○18番議員(渡辺正秀君)

議長の許可をいただきましたので、議案第19号「令和3年度一般会計予算」について反対討論を行います。

日本共産党、渡辺正秀でございます。

まず、予算全体についてですが、令和3年度一般会計予算の全体像、前年度比33億6,042万円増の355億5,511万円という大型予算でございます。

ただし、この歳出見積もり額の中には、ふるさと納税返礼品など、ふるさと納税事業費が6億2,259万円。基金費、昨年比2億8,179万円増の12億3,302万円。借換債による繰上償還8億7,940万円なども含まれております。

また、全額国庫補助の新型コロナワクチン接種体制確保事業4億878万円も含まれております。例年計上される科目においては、予算額は増えてはおりません。

歳入では税収が減る一方で、交付税臨時財政対策債、国・県支出金、給付金繰入金が増えております。基金からの繰入金は前年に比べ15億1,270万円の増で、32億110万円と多額でございますが、基金積立金が9億5,122万円の増で12億3,302万円。また令和2年度の予算執行状況から多額の繰越金が発生することが予想されます。そのために基金の極端な減少はないと思われます。あくまでも、この予算の範囲でのお話でございます。事業額確定に伴う補正以外に、このあと、平成2年度予算の多額の補正があるとも聞いておりますが、その点は反映しておりません。

こうした中で、この予算の範囲においては、笛吹市の財務状況が著しく悪化することはないと思われ、また必要なところに積極的な対策を施すことが必要ではないかと思えます。

個別の事業について、一つひとつの事業について、いくつかの予算について述べたいと思います。

1つは、予算の多くは必要不可欠なものだと私たちも受け止めております。また、市民の願いに応えた新しい施策もあります。例えば病児病後児保育事業や浅川中学校校舎等改築事業、都市計画道路見直し事業、防災体制整備事業等でございます。

しかし、コロナ禍の今、まず必要なことはコロナ感染症防止対策、そしてコロナ禍のもと、収入が減った市民、事業者への支援です。ところが、本予算にはワクチン接種関連予算しかご

ざいせん。私もワクチンには期待しておりますが、うまくいって、ワクチンによる集団免疫ができるまで、半年から1年かかり、その間にも第4波、第5波が来ることが心配されます。

山梨県はこれまでのところ、大きな流行ということはございませんでしたが、それでも早期発見、追跡、感染者保護、隔離のために少なくとも高齢者施設、医療機関職員の定期的PCR検査が必要だと訴えてまいりました。

困窮している市民および事業者支援は、市長選が終わって以降、中小事業者への支援金が1回支給されただけで、本予算には支援策はありませんでした。

市長は、国の支援策に単純に上乘せするようなことはしない。市民にとって必要な支援をす
ると言っておりました。市は、私の質問に対して、国は感染状況に応じて、適切な対応をして
いると思うと答えております。国の対応が適切だから、市独自の対策は取らないとでも言うの
でしょうか。

新規事業として、業務効率化事業5千万6千円が盛られました。これはコンサルに業務分析
委託するというものです。業務分析業務改革改善は、市民と全職員の経験と創意を結集して進
めるべきことであります。その過程で外部専門家の意見を聞くことは必要だとは私も思います。
しかし、これを業務委託して成果物を受け取るということは、コンサルの報告を錦の御旗に業
務効率化を図るということになると思います。あちこちの資料を見ると、各市の特徴、市町村
の本来の役割を無視した単なる合理化、効率化提案になる可能性が大であると危惧します。

この業務効率化事業5千万6千円は、単に5千万6千円という問題ではありません。今後の
市役所の形、市役所の在り方、職員の在り方を左右する問題だと思います。

もう1つ、委託費5千万6千円、この6千円という端数は何であろうか。予算計上前に、す
でに業者との見積もりの合意、確定額なのかと疑問を感じるのは私だけだろうかと思ひます。

最後に、7支所の予算について。

芦川支所を除く6支所の予算は、支所事務と行政区運営事業、夏まつり事業、一部地域間交
流事業、一部の支所の地域間交流事業、春日居支所めぐり情報ステーション費のみでございま
す。支所事務費とは、ほぼ支所施設維持管理費、行政区運営事業とは区と区長に補助金を支給
するというだけの予算であります。

支所費には区役委員会や、その他の住民団体および地域住民と一緒に地域の課題を考え、協力
するための予算はまったくございません。地域自治、地域の課題解決に目もくれない予算では
ないかと思ひます。市町村合併の弊害を地で行く予算と言わざるを得ません。

以上、本予算に対する反対の理由の一部を述べて反対討論といたします。

○議長（保坂利定君）

次に、海野利比古君の賛成討論を許します。

13番、海野利比古君。

○13番議員（海野利比古君）

私は、議案第19号「令和3年度笛吹市一般会計予算」についての原案に賛成の立場から
討論を行います。

令和3年度笛吹市一般会計予算は、歳入歳出とも355億5,511万円、当初予算として
は過去最大の規模となっています。市民の皆さまが待ち望む新型コロナウイルスワクチンの接
種については、市役所が一丸となり、接種体制を整いつつあり、特別養護老人ホーム等に入所
する高齢者に対しては4月から、また一般の高齢者に対しては5月から開始されると聞いてい

ます。これらに要する経費など、新型コロナウイルス感染症関連経費として8億5,180万円を計上されています。

感染症対策の切り札といわれるワクチンの接種が日常の感染防止対策と相まって、一日も早い新型コロナウイルスの収束を願っています。

また、収束後の地域経済の反転攻勢に向けた取り組みとして、笛吹みんなの広場オープニングイベント開催事業に1,122万円、新道峠展望台整備事業に3,844万円、多目的芝生グラウンド整備検討事業に1,573万円などが計上されています。

中長期的な展望に立った、これらの施策についても大いに期待しています。

そのほか、新山梨環状道路関連道路整備事業に9億2,157万円、浅川中学校校舎等改修事業に7億4,886万円など、将来のまちづくりに必要な投資的経費も計上されています。

山下市長は、総合計画に掲げる市の将来像「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」の実現に必要な財源と人材を確保するため、地域の産業振興に尽力される一方で、行財政改革にも熱心に取り組まれています。

市役所の業務を見える化し、改善点を明らかにするため、今年度、業務分析に着手しました。職員による業務量と業務手順の調査に続いて、来年度は専門のコンサルタントに委託して調査結果の分析、課題整理、改善案の提示、業務フロー図の作成を行うこととし、これに要する経費5千万円を計上しています。

この成果は、組織や職員配置の見直しに反映され、さらなる市民サービスの向上と業務の効率化につながるものと考えます。

令和3年度笛吹市一般会計予算は、新型コロナウイルス感染症対策の着実な推進に資するとともに、笛吹市発展の布石になるものであることを申し述べ、賛成討論といたします。

○議長（保坂利定君）

討論を終結します。

議案第19号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数です。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

○議長（保坂利定君）

日程第22 発議第1号を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

神宮司正人君。

○8番議員（神宮司正人君）

発議第1号

令和3年3月23日 提出

笛吹市議会議長 保坂利定殿

提出者

笛吹市議会議員 神宮司正人

賛同者

笛吹市議会議員 武川則幸

〃 小林 始

笛吹市議会会議規則の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり笛吹市議会会議規則第13条の規定により提出をいたします。

提案理由

女性をはじめ多様な人材の市議会への参画を促進する環境整備の一環として、議員として活動するにあたっての制約要因の解消に資するため、標準市議会会議規則の見直しに伴い、改正を行うものである。

また、デジタル化政策の一環として、これまで行政手続等において求めてきた押印について、標準市議会会議規則の見直しに伴い、改正を行い、規定の整備を行うものである。

改正案につきましては、お手元の議案書のとおりでございます。

以上でございます。

○議長（保坂利定君）

お諮りします。

本案については、質疑および会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、発議第1号は質疑および委員会付託を省略することに決定をいたしました。

発議第1号の討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結します。

これより、発議第1号の採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員です。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩いたします。

再開を4時40分といたします。

休憩 午後 3時54分

再開 午後 4時40分

○議長（保坂利定君）

再開いたします。

申し上げます。

本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめ延長します。

ただいま、市長より議案2案および同意案4件が提出されました。

お諮りします。

これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、お手元に配布の議事日程のとおり日程を追加いたします。

○議長（保坂利定君）

これより日程第23 議案第43号から日程第28 同意第4号までを一括議題とし、提出議案に対する要旨説明を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

今回、追加提案いたします議案6件について、概略をご説明申し上げます。

はじめに、議案第43号 「笛吹市介護保険条例の一部改正について」です。

新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、令和3年度においても介護保険料の減免を継続することについて、国から方針が示されたことに伴い、条例の一部を改正するものです。

続きまして、議案第44号 「令和2年度笛吹市一般会計補正予算（第12号）」については既定の予算額に8億7,022万円を追加し、総額443億4,015万円とするものです。

内容については、新型コロナウイルス感染症対策に係る7事業について追加計上したものであり、いずれも早急な対応を必要とするものです。

主なものは、新型コロナウイルス感染症予防接種事業に1億9,613万円を追加します。これは、接種促進のため、自宅から接種場所までの交通手段のない高齢者や障がい者に、タクシーの初乗り料金2往復分を助成する移動支援の経費などを追加したものです。

また、景気回復対策として、笛吹市消費喚起キャンペーン事業に1億6,165万円を計上しました。これは、対象となる市内店舗での飲食や買い物等で、QRコード決済を利用した場合に、利用者にポイント還元を行うものです。

さらに、ホテル、旅館等の支援として、宿泊料金割引事業を実施することとし、1億4,602万円を計上しました。

感染予防対策としては、新型コロナウイルス検査費用助成事業に2億1,385万円を計上しました。これは、医療機関や福祉施設内でのクラスターの発生を防止するため、医療機関への新規入院患者および福祉施設への新規入所者のPCR検査等の費用を助成するものです。

続きまして、同意第1号 「教育委員会教育長の任命について」です。

教育委員会教育長 望月栄一氏の任期が前教育長の残任期間である令和3年3月末日をもって満了することに伴い、引き続き教育長に望月氏を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものです。

任期は令和3年4月1日から3年間です。

続きまして、同意第2号 「固定資産評価員の選任について」です。

前任者の退任に伴い、坂下勉氏を選任するため、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものです。

坂下氏は新任であり、任期は令和3年4月1日からです。

続きまして、同意第3号 「黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について」です。

委員の改選に伴い、新たに委員として三浦光宏氏、田中征吉氏、古谷文男氏、岩間今朝平氏、橘田和人氏、河野芳尚氏、小池洋一氏の7人の選任について、地方自治法第296条の4第1項および黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理会条例第3条の規定により、議会の同意をお願いするものです。

三浦氏、田中氏、小池氏は再任、古谷氏、岩間氏、橘田氏、河野氏は新任であり、任期は令和3年4月1日から4年間です。

続きまして、同意第4号 「牛ヶ額恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について」です。

委員の辞職に伴い、新たに委員として、飯田国彦氏、一之瀬真澄氏、大森広氏、飯島洋氏、篠原英樹氏、渡邊菊男氏の6人の選任について、地方自治法第296条の4第1項および牛ヶ額恩賜県有財産保護財産区管理会条例第3条の規定により、議会の同意をお願いするものです。

6人はいずれも新任であり、任期は前任委員の残任期間である令和3年4月1日から2年間です。

なお、経歴等につきましては、それぞれの案件の末尾にあります参考資料のとおりであります。

以上、追加提案しました議案について、ご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（保坂利定君）

市長の説明が終わりました。

これより日程第23 議案第43号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

以上で質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま、議題となっております議案第43号については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第43号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより議案第43号の討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結します。

これより議案第43号の採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員です。

よって、議案第４３号は原案のとおり可決されました。

次に日程第２４ 議案第４４号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま、議題となっております議案第４４号については、会議規則第３６条第３項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第４４号は委員会への付託を省略することに決定をいたしました。

これより議案第４４号の討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結します。

これより議案第４４号の採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員です。

よって、議案第４４号は原案のとおり可決されました。

これより日程第２５ 同意第１号 教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

ここで、先例により教育長 望月栄一君の退場を求めます。

（ 退 場 ）

同意第１号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

以上で質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま、議題となっております同意第１号については、会議規則第３６条第３項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、同意第１号は委員会への付託を省略することに決定をいたしました。

これより同意第１号の討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結します。

これより同意第１号の採決を行います。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員です。

よって、同意第1号は原案のとおり同意することに決しました。

ここで教育長 望月栄一君の入場を求めます。

(入 場)

望月栄一君に申し上げます。

ただいま、議題となりました教育長の任命については、賛成全員により同意されたことをご報告いたします。

○教育長(望月栄一君)

ありがとうございました。今後ともご指導よろしくお願いいたします。

○議長(保坂利定君)

次に日程第26 同意第2号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

以上で質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま、議題となっております同意第2号については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、同意第2号は委員会への付託を省略することに決定をいたしました。

これより同意第2号の討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結します。

これより同意第2号の採決を行います。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員です。

よって、同意第2号は原案のとおり同意することに決しました。

ただいま、固定資産評価員に同意されました坂下勉君からの議場でのあいさつの申し出がありますので、これを許可したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

それでは、坂下勉君の案内をお願いいたします。

(入 場)

ご紹介します。

固定資産評価員に同意されました坂下勉君です。

あいさつを許しますので、登壇願います。

○固定資産評価員（坂下勉君）

議長のお許しをいただきましたので、一言ごあいさつを申し上げます。

ただいま、固定資産評価員の選任の同意をいただきました坂下勉でございます。

今回、固定資産評価員という重責を担うことになりました。最善の努力を傾注して、この職責を果たしてまいりたいと思います。

今後とも格段のご指導・ご鞭撻をお願い申し上げまして、一言ごあいさつとさせていただきます。

○議長（保坂利定君）

坂下勉君の退場を求めます。

（ 退 場 ）

次に日程第２７ 同意第３号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

以上で質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま、議題となっております同意第３号については、会議規則第３６条第３項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、同意第３号は委員会への付託を省略することに決定をいたしました。

これより同意第３号の討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結します。

これより同意第３号の採決を行います。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員です。

よって、同意第３号は原案のとおり同意することに決しました。

次に日程第２８ 同意第４号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

以上で質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま、議題となっております同意第４号については、会議規則第３６条第３項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、同意第4号は委員会への付託を省略することに決定をいたしました。

これより同意第4号の討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結します。

これより同意第4号の採決を行います。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員です。

よって、同意第4号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

○議長(保坂利定君)

日程第29 「閉会中の継続審査について」を議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長、リニア対策特別委員長より閉会中の継続審査の件が提出されております。

お諮りします。

本件については、お手元に配布のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、本件については各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査と決しました。

以上で本定例会に付議された案件は、すべて終了いたしました。

市長より閉会に際し、あいさつの申し出がありますのでこれを許します。

市長、山下政樹君。

○市長(山下政樹君)

令和3年笛吹市議会第1回定例会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

今議会は、2月19日から本日まで33日間の日程で開催をされました。議員各位におかれましては、慎重な審議に努めていただき、感謝を申し上げます。

本会議および各委員会においていただいた様々なご質問については、市政推進のために活かしていきたいと思っております。

さて、本市においても、新型コロナウイルスワクチンの接種体制が整いつつあります。

4月1日には、ワクチン接種に係る相談や予約に関する問い合わせに応じるコールセンターを開設をいたします。

高齢者に対するワクチン接種については、特別養護老人ホームと老人保健施設に入居する高齢者は4月中に、それ以外の高齢者は5月中に開始する予定です。

接種促進のため、自宅から接種場所までの交通手段のない高齢者や障がい者には、タクシーの初乗り料金2往復分を助成します。

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、打撃を受けた市内経済の回復を図るため、4月から、ホテル、旅館の宿泊料金の割引を実施します。また、6月からは、対象となる市内店舗

での飲食や買い物等でQRコード決済を利用した場合に、利用者へポイントの還元を行う消費喚起キャンペーンを行います。

今後も感染拡大の影響を注視しつつ、必要に応じて、基礎自治体としてなすべき、きめ細やかな支援を行っていきます。

暖かな日差しに春の訪れを感じるようになり、市全域が桃の花に染められ、まさに桃源郷を思わせる風景が楽しめる季節を迎えようとしています。

今年は、「笛吹は花ざかり」をキャッチフレーズに、本市にお越しになる皆さまをお迎えすることとし、新型コロナウイルス感染拡大防止策を講じながら実施する「桃の花見タクシー」や「春の花見バスツアー」を利用し、市内をゆっくりとご覧いただくほか、花鳥の里スポーツ広場周辺には、花見散策コースを整備していますので、周辺を散策しながら、日本一の桃源郷の景色をご観覧いただきたいと思います。

また、さくら温泉通りの桜並木、八代ふるさと公園および寺尾分校では、夜桜をライトアップしますので、昼間とは違う幻想的な雰囲気を楽しんでいただきたいと思います。

モモのせん孔細菌病の春防除は、花卉が見え始める頃までに、ボルドー液を散布する必要があります。現在、標高の低い圃場の散布が終わり、標高の高い圃場が防除の時期を迎えています。

「桃・ぶどう日本一の郷」を守り抜くため、農家、市、JA、関係機関が連携して、地域ぐるみの一斉防除を徹底していきます。

昨日、笛吹市農業塾が市役所本館1階に移転をしました。これにより、多くの皆さまに農業塾の存在を知っていただくとともに、市との連携が強化され、農業に関わる様々な相談や手続きに対し、迅速な対応が可能となります。

4月1日には、事務室の移転に伴うオープニングセレモニーを行います。

これからも、農業全般の相談窓口として、市民の皆さまから頼られる農業塾を目指していきます。

終わりに、組織体制の見直しや職員を適正に配置するため、本日、令和3年4月1日付け、職員人事異動の内示を行いました。

今後も、限られた職員数で効率的かつ効果的に行政サービスを提供していくとともに、本市の将来像「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」の実現に向け、職員共々、積極果敢に取り組んでまいりますので、議員各位の更なる御協力をお願い申し上げまして、閉会に当たってのあいさつとさせていただきます。

○議長（保坂利定君）

以上をもちまして、令和3年笛吹市議会第1回定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 5時06分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

笛吹市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長	田 中 親 吾
議 会 書 記	霜 村 直 人
議 会 書 記	横 山 慶